

令和元年第2回伊仙町議会定例会

会期日程

令和元年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和元年6月4日

令和元年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第5 承認第1号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認（提案理由～採決）

○日程第6 承認第2号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由～採決）

○日程第7 報告第1号 平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（報告～補足説明～質疑のみ）

○日程第8 報告第2号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告（報告～補足説明～質疑のみ）

○日程第9 議案第24号 平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約（提案理由のみ）

○日程第10 議案第25号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由のみ）

○日程第11 議案第26号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由のみ）

○日程第12 議案第27号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由のみ）

○日程第13 議案第28号 伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定（提案理由のみ）

○日程第14 議案第29号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由のみ）

○日程第15 議案第30号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）

○日程第16 議案第31号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）

○日程第17 議案第32号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）

○日程第18 議案第33号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）

理由のみ)

- 日程第19 議案第34号 令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）
（提案理由のみ）
- 日程第20 議案第35号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）
- 日程第21 議案第36号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）
- 日程第22 一般質問（牧 徳久議員、樺山 一議員、牧本和英議員、杉山 肇議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
健康増進課長	重村 浩次 君	選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

令和元年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	牧 徳久 (議席番号7)	1. 農業振興について		
		①さとうきび春植えに係る受託作業の遅延について	30～31年期産のさとうきびは、台風24号など相次ぐ台風の襲来で大幅な減収となりました。徳之島3ヶ町で15万トンを超える結果となり、製糖も早期に終わりましたが、春植えの受託作業が大幅に遅れ、5月下葉までずれ込んだ理由と原因について問う。	町 長
		②さとうきびの植え付け適期について	徳之島さとうきび生産対策本部が発行したさとうきび栽培暦によりますと、春植え植え付け適期は2月中旬～3月下旬となっていますが徳之島の基幹作物であるさとうきびを衰退させないよう適期適切な植え付け管理を行い単収増を図るのが課題だと思いますが見解を問う。	町 長
		③さとうきびハーベスター利用料の助成補助について	この件については、先般5月に開催された奄美群島市町村議会議員大会に於いて、沖永良部・与論地区からも提案されましたが、きび作農家の高齢化に伴い、収穫作業をハーベスター委託に依存する傾向にありますが農家の営農意欲向上に資するためにも是非実現していただきたいが国県へ要請活動を行えないか問う。	町 長
		④馬鈴薯の価格低迷について	さとうきびや畜産に次ぐ作物で「徳之島春一番赤土馬鈴薯」のブランドでありながら2年連続価格が暴落し、馬鈴薯農家は赤字経営が続いている。この現状を踏まえ、価格低迷の原因追求と今後の対策・対応が望まれますが見解を問う。	町 長
		2. 漁業振興について		
		①前泊漁港船揚場の整備について	前泊漁港では、昨年の台風24号や数年前の強烈な台風襲来で沖防を含め、壊滅的な被害を受け、町が船揚場として指定し整備した施設に避難させてあった漁船も2回に及び大波で大破、廃船を余儀なくされている。このような現状を踏まえ、これらを教訓に、船揚場を別の安全な場所に新設するのが妥当と思うが見解を問う。	町 長

		②前泊港の東側と西側の未整備箇所について	過去に何回か一般質問や要望を行い、町長は必ず整備すると言いつながら、5期目も折返し点に入ろうとしているが実現しない。マニフェストや公約実現が政治家の使命と思うが見解を問う。	町	長
2	樺山 一 (議席番号13)	1. 環境行政について	高等裁判所の許可取消しの判決があつてから、わずか約1ヶ月後の3月20日、許可期間2年間の「一般廃棄物の収集又は運搬」の新たな許可を出しています。 廃棄物処理法では、許可に当たって「一般廃棄物処理計画に適合するもの」とあり、適合していなければ許可をしてはならないと規定しています。 高等裁判所の判決ではその肝心要の一般廃棄物処理計画は違法と断じられたわけですが、その後どのような検討・調査等をされ、高等裁判所判決での指摘を解消・是正されたのか伺う。また、新たな許可(平成31年3月20日)の経緯について伺う。	町	長
3	牧本 和英 (議席番号2)	1. 施政方針について	平成31年度施政方針の中で、「重要な社会基盤である町内の町道を順次整備していく」と述べられているが、崎原・上晴集落内の町道の整備を早急にできないか問う。	町	長
		2. 農業政策について (糖業振興)	町内農家へのハーベスター費用の一部助成ができないのか問う。	町	長
		(園芸振興)	農産物加工場計画などの考えはないのかを問う。	町	長
		3. 鳥獣被害対策について	以前、町内の山裾へイノシシ防護柵を設置したとの報告がありましたが、その後の対応について問う。	町	長
4	杉山 肇 (議席番号1)	1. 防災対策について	①昨年の台風24、25号による被災者生活再建支援法の適用状況(件数・金額)について問う。	町	長
			②当該支援法以外で、適用基準を満たす支援法は無かったのか問う。	町	長
			③防災行動計画の策定はされているのか問う。	町	長

5	清 平二 (議席番号5)	1. 環境・観光分野の施政方針について	平成31年度施政方針のP25に「遺産登録を目指す地域として持続可能な既存の観光施設や観光地になり得そうな箇所についての現状や課題の整理が必要であります」とあるが、どの程度の把握をしているのか。また、現状や課題の整理が進んでいるのか問う。	町	長
		2. 学校教育について	①各学校で実施する標準学力検査について、県内・郡内の学力指数の開示を求める。また、今後の具体的な学力向上対策について問う。	教 育	長
			②今年度から開始されるプログラミング教育計画について問う。	教 育	長
		3. 徳之島愛ランドクリーンセンターの設置場所について	徳之島愛ランドクリーンセンターの設置場所について、約17年前の協議のとおり3町持ち回りを遵守するのかを問う。	町	長
6	西 彦二 (議席番号3)	1. 泉芳朗没後60周年記念事業について	①日本復帰の父と評され、郷土徳之島、面縄で著名な先達となった泉芳朗先生が亡くなり60年を迎えるにあたり、没後60周年記念事業実行委員会を発足いたしました。町としてもご賛同及びご協力いただけないか伺う。	町	長
			②泉芳朗先生の生誕地を徳之島の自然遺産観光や歴史探訪の一拠点となって、町及び集落の発展、活性化に寄与していくことが出来ないか伺う。	町	長
7	佐田 元 (議席番号4)	1. 平成28年度多世代交流機能拡張備品購入事業について	①違約金は確約書通りに納入されているのか問う。	町	長
			②住民監査請求による損害賠償金について問う。	町	長
			③納入済み備品について、購入目的通りに利用されているのか問う。	町	長
		2. 農業支援センター「青緑の里」について	①平成29年度、30年度の研修内容と成果について問う。	町	長
			②研修生は、現在何人いるのか問う。	町	長
			③当初予算に計上されていた苗作り棚は、購入し利用されているのか問う	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから令和元年第2回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、佐田 元君、清 平二君、予備署名議員を岡林剛也君、牧 徳久君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月4日から6月6日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月4日から6月6日までの3日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸報告

○議長（美島盛秀君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成31年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

したがって、主な項目についてご報告いたします。

平成31年の3月以降の動静です。

3月20日、学校管理職送別会。

22日、阿権小学校卒業式。

4月に入りまして、5日の第52回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭、学校管理職教職員歓迎会。

8日、阿権小学校入学式及び犬田布中学校入学式。

9日、にっぽん丸寄港歓迎セレモニー、樟南第二高等学校入学式。

11日、大島郡議長・事務局長合同会。

18日、ぱしふいっくびいなす寄港歓迎セレモニー。

21日、関西奄美会総会、「歴史に学び、未来へつなごう」をタイトルにして関西奄美会の総会があり、また、これは徳洲会の運営でありまして、徳之島のほうからも、関西に20人近い踊り連が参加をいたしております。盛大に行われたところでありました。

25日、県政説明会。

26日、次期奄振計画事業説明会。

27日、瀬田海海びらき。

5月に入りまして、3日、進藤金日子参議院議員国政報告会。

4日、全国闘牛サミット、天城町で行われまして、全国から4,000人近い観客を集めて、盛大に行われました。その後の交流会におきましても、たくさんの参加がありました。やはり徳之島の文化でありますので、歴史的意義をこれから伝承していく必要を感じました。

7日、県町村議会議長会研修会。県町村議会議長会の後の懇親会などで、サトウキビのハーベスターへの助成金問題等々、関係する町村の皆さんと真剣に取り組んでいるところであります。

県離島振興市町村議会議長会臨時総会。

8日、県町村議会議長会臨時総会、県町村議会議員研修会。

10日、春の地域安全運動・全国交通安全運動出発式、最近、高齢者の事故等が多発しているということ等の報告がありました。また、飲酒運転については、撲滅についてみんなで今後活動してほしいということ等がありました。

13日、徳之島地区防犯組合連絡協議会会計監査。

15日奄美群島市町村議会議員大会、龍郷町で行われまして、各島、各町村からの議案、要望事項が提案されて、県、国への要望活動が、今、行われているところであります。

17日、徳之島建設業協会総会懇談会、この中で、来賓の挨拶で、社会に貢献できるような企業であってほしいというようなこと等が挨拶でありました。

22日、大島郡各種協議会総会。

23日、伊仙町生涯学習推進会議総会。

24日、令和元年徳之島空港利用促進協議会総会が天城町役場でありまして、5月の29日に、関係する市町村長が陳情、要請に行っていると思います。その中で、徳之島と大島、県内を結ぶ航空直行便の就航についても、今、要望活動しているということで、徳之島空港の1時間延長がなされて、三反園知事のほうから報告があったということが新聞記事等に載っております。

伊仙町商工会通常総会。

25日、地域女性団体連絡協議会総会。

28日、全国町村議会議長会正副議長研修会、議長と副議長の2人で出席いたしまして、最近の議会改革のあり方あるいは今後の議会運営のあり方等々、いろいろ研修をしまいりました。今後、

伊仙町議会においても、このようなことをしっかりと勉強してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

6月4日、令和元年伊仙町議会第2回定例会が本日から始まります。

以上で、動静等について報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和元年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられると報告がなされております。また、閲覧を希望される方は、事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告を行ってまいります。

議長の報告とかなり重なっている部分がありますので、そのことは省略したいと思います。

3月22日にAGFが来られまして、今度、新しい機械を導入するというので、その披露がありました。

同じ日、長崎県の長崎短期大学の西村助教授夫妻が、地域おこし協力隊ということで伊仙町に赴任することが決定いたしまして、その視察に島に参りました。

3月23日には広域連合議会がありまして、4月以降、新しい職員を4人採用するというので、議会で認めていただきました。伊仙町からは2人で、今、広域連合の野積みなど大変大きい課題があるため、これを克服するために職員を増員して、研修終了後に時間延長して焼却を行うこととなります。

3月25日の伊仙町農業振興戦略会議で、ハーベスターの使用料の補助という要望がございました。また、土地の集積が必要だというふうな意見も出ておりました。

3月29日には、伊仙町議会が3月議会で視察いたしました土地改良の西目手久の上部と、それからウスクドウの上部の視察を県の方々で行って、早急に対応するような答弁がありました。

徳之島の医療・福祉を考える会で、以前、産婦人科医の3町での給与補填等を決定いたしました。今、いろんな精神的疾患を患う方が多くなった中で、徳之島病院の精神科ドクターが不足しているということでの要請がございました。

4月1日に、伊仙町、新しく8人の職員が入庁いたしました。鉄は熱いうちに打たなければなりません。研修を今まで以上に力を入れてやっていきたいということ、そして補佐級の研修も随時行っていくと。この日、令和という元号が発表されましたけれども、気持ちを新たに伊仙町職員も研修にいそしみ、努力をし、町民のために頑張っていくという決意でございました。

戦艦大和は先ほど報告ありましたが、雨の中、粛々と行われました。

飛びまして、4月18日に、徳之島広域連合で西目手久住民の説明会がございまして、この場所を今後どうしていくかということに関しましては、3町長の中では合意をいたしました。これは、今後、広域議会の中で、住民の方々との信頼関係をさらに強化していかなければならないと思ってお

ります。

6月16日に開催される地方創生と福祉という中で、討論に参加します伊仙町出身者の会社が、社長含めて表敬訪問に参りました。

4月21日には、先ほど議長からもあったように、伊仙町の盛眞一郎様が奄美会の会長になったということで、伊仙町から2人が参加しました。

4月22日には、これ、5月3日の日に全国放送された伊仙町の出生率の問題、そして小規模校の存続と、民間での住宅建設などが全国的に放送されました。

そのとき、私は鹿児島でいろいろ農業関係の仕事をしていた関係で、保岡先生の告別式に参加いたしましたして、多くの方々が参列をしていらっしやいました。また、裏のページにありますけれども、5月30日にも、農業農村の陳情の合間を縫って、高岡町長と2人、保岡先生をしのぶ会、自民党祭に特別参加いたしました。安倍総理が1時間半もいらしたという形で、自民党の有力な方々のお話がありました。この中で再三強調されたのは、腐敗防止法、そして地方自治の改善等に保岡先生が多大な尽力をして成果を上げたというふうなことが挨拶の中でございました。

4月26日に、3町長で鹿児島に行った帰りにJACの本社をお伺いいたしまして、今後、関西からの直行便という形で、ジェットスターかJAL系統のLCCとの協議に近いうちに行くという中で、JACにはまずそのことを報告するという形で行ってまいりました。

そして、先週の出張の際、3町長でJAL本社にもお伺いいたしまして、今後、JALとの信頼関係を築いていくと、JALとジェットスター、J—AIRとの協力関係を強化することにより関西からの直行便の可能性があるということで、運営責任者から、来年、自然遺産がユネスコで認められたときに臨時便、チャーター便を出すというふうな前向きな提案がございました。その状況によりまして、関西からの直行便の可能性がかなり出てきたというふうには考えております。それがLCCにつながるかどうかは、多くの方々の、搭乗率などによって決定をしていくことになると思います。

それから、4月28日には、宇都先生が来島いたしまして、徳之島で、防衛協会の青年部の発足式典がございました。

5月3日には、進藤金日子先生が来島いたしまして、次期参議院選挙等についての説明、また特に、進藤先生は奄振の土地改良区の予算を絶対的に回復していくということで立候補いたしまして、そのことがほぼ実現できた状況の中で、いろんな質疑応答がありました。私からは、伊仙町の今回の激甚災害に関しまして、今後同じような台風が来るということで抜本的な工事が必要であると、その対応をお願いしたということと、それから今、中間管理機構が非常に厳しい状況の中で進藤先生にいろんな対応等をお願いしたときに、農業委員会の委員の給与を上げる必要があるかなというふうな答弁もございました。

5月15日に、阪急交通社の東京の代表である室田氏が来島いたしました。今、島伝い、沖縄から与論、永良部、徳之島、大島というふうなルートがかなり安定してきた中で、闘牛をどうしても見

たいということでありましたので、船からおりてすぐ闘牛場に行くという形でやっていくというふうな変更をするという話でありました。

5月15日は夏まつり実行委員会がございまして、今回は、伊仙町が7月末か8月前にやった夏まつりを、面縄港は今回の災害でテトラポットを今後130個造成しなければいけないということで、どうしても8月いっぱいまではかかるのではないかとということで、7月から工事、テトラポットの搬入がもう始まっていますので、9月8日ということで決定をいたしております。もし、この後も台風等で延期する状況になったら、10月の6日が予備日ということになると思います。

その後、21日から23日までは、議長も参加いたしまして、郡の町村会の各種協議会がございました。

それから、5月25日には、徳之島観光連盟の総会がありまして、このときに、天城町で最近発見されたウンブキの説明がありまして、ゆうべもあったそうでありますけれども、世界的にも類のない、海中というか、要するに、海面が低いときにできた鍾乳洞に海面が上がったために海水が流入してきたということなどの説明がございました。

それから、観光連盟の総会の中で、私が前から提言していたのは、農業青年とか福祉に関係する方々、今、観光と農業が連携していくと、また福祉と農業も連携していくということで、観光連盟の範囲を広げていくことが重要ではないかということで、闘牛協会の会長さんもこれに参加することになってきました。

5月27日からは、宇都先生が来られた関係で、3町長によりまして、これは、まず防衛庁のほうに行きまして、陸海空そして統合幕僚長、4幕僚長に面談いたしまして、徳之島での自衛隊の統合施設をお願いするということでもあります。この統合施設ということの具体的な例は、いろんな物資を保管するような施設が必要ではないかということでもあります。また、数年後、経過して、ここに航空自衛隊の駐屯地の可能性も宇都先生は言明していましたので、そのことも同時に要請いたしまして、5月29日には、首相官邸で、政務官にも同じような要請をいたしました。

その後、JAL本社で徳之島直行便の要望活動を行っております。

以上でございます。

○議長（美島盛秀君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（美島盛秀君）

日程第4 陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について議題といたします。

平成31年第1回定例会後、これまで受理した請願書並びに陳情書は5件です。したがって、お手元にお配りした請願、陳情文書一覧のとおり、陳情第8号につきましては、所管する総務文教厚生常任委員会に付託しましたので報告します。

△ 日程第5 承認第1号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

△ 日程第6 承認第2号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（美島盛秀君）

日程第5 承認第1号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認、日程第6 承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

令和元年第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第1号及び承認第2号についての提案理由の説明をいたします。

承認第1号は、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

承認第2号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

承認第1号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、承認第1号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額73億9,010万円から歳入歳出それぞれ6,561万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を73億2,448万9,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

13款国庫支出金、補正前の額12億9,666万円にプレミアム付商品券事業費補助金155万6,000円を増額し、12億9,821万6,000円とするものであります。

17款繰入金、補正前の額3億9,918万5,000円から財政調整基金への繰り戻し4,066万7,000円を減額し、3億5,851万8,000円とするものであります。

20款町債、補正前の額11億9,696万8,000円から地方創生拠点整備事業2,650万円を減額し、11億7,046万8,000円とするものであります。

歳入合計73億9,010万円から6,561万1,000円を減額し、73億2,448万9,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は6ページでございます。

2款総務費、補正前の額11億5,964万5,000円から地方創生拠点整備事業の不採択による5,854万1,000円を減額し、11億110万4,000円とするものであります。

3款民生費、補正前の額14億2,609万6,000円に子育て支援プレミアム付商品券事業155万6,000円を増額し、14億2,765万2,000円とするものであります。

10款災害復旧事業費、補正前の額7億6,306万5,000円から港湾施設災害復旧事業費確定に伴い862万6,000円を減額し、7億5,443万9,000円とするものであります。

歳出合計73億9,010万円から6,561万1,000円を減額し、73億2,448万9,000円とするものであります。

次に、予算書3ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

8、一般補助施設事業債、限度額2,650万円、地方創生拠点整備事業の不採択により、地方債同意申請を取り下げるものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用できる経費、第3表、繰越明許費についてご説明いたします。

3款民生費2項児童福祉費、事業名、プレミアム付商品券事業155万6,000円でございます。

以上、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

承認第1号について、質疑を行います。

○5番（清平二君）

今、明許繰越の、ページで8ページ、民生費の予算でありますけども、これは3月末までに実施するのか、3月以降実施するのか、お伺いします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

これにつきましては、県の説明会が2月下旬で、3月議会に予算提出ができなかったために専決ということになったんですが、これは3月のほうから準備を始めて、4月、5月と、今年いっぱい

ずっと続けてやります。

○5番（清 平二君）

155万6,000円が国、県のほうから来ているのですが、こういう補助金は、事務費に充ててもいいのかどうか。最近、事務費になかなか充てることが難しいような気がしますが、この中に賃金とか旅費とかありますけども、これは30年度で実施したものを清算するためにするのか、新しくまた31年度の計画なのか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

この事業については、消費税の引き上げに伴う子育て世帯、それから低所得世帯の支援と、それから地域内の買い控えに対する支援ということで、消費低迷抑止策になっております。それで、事務賃金についても、全額補助の対象になるということでもあります。

それで、今回、今年度の補正予算にそのほかの事業に係る費用も追加して、補正として計上しております。

○5番（清 平二君）

ちょっとまだはっきり私には理解しがたいのですが、30年度の実績で来ているのに31年度の予算をするということですが、やはり最終予算の中で、流用があると思うのですが、例規集の中に賃金とか旅費、需用費の中の食料費あるいは時間外手当とか、これは流用もできないんですけども、何かこれを見た限りにおいて、専決処分においてやるということですが、31年度に回さなかったのかどうか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

この事業は、国の令和元年度の事業でありまして、3月の29日に予算が成立しました。

そこで、伊仙町においては、4月の1日からスムーズに事業が執行できるような体制をとるために、3月の29日に専決処分をいたしました。そして、4月1日から事業が執行していくという形となります。

また、この事業においては新規の事業でありましたので、継続の場合には、また令和元年度の第1号補正予算においてその本体の予算は編成してございますので、そこら辺のところはご了承いただきたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（岡林剛也君）

承認第1号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について質疑をいたします。

予算書の8ページの地方創生拠点整備事業費5,800万円余りですが、これが落とされています

が、その説明をお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えします。

この地方創生拠点整備交付金事業につきましては、30年度の国の補正予算の対応でありまして、3月議会のほうにちょっとこれを補正で乗せて繰り越しをして、実施に向けて予算化してございました。

ですから、この拠点整備のほうに申請したのですが、それが決定にならなかったために、専決処分分でこの整備事業費を落としたという経過であります。

○6番（岡林剛也君）

これは、先ほど、全員協議会の説明で、3カ所整備する予定だったのが認められなかったという説明でありましたが、どうして認められなかったのか、説明をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

3カ所が、町有施設の阿権にある空き家と、あと生活館2件の申請でありました。

不採択になった理由は、今ある建物の改修という方向じゃなくて、改築に当たらないとこの事業にそぐわない。それと、伊仙の「集中から分散へ」ということの中で、各集落単位にいろんな施設がないと各集落が活性化しないということの動きの中で申請をしたのですが、町の中では、拠点という言葉においては1カ所ではないかというところの考えの違いといえますか、方向性の違いで、今回決定にならなかったということでありました。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと課長、場所を教えてあげて、3カ所の。

○未来創生課長（久保 等君）

町有施設の阿権の空き家と、生活館におきまして、下検福と西犬田布生活館であります。

総事業費は5,854万1,000円で、阿権の町有施設が3,689万3,000円、下検福が887万9,000円、西犬田布が1,276万9,000円で申請をしたところであります。

○6番（岡林剛也君）

阿権の屋敷ですけども、これはこの後、どういうふうにしていこうと考えていますか。

○未来創生課長（久保 等君）

伊仙町へ寄贈していただいた、それと歴史的に見ても、古い建物でありながら、柱とかそれがしっかりしているということで、そのまま放置という形はできず、そこを拠点としたいろいろな活動ができる、地形的にも地理的にもそういうことも大事だろうかということで、今回のこの事業に申請してもなかなか通らないような感じですので、ほかの事業を探して、国交省が出している事業等も申請できないかということで、今、いろんな事業を探しているところであります。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって承認第1号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（名古健二君）

承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明いたします。

保険税の医療分の限度額を58万円から61万円に3万円上げて、医療分、後期高齢者支援分、介護分の合計額を96万円にするものであります。

ほかに、5割軽減の基準額の5,000円増と、2割軽減の基準額の1万円の増であります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決

します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

△ 日程第7 報告第1号 平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第8 報告第2号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（美島盛秀君）

日程第7 報告第1号、平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第8 報告第2号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、2件を一括して議題とします。

提案者より、一括して報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第1号は、平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、平成30年度簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第1号、平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、報告第1号、平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、補足説明をいたします。

3款民生費2項児童福祉費、事業名プレミアムつき商品券事業、これは先ほど説明いたしましたとおり155万6,000円。4項災害救助費4,963万円を令和元年度へ繰り越すものであります。

5款農林水産業費1項農業費、事業名特産品加工工房キビ搬入口上屋改修修繕170万円、被災者向け経営体育成事業補助金園芸振興費200万円、畜産基盤再編生総合整備事業負担金1,300万円、被災者向け経営体育成事業補助金畜産費3,000万円を令和元年度へ繰り越すものであります。

7款土木費2項道路橋梁費、事業名社会資本整備総合交付金事業9,481万2,000円、防災安全社会資本整備総合交付金事業7,374万8,000円を令和元年度へ繰り越すものであります。

8 款消防費 1 項消防費、事業名防災まちづくり事業防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事8,000万円を、令和元年度へ繰り越すものであります。

9 款教育費 1 項教育総務費、事業名学校 I T 環境整備事業2,367万2,000円、2 項小学校費、小学校設備事業 1 億1,548万2,000円、3 項中学校費、中学校設備事業1,575万6,000円、4 項幼稚園費、幼稚園整備事業709万5,000円を令和元年度へ繰り越すものであります。

10 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、漁港施設災害復旧費 2 億3,000万円、農地災害復旧事業4,606万円、2 項公共土木施設災害復旧費、事業名道路橋梁災害復旧費5,291万円、港湾施設災害復旧費 2 億2,794万9,000円、河川災害復旧費4,000万円、3 項文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業2,976万円、5 項その他公共施設公用施設災害復旧費、庁舎等災害復旧費200万円を、令和元年度へ繰り越すものであります。

合計10億8,015万2,000円を令和元年度へ繰り越すものであります。財源内訳として、国県支出金 7 億3,311万円、地方債 3 億40万円、その他財源1,300万円、既収入特定財源34万円及び一般財源3,330万2,000円となっております。

今回、このように大きく増額した件は、やっぱり平成30年の第24号台風の影響によるものであり、速やかに事業が進んでいけるように皆様方と一緒にやっていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第 1 号について質疑を行います。

○13 番（樺山 一君）

平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。

今、総務課長から説明があったように15億の予算、そして、消化できたのは5億、繰り越した金額が10億8,015万2,000円となっておりますが、今現在、予算の進行中だと思っておりますが、款 3 民生費から款10災害復旧費までどういう状況か、詳細な説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

現在、プレミアムつき商品券事業につきましては、その準備作業ということで、どのくらいの対象者がいるのかというようなことなどを、システム改修をしないと、これ、できないのですが、その下準備で大体どのくらいの人が出て、一体どういうような払い出し方をするのかといったようなことを検討しているところであります。

また、商品券の扱いについては、商工会または別のところに委託をして、スムーズに流れるような、そういう打ち合わせなどを行っているところであります。

○経済課長（仲島正敏君）

それでは農林水産業費の 4 件につきまして、進捗状況を説明させていただきます。

特産品加工工房キビ搬入口上屋改修修繕につきましては、製糖期終了後ということでございましたので、ただいまこちらのほう、修繕工事の準備をしているところでございます。

また、園芸振興費並びに畜産費の被災者向け経営体事業補助金につきましては、ただいま事業申請をして、細かい部分の修正等を県のほうとしているところでございます。

また、畜産基盤再編総合整備事業負担金につきましては、建物のほうは工事が終わっているのですけれども、付帯ということで、あと、畑地の造成等を残して、事業のほうは、ほぼ造成を残して終了というような感じで、今年度中に完了するものだと思っております。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

民生費の3の4の災害救助費でございます。

多額の繰り越しをいただきましたけれども、やはり瓦れきがまだまだあるということで、その後、ハーベスター等も稼働しているということで、瓦れきがあるだろうということで、繰り越しいただきましたけれども、一度は終了いたしました。製糖時期に入り、飛ばされたトタン等が予想されるということで、今現在も問い合わせが来ている状況でありまして、週2日、2名の作業員で回収を行っているところでありますが、平成31年の4月と、令和元年の5月とで、木材等が、今、16tぐらい回収をしております。トタン等は無償で産廃のほうに持っていつている状況で、今現状、支出が30万程度であります。これも、次の台風が来る前に、そろそろ中止したらどうかと、今、検討をしているところでございます。

以上です。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

土木費の社会整備交付金事業につきましては、現在、測量等を入れるための準備等を始めております。

防災安全社会資本整備交付金事業につきましては、入札が終わり、今議会で承認を得られれば本契約をしていきたいと思っております。

10款の災害復旧費につきましては、全項目入札が終わり、今現在、工事執行中であります。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの樺山議員のご質問にお答えをいたします。

10款の災害復旧費1農林水産業費、施設災害復旧費、農地災害復旧事業の件ですが、ただいま、中部校区のほうで畑地が、畑のほうが5工区、施設が1工区、糸木名で畑のほうをやっております。中部地区におきまして、もう1工区、畑のほうが完成検査終わりました。施設のほうも道路のほう、終了いたしました。

また、糸木名地区も畑のほう終了いたしました。また、残りの分につきましても、来週あたり完成検査が入る予定でございます。

以上でございます。

○教委総務課長（水本 斉君）

教育委員会のほうのご説明をいたします。

最初に、学校 I T 環境整備事業ですが、夏休みの導入に向けて、今、業者さんと協議中でございます。

あと、小学校・中学校・幼稚園の空調設備事業でございますが、ただいま、各学校の設計の委託に向けて、ただいま見積もりを徴収しているところでございます。

あと、同じく小学校と中学校のブロック整備事業でございますが、こちらのほうは、もう調査を終わりました、あと、もう設計をこれから契約する予定でございます。

以上です。

○総務課長（池田俊博君）

8 款の消防費、防災まちづくり事業ですけれども、これは、国の補正予算で 3 月議会のほうで議決いただいた事業でありまして、今現在、設計のほうをして、あと 7 月か 8 月あたりに工事の請負契約等をやっていきたいと思っているところであります。

また、5 のその他公共施設、公用施設の災害復旧事業で、庁舎等災害復旧費ですけど、この災害は、そこの町の消防車庫の上屋根が飛ばされていたものですから、それを、既に事業は完了し、支払いも済んでいるところであります。

以上です。

○13 番（樺山 一君）

今、説明を受けましたが、ほとんどの事業が進行中、そして、事業化においては入札が済んでいるということですが、ぜひ、本当は年度内に、30 年度内に何とか、今年令和元年度の予算が令和 2 年度に繰り越しが、このような形で多く残らないような形で、ぜひ努力していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○12 番（明石秀雄君）

教育費のところですが、I T は先ほどわかったのですが、小・中・幼稚園整備というの、これは何をやるの、教えてもらえますか。

○教委総務課長（水本 斉君）

小学校・中学校におきましては、ブロック塀の再整備工事がございます。

あと、同じく小学校・中学校・幼稚園におきましては空調設備工事です。これの繰り越してございます。

○12 番（明石秀雄君）

30 年度の事業で、全くこれを、この 3 つは動いていないの。仕事をやっているのか、やっていな

いのかわからないのですが、次の元年度の事業が、今度またやっていけるのですか、これで。

○教委総務課長（水本 齊君）

この空調設備工事につきましては、昨年度の12月に国からの補助事業が出ておりまして、12月に申請したところでございます。それで、平成30年度内での事業実施ができなかったことで、今回繰り越しさせていただきました。

ブロック塀の再生工事も、補助事業ではありましたが、何せ規模が大きいものですから、その調査をまず行うということで、30年度内に、その各学校の調査を行ってありました。

そして、その後に設計をしなきゃいけないのですが、その設計が年度内には間に合わなかったということで、今回繰り越しをさせていただきました。

○12番（明石秀雄君）

本当、教育委員会のこの現状ですが、一つでも早くやっついていかないと、こういうことになると、年度がずっと後ろに下がってくる。

また31年度もやるということで、大変だと思いますが、1つずつでも、分散してでも早目に工事をして、いい環境で教育が受けられるようにお願いして、終わりたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

先ほど、きゅらまち観光課長から説明がありました災害救助費ですけれども、これは、まだ畑からタンやら何やら出てきていますけれども、これ、仮置き場とかは、今のところ設置はしていないのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

西伊仙の海側のほうに、仮置き場を設置してございます。ここで、今、週2日程度回収して、そこに仮置きしていただいているのですけれども、今、トラック2台で、大体2日間で1台あるかないかぐらい回収していますので、そろそろ次の台風が来る前にも終わったほうがいいんじゃないかなということで、今、検討しているところであります。

○6番（岡林剛也君）

私はそれ、今、初めて知ったのですけれども、それは町民みんなへ周知はされていますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ここの仮置き場は、町民の方は、ちょっと知らないと思いますけれども、この回収方法としまして、住民の方は自分の畑のあぜに置いてもらって、それを役場の職員が回収する方法で、今、回収しているところでありまして、この仮置き場に勝手に持っていってもらったら、もう収集つかない状況になりますので、今、電話をいただければ、役場の職員のほうでそれを回収して、その仮置き場に置いて、仮置き場がいっぱいになった状態で、また運ぶようにしております。

○6番（岡林剛也君）

自分の畑の横とか、目につくところに置いておいて、電話したら回収してくれるということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

はい。そのとおりでございます。

○6番（岡林剛也君）

多分、町民の方は、ほとんど知らないと思うので、一度、広報なりで放送でもしてもらって、周知をしていただければよろしいかと思いますが。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

このことについては、防災無線で放送を流しております。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○5番（清 平二君）

今、各小・中学校の台風被害でトタンが飛んでいるところがあると思いますけれども、これは学校に、いつごろまで修繕ができるかということをお報告してあるのかどうか、非常に学校で体育関係が使用できなくて困っているような状況じゃないかなと思いますけれども、その辺のところ計画はして、いつごろまでにしてあるのか。

○教委総務課長（水本 齊君）

すみません、ちょっと説明不足で。

10災害復旧費の3文教施設災害復旧事業で3,049万8,000円を繰り越してございます。これが、体育館の整備復旧事業費でございます。

ただいま仮復旧をしております。今後、本復旧するには、また新しく設計をしなきゃいけないのですが、その設計する段階で、まだ業者から設計委託ができていないということで、まだ学校側には詳細なその計画は伝えてはございません。

本年度中になるべく早く復旧をするように、今、事業を進めているところでございます。

○5番（清 平二君）

本年度中ということにしないで、もうちょっと早目に対応しないと、本年度中となると来年3月までかかりますので、せいぜい夏休みぐらいまでとか、めどを立てないといけないと思いますが、どうでしょうか。

○教委総務課長（水本 齊君）

一生懸命やってはいるのですが、何せ規模が大きくて、修繕する箇所もかなり大きくなりますので、その設計段階で、決まり次第、早目に事業を進めていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

町長に、ぜひお願いですけれども、こういう学校現場においては、早目にしないと、子供たちの

運動会、今、ちょうど梅雨に入っていますけれども、そういう体育館も使用できないということになりますので、職員が教育委員会に少なければ、技術者をふやして対応するということではできないでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

ただいまの件について説明をします。

各学校での体育館使用が全くできないという状態ではありません。ましてや、大事な子供たちのけがのことが大事ですので、そのようなことは、まだ学校から上がっていませんけれども、今、ご指摘がありました。もう一回調査をして、それぞれの学校のことを調査して、早急にそういった対応はとっていきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

○5番（清平二君）

先ほどから、今年度中というお話がありましたので、これは、やっぱり職員の技術者が少ないからだと思うのですが、町長、どうにかして応援して、子供たちのためにできるのかできないのかお願いします。

○教育長（直章一郎君）

説明したいと思います。

去年は、各学校に施設係は1人でしたけれども、2人、去年から来ていますので、今後は去年みたいにはあれしなくて、早急にできるのではないかと、今思っているところです。

○5番（清平二君）

2人体制になったのは、いつからですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

平成31年の4月1日からです。

○5番（清平二君）

やっぱり、学校教育は早急にしないと、おくれたら、やはり子供たちの教育に影響が出てきますので、けが等がないような、早くそういう施設整備をするようにお願いします。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○2番（牧本和英君）

すみません。今の関連ですが、教育長が、学校側から安全じゃないとか、そういう要望を受けていないということでしたが、実際に犬田布小学校の舞台とか、その地下室、あれは安全とは言えるのですか。早急にしないといけない場所じゃないのですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、ただいま各体育館は仮復旧の状態で、強い風、強い雨などがあった場合に、多少、やっぱり雨漏りをしているということは聞いております。

そういうことを考えますと、確かに早急に復旧工事を進めていきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

犬田布小学校も、体育館をもう使われていると思いますが、その舞台とかそういうところの危険箇所、そういうのは、ちゃんと立入禁止なりされているのかどうかお伺いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

教育委員会でのその立入禁止とかということはやっていないのですが、学校側での安全管理は、学校側で行っているものと思っております。

○2番（牧本和英君）

本当に向こうは屋根から全て落ちて、本当に危険な状態だと私は見て思いますが、それを早急にされるように、何とかお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号、平成30年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これで終了します。

報告第2号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

報告第2号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明いたします。

1款水道事業費3項排水給水費、事業名東部地区基幹改良事業、金額3億5,475万3,000円のうち、6,357万7,000円を令和元年度へ繰り越すものであります。

財源の内訳といたしまして、国庫支出金1,964万8,000円、地方債4,380万円、既収入特定財源9万3,000円、一般財源3万6,000円となっております。

以上、繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これで終結します。

- △ 日程第9 議案第24号 平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約
- △ 日程第10 議案第25号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更
- △ 日程第11 議案第26号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第12 議案第27号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第13 議案第28号 伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定
- △ 日程第14 議案第29号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例
- △ 日程第15 議案第30号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）
- △ 日程第16 議案第31号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第17 議案第32号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第18 議案第33号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第19 議案第34号 令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第20 議案第35号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第21 議案第36号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第9 議案第24号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約、日程第10 議案第25号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更、日程第11 議案第26号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第27号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第28号、伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定、日程第14 議案第29号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第30号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）、日程第16 議案第31号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第32号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第18 議案第33号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議案第34号、令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）、日程第20 議案第35号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第36号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の13件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第24号は、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案してあります。

議案第25号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案してあります。

議案第26号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号は、伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定、議案第29号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

議案第30号は、令和元年度伊仙町一般会計、議案第31号は、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第32号は、令和元年度伊仙町介護保険特別会計、議案第33号は、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第34号は、令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計、議案第35号は、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第36号は、令和元年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで、議案第24号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約から、議案第36号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）までの13件の審議を中止します。

ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第22 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第22 一般質問を行います。

初めに、牧 徳久君の一般質問を許します。

○7番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。7番、牧 徳久でございます。令和元年第2回伊仙町議会定例会において、ただいま、議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従いまして、順次質問いたします。

近年の農業情勢を見てみますと、平成30年、31年度産の徳之島の基幹作物であるサトウキビは、家屋・牛舎など大被害をもたらした昨年10月の台風24号などの相次ぐ台風の襲来で、茎葉が損傷し、ブリックスが上がらず、15万tを割る大幅な減収でありました。

また、バレイショにおいても、2カ年連続価格は暴落し、農家は借金が膨らみ、悲鳴を上げています。

一方、畜産においては、子牛価格が高値で推移し、畜産農家も増加傾向にあり、黒毛和牛に対する増頭意欲がますます高まりつつあります。しかし、これもいつまでも高値が保障されるわけではありません。つい先日の6月1日・2日の競り市では、全体的に子牛価格が下がっていたような話も聞いております。

今後も農業立町として大きく前進し、農業生産額を確立させるため、町長初め町執行部は臨機応変にしっかりと施策を講じて、農家を支援していただきたいと思っております。

それでは、通告してあります質問に入りますが、執行部の簡潔かつ明快なる答弁をお願い申し上げます。

大きな1番目に、農業振興について。

①サトウキビ春植えに係る受託作業の遅延について。

30年度から31年度期産のサトウキビは、台風24号など相次ぐ台風の襲来で、大幅な減収となりました。徳之島3カ町で15万tを割る結果となり、製糖も早期に終わりましたが、春植えの受託作業が大幅におくれ、5月の連休明けの下旬までずれ込んだ理由と原因についてお伺いするものであります。

2番目に、サトウキビの植えつけ適期について。

徳之島サトウキビ生産対策本部が発行したサトウキビ栽培暦によりますと、春植え植えつけ適期は2月中旬から3月下旬となっておりますが、徳之島の基幹作物であるサトウキビを衰退させないためにも、適切な植えつけ管理を行い、単収増を図るのが課題だと思っておりますが、見解をお伺いします。

③番目に、サトウキビハーベスター利用料の助成補助について。

この件については、先般5月に開催されました奄美群島市町村議会議員大会において、沖永良部・与論地区からも提案されましたが、キビ作農家の高齢化に伴い、収穫作業をハーベスター委託に依存する傾向にあります。農家の営農意欲向上に資するためにも、ぜひ実現していただきたいが、国県へ要請活動は行えないのかお伺いします。

次に、④バレイショ価格の低迷について。

サトウキビや畜産に次ぐ作物で、「徳之島春一番赤土馬鈴薯」のブランドでありながら、2年連続価格が暴落し、バレイショ農家は赤字経営が続いています。この現状を踏まえ、価格低迷の原因追求と今後の対策、対応が望まれますが、見解をお伺いします。

次に、大きな2番目に、漁業振興について。

①番目に、前泊漁港船揚場の整備について。

前泊漁港では、今年の台風24号や数年前の強烈な台風襲来で、沖防を含め壊滅的な被害を受けました。町が船揚場として指定し整備した施設に避難させてあった漁船も、2回に及び大波で大破、廃船を余儀なくされております。このような現状を踏まえ、これらを教訓にしながら、船揚場を別の安全な場所、高台に新設するのが妥当と思いますが、見解をお伺いします。

②番目に、前泊漁港の東側と西側の未整備箇所について。

過去に、何回か一般質問や要望を行い、町長は必ず整備すると言いながら、5期目も折り返し点に入ろうとしておりますが、なかなか実現しておりません。マニフェストや公約実現が政治家の使命と思うが、見解をお伺いします。

以上、農業振興を含めて漁業振興、農政全般について質問いたしましたが、2回目以降は自席で質問いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

牧 徳久議員の質問にお答えいたします。

農業振興につきまして、台風24号の襲来で過去ワーストツアの生産額になりました。農家の方々、今回はサトウキビも大変な状況にありました。また、おっしゃるとおりバレイショも価格が2年連続低迷いたしました。農家の方々、大変な悲鳴を上げているというのは、心から農家の方々にお見舞い申し上げたいと思っております。

この農業振興の受託作業につきましては、まず私のほうから大まかに説明をいたします。

今期、春植え受託作業として、町の糖業部会で取り決めを決めた中で、例年どおりの肥料や農薬の助成に加えて、初めての試みとして耕うん作業。これは深耕作業も含まれます。そして畝立て作業助成に取り組んでまいりました。

春植え時期の悪天候や作業機械の修繕なども重なり、一部、耕うん作業などがおくれた結果となりました。原因としては、初めての試みであり、さまざまところでふなれな点が生じ、作業の効率が悪かったことが大きな要因と思われまます。

解決策として受託農家の増員や圃場の確認作業の簡略化、作業効率の向上について、今後、糖業部会並びに関係機関と検討していくことが重要だと思われまます。

あとに関しましては、一問一答という形で答弁をしてみたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

1回目答弁してから、次々やればいいんだね。一問一答だから。

○7番（牧 徳久君）

町長の答弁によりますと、今年から畝立て作業や耕うん作業、新しい試みとして入れた関係上、ふなれのためおくれたということもおっしゃっていましたが、私はそうではないと確信いたしております。

なぜかと申しますと、この受託作業をするには、南西サービスさん、それから一般の機械を持っている個人さんがおりますが、個人さんは個人同士話し合いですますが、例えば、南西サービスさんは、水曜ガイドに掲載して、全島中からこれを募っている。

それを募った時点で農家は南西サービスさんに申し込み、前金払いで行きます。前金で行った場合に、いつ頃おたくのキビは植えます。それから、種はどれぐらい要りますと、何も一言も農家にはお知らせがない。それが5月の下旬まで滞ったわけですが、例えば、雨天という言葉が先ほど町長から出ましたが、雨天は理由になりません。それは想定内です。5月の連休あたりはすごくいい天気、連休は、皆さんはそういったできないというのはわかっているかもしれませんが、雨降りはできないわけですので、雨降りの日と晴天の日と交代してやるのが筋だと思いますが、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧議員の質問にお答えをいたします。

企業の経営でございますので、こちらのほうから云々ということは言えないんですけれども、今回のことにつきましては、確かに本当にずれ込んだということで農家の皆様に対しては大きな損失であり、町として早期の春植えを推進しているサトウキビの関係機関の一員として、大変残念に思っております。

今後は、作業受託に当たっては農家と密な連携をとりながら、今、議員のほうからありましたように、いつごろ作業に取りかかるのかとか、苗の量はどの程度必要かなど、農家の要望に極力見合うようなことは糖業振興会を含めて関係団体で情報が共有できるようにし、また、その受託団体に対しても、その旨、農家から要望があったということを強く要請をしまいたいなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

今、経済課長がおっしゃいました、こういったことが守られておれば、ここまでずれ込むのはなかったわけですので、例えば、5月の連休の天気がよかった日に、雨降りの日と交代して休みを返上すれば、ずれ込む結果には至らなかった。連休、晴れた日は遊んで、闘牛を見て遊んで、その次の日から雨が降り出した。これは雨天が想定内です。雨天だったからできないという理由にはならないわけです。

そういったのを強く、今後、経済課のほうで南西サービスさんを含めて、個人は守られていると思いますが、強く指導していただきたいと思いますが、今後、来年から、例えば、申し込み量が、全島中の水曜ガイドで申し込み募集しておったのですが、どれぐらい申し込まれて、あなたは何番

目に申し込んだから、あんたは4月の何日ごろ植えられますよというのを文書で連絡するように、金を前金取るわけですが、今後できないものかお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

この場で、できる、できないと言うことはお答えできないのですけれども、今、聞いているところによりますと、その申し込んだ場合、やはりいろんな作業効率を考えた場合、例えば、牧議員の地元の小島のほうで作業をするのであれば、やっぱり西部地区のほうをした後に、だんだんずれてくるというような感じで作業のローテーションを組んでいるというような話は聞いております。

そこら辺につきましても、それを申し込みがあった段階で、そこら辺のある程度の見込みが文書で通知できないかというのは、また、その関係団体で会合をする際に要請はしてまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

それと、攻撃するのは余りしたくないのですが、例えば、圃場を1ha分でもいい、10a分でも頼みますよね。前金1万6,000円、1反当たり払いますよね。そうした場合、大型機械の場合は隅っこに植えられないというのはわかりますけど、5mも6mも植えていない。ただ、その畑を踏み散らして植えたということだけしかなくて、それに発芽率も悪い。だから前金を取っているわけですか。

本当です。農家は泣いています。1町歩のうち、実質、キビを植えられたのは8反しかありません。年寄りなんかは、くわを持ってできないわけで、これはどうしますか。こういったのも強く指導していただけますでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほどから申しておりますとおり、牧議員からありましたことを農家の声ということで、月2回ありますサトウキビの関係の集まりの中で、その旨、報告をさせていただきたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

役場に余り文句を言うわけではないですが、役場に指導してほしいから言っているだけの話であって。

1番目終わりました、2番目の植えつけ適期。この発行している暦はキビ作農家に全戸配付されているわけですが、本来ならば3月中に植えたほうが本来に来年の収量が伸びるわけです。

伊仙町で、今、反収4tしかない。天城町で6、7t。徳之島も6tぐらいしかない。反収が物すごく低いわけです。それで、土づくりとか一生懸命やっているとは思いますが、この適期植えつけが一番大事なのです。これから徳之島用水の水も来ますけど、5月下旬に植えるのと3月下旬に植えるのとでは2カ月違うわけです。収量の差がとてもあると思いますが、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

牧議員の指摘したとおりだと思います。農家の方々、さまざまな要因があると思います。これは中間管理機構とか、そういうのも推進してもなかなかできないとか、そして、台風が来たりとか、

いろいろ要因があったのですけれども、確かに早期植えつけ、そういう管理が一番いいのですけれども、今年の場合は非常に厳しかったと思います。

ただ、先ほど話したように、連休中の好天のときに、なぜできなかったかなどは反省すべき点は反省して、今後、町長としても、今、サトウキビ生産対策本部も伊仙町に今後、回ってもまいりますので、そうでなくても、あらゆる会議の中で、今日、牧議員が指摘したことに关しましては、強力に指導力を発揮していかなければならないと思っております。

2番につきましては以上で、またまた仲島課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

牧議員の②のサトウキビの植えつけ時期についてということについて答弁をいたします。

議員のおっしゃるとおりに、やはり早期です。適期の植えつけが重要だと思います。町といたしましても、先ほどからありますとおり栽培暦によって早期植えつけを推奨いたしており、春植えの種苗や資材の申し込みも1月初めより開始するなど、早期植えつけに向けて対応はしているところではございます。

また、南西糖業さんといたしましても、今期は2月6日から2月10日、また、3月6日から3月12日までの間を春植え推進期間ということで、この早期植えつけに向けての対策をとっているところでございました。

ですが、ちょうどこの時期はバレイショの収穫期と重なるということで、南西糖業さんも春植え推進の期間を設けたのですけれども、そこら辺の推進ができたのかなというのは、なかなか検証してみないとわからないところではあります。

また今後、早期植えつけによりまして、反収の向上並びに品質の向上などが図られるということがわかっておりますので、より一層、春植え推進につきましては、来年の春植えの時期も1月初旬から、もろもろ2月に向けて適期の植えつけができるような対策をとってまいりたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、このサトウキビは薩摩藩から歴史のある、江戸時代、明治時代から歴史のある砂糖でございますので、今後もこれが続きますよう、南西糖業が1工場になったりしたら農家は大変でありますので、サトウキビが徳之島からなくなったらと考えた場合、これは大変です。バレイショもありますけど、畜産もありますけど、この基幹作物であるサトウキビがなくなった場合、大変です。

だから、こういうことを頭の隅っこに置いて、ぜひ経済課のほうでいろいろ農家の予算措置をしながら頑張っていたきたいと思っております。

次に、3番目の、サトウキビハーベスター利用料の助成についてお願いします。

○町長（大久保明君）

このことは数年来ずっと要望があります。後ほど、各地のいろんな状況、沖縄などについて課長のほうから答弁していただきますけれども、少なくとも、この徳之島3町においては、しっかり協

議をして、これは国、県への要望の中で、今、奄振の中でもいろんな事業がありますので、セーフティーネット事業などを取り組むことも一つの方法だとは考えておりますので、要請活動を続けていくことは大変重要であると思います。

今、キビがなくなると大変だということでもありますけど、これはなくなっただけではありませんので、しかも、今、南西糖業の社長さんは、来るたびに、1工場にはならないということを強く話をしております。

以前は、このままじゃ1工場になるよというふうな言い方だったので、そうじゃなくて1工場にしないと、2工場絶対維持するという形で、我々ともいろいろ協議をしている状況でありますので、そのことは絶対あり得ない状況だとは考えております。

しかし、この農業生産額をサトウキビの面積にしても、沖永良部が4割以下になったときがありましたけれども、花とかバレイショが厳しいということで、今、5割近くまで面積が伸びておりますので、徳之島は、今、5割強の中で、最低5割は維持しながら複合農業ということを推進していく中で、サトウキビが新しい品種とか、それから、この前、さとうきび振興大会で、スクープという畝を分けていく新しい機械など、本当に新しい知恵がどんどん出ておりますので、そういった形で、先ほど議員から指摘があったことをしっかりと、こういう台風にひるむことなく我々も指導してまいりたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

牧議員のサトウキビのハーベスター利用料の助成補助についてという質問に対して、答弁をいたします。

議員がおっしゃるとおり、徳之島を初めとする南西諸島、この有人離島におきまして、サトウキビは地域経済を支える重要な基幹作物であることから、関係機関、団体、一体となり、サトウキビ増産計画の着実な実施に向け、これまでさまざまな施策を行ってきたところでございます。

また、増産計画にうたう生産量の確保、増大のためには、農家の生産意欲の向上が必要不可欠であると認識をいたしております。

これに伴いまして、いろいろ種苗の供給であったり、各種資材の助成であったり、先ほどありました畝立て耕うん等の各種作業であったり、堆肥の助成、緑肥の助成など、また、サトウキビの共済制度等、いろいろとある程度、手厚い助成がなされているというのも、また事実であります。

そうではありますけれども、実際サトウキビ農家が農業の経営上、コスト削減を図る上ではハーベスターの利用料金の低減がなされなければ、キビ出荷後の農家の皆様のお手元に残る金額がふえないということも現実的な問題でございますので、議員大会のほうでも、和泊町、知名町、与論町のほうから提出がなされているということもございますけれども、町といたしましても、徳之島のサトウキビ生産対策本部並びに営農推進本部などにおける議論を踏まえまして、3町足並みをそろえながら、今後、国・県の事業メニューとして、軽減のための助成事業が組めないか、検討、要望していきたいなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

いろいろ要望していくということでございますが、このサトウキビの件については先ほどから申し上げましたとおり、沖永良部与論地区でも提案されておりますし、これを可決いたしました。

この資料によりますと、永良部では大体t当たり5,000円。徳之島3町ではA・B・C・Dランクがありまして、一番、Aが4,950円ですが、Aちゅうのは全くなくて、ほとんどB、5,250円で、ほとんどの人がやっておるということでありました。聞いております。それに、喜界では4,960円、大島本島では5,300円、本島ではキビは少ない笠利だと思いますが。それから、種子島では梢頭部をカットすると4,320円。葉っぱがあると6,800円ですが、葉っぱを飛ばすと4,320円という安さになっております。

それと沖縄県ですが、宮古市が4,500円で、500円を市が助成を出している。沖縄全体の価格としては、私が聞いた範囲内では大東島で3,500円ぐらいという話も聞きましたが、全体の価格として2,500円から6,000円程度だという安さ。これを沖振から補助しているという話を聞いたのですが、これは糖業振興会、陳情費として、農家も1t当たり口座から引き落としがされている。陳情費というのが出ているわけですので、このハーベスター助成について、これが助成できれば、サトウキビは値段交渉がなかなか、1万円から1万7,000円になった田中角栄内閣時代から全然上がりませんが、去年かな、何百円か上がったという話も聞いておりますが、値段は上がらなくても、このハーベスター料金さえ下げれば、今後は値段が上がったのと一緒にですので、ぜひこれを参考にしながら要請活動をしていただきたいし。

ちなみに、伊仙町では、高齢化でハーベスターに頼る依存者が多いと思いますが、どれぐらいの割合になっているか、手かさぎとどのぐらいの割合になっているのかわかりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。ほぼ97、8%は、もうハーベスターということで、手かさぎは数えるほどしかないというふうに認識をいたしております。

○7番（牧 徳久君）

このようにして、もう高齢化でサトウキビは機械化に頼らざるを得ない。今、農業をしている50代から60代、70代の人々が主役ですが、この人たちが80になったらもう農業できないので、ハーベスターに余計頼むわけですので、ぜひハーベスター料金の利用は、要請活動を行って、奄振でも何でもいいし、実現していただきたいと思いますが、できますか、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

これは今回の全郡議員大会でも大きく取り上げられました。いろんな大きな課題が出るたびに、このサトウキビ問題は、保岡先生は自分の話の中で、議員1回目のときに船をチャーターして東京に行った話をよくなさいました。

あれほどのエネルギーを我々が、郡内、種子島を含めて、そしてまた沖縄を含めて全国的な形で要請活動をどうするかということですが、まずは奄振の中で、これは今後、ソフト事業が

ふえていくように、今、24億4,000万ぐらい、今度、出来ましたけれども、それも航空運賃だけに中心的にやるのではなく、農家の方々のためにやっていくということを強く配分については主張していきたいと思います。

そしてまた同時に土地の有効活用に関しては、やはり中間管理機構をしっかりとやり出した自治体が全国的に出ていますので、そして、若い人たちに高齢者の土地をいかにうまく移行していくかということも抜本的にしなければ、同時にやらなきゃならない問題だと思いますので、いろんな品種改良ということも、それから利便性の高い機械なども、どんどん開発されていきますので、そういった状況を、国、県とつくり上げながら、地元でやるべきことはしっかりとやっていかなければいけないと。

そして、今、わかっているのが畜産農家はかなりふえてきておりますけれども、畜産一本でやるのではなくて、また、複合農業という形をやっていく中で、サトウキビも同時に若い方たちがやれるような仕組みというのをつくり上げていくことが、島の農業の将来を安定したものにやっていけるのではないかと考えておりますので、今の牧議員の切実な思いを具現化して実現できるようにすることが我々の使命であり、それは郡内一体となってやっていくと。

この前も工場長が来たときに、いろんな組織が多過ぎると。それを一本化していくべきではないかという意見なども大分出ております。

それから、過去5年ぐらいやった反収向上の委員会も決定権がなかったということで、有名無実な組織というものをやはりしっかりと洗い直していくという作業なども、農協も行政も農家の方々、一体となった取り組みをしていくことが重要であると思いますし、今、この多面的機能支払交付金事業などで集落が今までよりは元気が出てきているし、島に帰って農業をしたいという人たちも間違いなく出てまいりますので、後継者の問題、大変心配ですけれども、そのことも、これは島に帰ってきて農業したらしっかりと豊かな人生が送れるということは決して夢でも何でもなし、それは実現可能であると思いますので、そういう方向性で今後とも取り組んでまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ町長がおっしゃいますように、強い気持ちでこれを実現していただきたい。全郡を含めて関係する種子島、沖縄も含めて、こういったのは国からのお金を引き出すために、ぜひ一丸となって頑張ってくださいと思います。

次に、4番目の④のバレイショについてお願いします。

○議長（美島盛秀君）

質問は。

○町長（大久保明君）

低迷した理由などに関しまして、例えば、2月の十何日か、代々木で徳之島フェスタがあったときに、バレイショを合計5tがあつという間に販売されたのですが、そのときに残念なことに、箱に入れる時はどうもなかったけれども、着いてみたらかなり腐敗したバレイショがあつたとかい

うこともあります。

その辺を機械でチェックしたりするかもしれませんが、そういうものをやっていかなければ信頼を回復することはできないと思いますし、いろんな情報がある中で、北海道が豊作でもなかったのですけれども、やはりリレー出荷を、そこを狙って、出荷を一遍に全国的に出していくという、そういう戦略的なことも一つの今回の低迷の理由だとも聞いております。

要するに、乾燥した形で出せるような技術がどんどん北海道では進んでいるようなことも聞いておりますので、そういうことにやっぱり、鹿児島県も沖永良部からみんな協力して、どういう状況がいいのかということなどを考えていくことが大事ではあるんじゃないかと思えます。

詳細については、課長のほうから答弁してもらいます。

○経済課長（仲島正敏君）

4番目のバレイショの価格低迷についての質問にお答えをいたします。

今年度、31年度の野菜の価格に関しましては、バレイショのみならず暖冬により消費量の落ち込みに加えまして、生育の前進傾向による出荷数量の増加によりまして安値水準で推移をいたしました。

今、町長からありましたとおり、北海道産は不作傾向であったものの、消費者の消費の鈍さから在庫を抱えての販売となりまして、春一番も多分に漏れずに厳しい状況が続いたところではございます。また、今年度産のバレイショに関しましては、2、3月の出荷分の野菜価格の補給金が決定をいたしております。

しかしながら、生産量の増加などにより、農家の補給金は十分ではないのではないかということで、昨年度よりJA徳之島事業本部と協議を行いながら、今度、交付予約の申し込み数量を今まで、2、3月分の2,000tを3,000tに、1,000t増やして申請をし、こちらが承諾の通知を受理次第、また今後、補正予算で基金のほうに増額をして対応をする予定でございます。

○7番（牧 徳久君）

バレイショにおいては、おっしゃいますとおりサトウキビや畜産に次ぐ基幹作物であり、徳之島のブランド品でもあります。これが2年連続低迷し、55円とか60円とかになって、農家は本当に赤字。大変な目に遭っております。これはなぜかと申しますと、経済連の指導が悪い。リレー出荷がなされていない。桜前線みたいに永良部、徳之島から出発して、順次、長島町、本土に行かないと。長島町は赤土バレイショですよね。徳之島と一緒に。向こうは陸ですから船運賃がかからない。一緒に出されたら向こうに勝てるわけがない。

いつまでたっても、こういう状況が続けば徳之島のジャガイモはだめということになります。こういったのを指導しない限りは、バレイショの値上がりというのは見込めないわけですので、今後、経済連あたりに強く要望いたして、このリレー出荷を守るように桜前線みたいに順番。沖永良部、徳之島から始まって、終了次第、長島町に入るということをしないと、いつまでたっても価格上昇というのは見込めないと思いますが、今後、指導はどう考えておりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

今、議員がおっしゃいますとおりリレー出荷という形が、本当に、県内各産地がリレーでつながれば、各地域お互いに利益が出るものと考えられますので、ここはまた、経済連ということでございますので、農協さんも含めた野菜部会、バレイショ部会等で、これにつきましても協議して要請をしてまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひリレー出荷を確立していただきたい。バレイショ農家、2年連続暴落し、今年あたりはほとんどの人が、5割、6割の人がサトウキビにかえている。ジャガイモの畑を見ると、サトウキビが植えられている。先ほどのサトウキビの事業委託がおくれたのは、こういった原因もあるわけです。農家がほとんどサトウキビを植えた。ジャガイモをやめた。2年連続でやめたという人が多いです。聞こえます。

サトウキビが増えるのはいいのですが、今後は、3大産業、畜産含めて、サトウキビ、バレイショ、3つが同時に振興、育つように指導し、また、要望するのは要望し、伊仙町がますます農業立町として維持できるように役場のほうで極力な指導をお願いしたいと思います。

これで、農業振興については終わりたいと思います。

次に、漁業振興について、①番目からお願いします。

○町長（大久保明君）

平成の16年の台風のときに、沖防の方もやられましたけれども、船揚げ場の海岸の擁壁を1mぐらいかさ上げしても、今回の台風はそれも乗り越えてきたという形でありますので、今後、船揚げ場をどうするかに関しましては、場所を変更するか、船揚げ場をまたかさ上げするかなどなりますけれども、この道路も含めて上のほうに避難した漁船は助かったわけで、下にあった漁船はほぼ全滅でしたので、ということは、台風の状況を見ながら上のほうまで揚げていくということがとれない今年からやるべきことだと思いますけれども、2番のほうでの質問にはあるとおり、2番のほうの。これは後でまた答えますけれども、そういったいろんな知恵を出していくことが必要ではないかと思えます。

平成16年の教訓が活きないような大型台風というのは、今後、間違いなく来るということで、そういう前提のもとに対策を考えていかなければなりません。

○建設課長（松田博樹君）

牧議員の質問にお答えします。

ただいま町長からあったように、16年の際のときに1mほどかさ上げをしたのですが、それでもまた被害に遭ったということで、新しい船揚げ場を新設ということだったので、新設は少し難しいと思われませんが、台風時などの緊急時に一時避難場所の設置ができないか検討をしていきたいと思えます。

○7番（牧 徳久君）

本当に目の前の漁民は嘆いておりまして、この前の台風24号で8隻ぐらいの船が使用不能な状態になり、1隻は姿も形もなくなっている。

この前の16年災害のときも同じように何隻が壊滅状態になったわけですので、二度あることは三度ある、この3度目は、あっちへ置けないですよね。製氷機小屋に行く道のそこまで揚げていった船もなくなっているわけですから、それから下には置けないということになりますよね。そうした場合、仮に、緊急に新設するということではありますが、あの製氷機小屋の建物の上にはしないといけないわけですが、あの坂が物すごくきついのです。軽トラックで船を揚げていくのに、無理するぐらいに坂がきつい、船を引っ張っていくにはきついのです。トラクターとか、ああいった大型重機を持ってこないで、あの坂は船を引っ張って揚げられない状況です。

だから、本来ならば船揚げ場をつくってあるあの岩場を掘削して、あの上の経済課の施設、あそこに真っすぐ道をつくっていただければ、ぱっと登れるわけですけど、現状の前泊下り口の道は、船を引っ張って登るとなると相当きついのです。

こういったことを考えた場合、今、一時仮揚げをどこに考えておりますか。

○建設課長（松田博樹君）

ちょうど前泊おりたときに、急コーナーがありますよね。漁港に入るところの。そのコーナーのところ空き地があるので、あそこをどうにかできないかなという話を、今、しているところです。

○7番（牧 徳久君）

今、左側におり口があって、右側にもある、その先のほうの広っぱですよね。あそこは整備しても、船3隻か4隻ぐらいしか置けないと思いますが、今、前泊では船は十何隻いますけど、どうするのですか。

○建設課長（松田博樹君）

どれだけ広げて、どれだけできるかと言うのを調査しながら検討していきますというのと、あと、そこを曲がった道のほうにもやっぱり船を何隻かとめてもらわないと、全部はちょっと難しいのかなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

その道路まで揚げるのが、また坂がきついものですから、厳しいから、今、おっしゃったような話をしているのです。その急カーブのところを曲がって揚げるのが大変なのです。船を縛らないと、船の前が上がるのです。勾配がきつくて。そういう状況であるし、今の場所では3隻ぐらいしかできない。その奥にも瓦れきを捨ててあるところがありますけど、ああいったところはどうか考えておりますか。

○建設課長（松田博樹君）

奥といますと、左手のほうですか。左手に下りてくるその左手の……。

○7番（牧 徳久君）

そうそう。

○建設課長（松田博樹君）

そこも一応、考えております。

○7番（牧 徳久君）

先ほどおっしゃいました、今あるところから道ができないようであれば、仮にするのであれば、今、建設課長がおっしゃったところと、その左からおりて先のほうも草を刈り払って舗装すれば大分大きくはなりますよね。

それから、そこでも、仮に、この夏までにしないと、夏、台風が来出したら、岬線まで上げられないですよ。船上げるの、到底無理ですよ。10cmも、10何cmの船ですから。今年、夏まで、そういった緊急整備をして、仮に整備できますか。

○建設課長（松田博樹君）

一応、検討していくということで、夏までにできるという約束は、ちょっと控えさせてもらいたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

検討は誰でもできますよ。時は待たないですよ。台風は待ってくれないですよ。7月、6月末から7月になったら、もう、どんどん来ますよ。去年24号より大きいのが来るかもわからないし、今後は。船上げるところがないわけですので、これ、早急に、緊急にやっていただかないと大変なことになりますよ。

○議長（美島盛秀君）

牧議員をお願いします。5回目になっていますので、検討しますということでありますので、今後、見守っていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、今、要望したことを念頭に置いて、住民のために頑張ってくださいと思います。

次に、2番目、東側と西側の繋ぎ部分についてお伺いします。

○町長（大久保明君）

数年前から、このことに関しましては、国会議員の先生方2人来島したときにも、現場見ってもらって、いろんな対応のお願いをしてみましたし、県のほうにも要望しております。この前、台風で調査に来たときに、あそこは今回ではありませんけれども、台風被害の激甚災害の中で、同時にやっていけないかということも、協力もお願いしましたけれども、それは当然無理でしたけれども、あらゆる知恵を出してやっていきたいと思いますが、課長のほうから具体的な数字も出ておりますので、また、課長から答弁をしてもらいます。

○建設課長（松田博樹君）

前泊漁港の東側と西側の未整備地区についての牧議員の質問にお答えします。

今年度も県のほうに申請をしまして、一応、県のほうで申請中ということなのですが、機能増進事業ということで申請しており、最短で、令和5年に実施する予定となっております。

○7番（牧 徳久君）

最短で5年とおっしゃいましたが、10年一昔と言いますよ。漁民もいなくなりますよ。5年、5年後に、町長、過疎債で借用してやるとか、何とか、個人的に話したこともあるのですが、そういった考えはもうなくなったのですか。

○町長（大久保明君）

経済課の試算で、1億8,000万ということで、過疎債を利用しても、今の状況で、簡単にやりますという状況ではありませんので、財政状況が好転などしたら、しかし、5年というのは、そんなに遠くない話だと思いますので、また、粘り強くやってまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

町長の任期は4年ですが、もう4年、次、誰が町長になるか、わからない。5年後と言ったら、それは難しい話じゃないですか。ぜひ、この点についても、かねがねから、ずっと、もう、7、8年も前から要望しているわけですので、ぜひ、他人事じゃなくて、真剣に考えていただきたいと思いますので、漁業振興のため、また、徳之島、伊仙町発展のためにも、頑張ってくださいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、牧君の一般質問を終了します。

次に、樺山一君の一般質問を許します。

○13番（樺山 一君）

町民の皆様、こんにちは。13番、樺山でございます。令和元年第2回伊仙町定例会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、質問をしていきます。

詳細に通告してありますので、町当局の簡潔な答弁を求めます。

それでは、質問に移ります。

既存業者が逆転勝利の記事が平成31年2月14日、南日本新聞に、2月17日に奄美新聞、2月23日に南海日日新聞に掲載されていまして。廃棄物処理法第7条に基づき伊仙町が出した許可を要であるので取り消すという高等裁判所の判決であり、この判決で3回目の許可取り消しの判決だとありました。

高等裁判所の許可取り消し判決があつてから、わずか約1カ月後の3月20日、許可期間2年間の「一般廃棄物の収集運搬」の新たな許可を出しています。廃棄物処理法では、許可に当たって「一般廃棄物処理計画に適合するもの」とあり、適合していなければ許可をしてはならないと規定しております。高等裁判所の判決では、その肝心かなめの一般廃棄物処理計画が違法と断じられたわけですが、その後、どのような検討・調査等をされ、高等裁判所判決の指摘を解消・是正されたのか

伺う。また、新たな許可の経緯について伺う。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

樺山一議員の質問にお答えいたします。

今、地元紙の内容を話していただきました。この裁判所の、福岡高裁宮崎支部の判決に関しましては、今、樺山議員が言ったとおりであります。その内容を私も具体的に弁護士と一緒に読んでみた中で、非常に重要な点は、この福岡高裁のほうも、700基の無管理があるということを完全に認めただけです。そして、さらに、これは増えていくだろうということでもありますので、例えば、今、一般廃棄物処理計画は違法と断じてはないわけです。これは不備な点があると、かなり、まだまだ十分でないというふうな内容に読み取られましたので、そのことを新しい政策検討委員会をこれは進めていくという形で、今、学者の皆さん方を中心に設置しています。その方々、専門家の意見を聞きながら、この管理計画の、どのような内容にしていくかということ、これは既に上告文中に具体的に書いて、——いや、これは、すみません、今のは29年の話です。ですから、29年はそういう700基が、ちょっと、今、29年と30年ダブりましたけれども、諮問委員会というのは検討委員会と30年の話でした。その700基が不備であるということと、それから、管理されてないということと、その不備な点を最高裁に上告した文の中には、しっかりと指摘されたことに関して、明確に指摘されたことをただすような文で上告をしているということでもありますので、29年度に関しましては、その結果が待たれるところでもありますし、ですから、こういう福岡高裁宮崎支部で、こういうような結果になったということは、要するに30年度に関しては、それを是正していけばいいという考え方のもとで、こういう検討委員会を設置したわけでもありますので、そのことを含めて、30年度の裁判を今進んでいるというところでもあります。この島内、町内のいろんな方々も、これは総じて2社あったために、既存業者も、そして、新規参入した業者も、浄化槽に関しては非常に意欲的にしっかりした管理をしていこうという流れが出てきていますので、私としては、これは、この裁判を今後も続けて、これは2社でやっていくことが正しいというふうな流れは、今、町民の中で出てきたと思いますので、この既存業者が不利になるようなことはないと思います。これは、これから、どんどん新築の家が出てきたりすれば、そして、既存業者の管理しているところを、新しい業者が無理矢理、それを交渉してとっているという状況はほとんどないわけですから、新規にできたところを中心に、今、300基以上が管理されておりますので、今後とも、これから環境問題は非常に重要な問題になってまいりますので、いろんな管理、そして、定期的な検査などを十分やっていけるようになると私は確信しております。

以上です。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今の町長の答弁の中で、ちょっと補足していきたいと思います。

伊仙町は700件の無管理があり、既存会社のみでは管理できないと考え、別の会社に対して、平成

29年3月16日付で許可出しました。裁判における争点は、無管理浄化槽の主張であり、鹿児島地裁で、無管理浄化槽は相当数ある。ならば、新しい業者を参入させることは適用であるということで、一審では判決が出ました。そして、福岡高裁宮崎支部においては、今、町長も言われましたように、無管理浄化槽が700基程度あることについては合理的であるが、そこで、伊仙町は新たな業者を入れる前に状況の分析・検証をとるべき方策の実行、可能性及び効果の検証の他、既存の許可文書処理能力が一般廃棄物処理の適正な維持可能性を具体的に検証をしなければならぬところ、怠っていたということで、許可処分が裁量の関与、逸脱し、これを代用したものだとして、福岡高裁宮崎支部で取り消し処分を受けた次第でありまして、このことから、伊仙町は今後最高裁で争っていく中に、現況の未設置、無管理浄化槽の減少に注力するなど、どのような方策を立てればいいのかなど、検証、また、助言を言える機関があれば望ましいということで、伊仙町浄化槽政策検討委員会を設置した次第であります。結果、委員会より伊仙町長へ、新規業者に対し、次年度、許可処分を行うべきか否かについての答申書が届きました。答申の趣旨といたしまして、伊仙町は新規業者に対して、本件、許可処分の許可期限満了後、次年度許可処分を行うことは相当であるということと来ております。その答申の理由といたしましては、伊仙町の無管理浄化槽の現状について、今、高等裁判所からもありましたように、伊仙町は一般廃棄物処理計画が定められた際、伊仙町内の無管理浄化槽を約700基であると認められたことは合理的であるということとあります。また、既存会社の平成26年度の管理浄化槽数は1,010件で、また、30年度の浄化槽管理数は1,103基である。さらに、平成30年度における新規業者の管理浄化槽数は300基である。そうすると、伊仙町内には、現在でも相当数の無管理浄化槽が存在するということとあります。そして、2点目に、この委員会は、無管理浄化槽の現状やこれを解消するための方策について、今後、調査・検討を行う予定である。しかしながら、当委員会の調査・検討が終了するまで、新規業者に対する許可処分が行われないとすると、新規業者が清掃管理を行っている300基の浄化槽の衛生状況が悪化し、伊仙町内の環境悪化がする可能性が高いということで、これを踏まえて、この答申書を鑑み、2019年度、一般廃棄物、し尿浄化槽類の収集運搬の許可を交付した次第でございます。

以上です。

○13番（樺山 一君）

るる、長々と説明していただきましたが、高等裁判所の判決文の指摘事項、5、6点あると思います。それを私がここで読み上げても、聞いている方、理解はできないのが大多数だと思いますが、伊仙町の基本計画、実施計画を指摘された分だけ、私が読み上げてみます。

「伊仙町の基本計画、実施計画は、具体的かつ根本的な方策に何ら触れられていない。浄化槽管理者を契約締結に誘導する具体的方策の記載はない。以上の準備をしていたことを伺わせる証拠もない。既存業者だけで、排出汚泥の増加分を運搬できるか、具体的に検討したとも認められない。新規業者がし尿処理浄化槽の収集及び運搬を行うこととされた具体的な事情は認められない。また、伊仙町は基本計画を定めるに当たって、必要な調査、検証や検討をしたとは認めることはできず、

基本計画は伊仙町の裁量権の行使としてされたことを前提としても、その重要な事実の基礎を欠くものであったと言わざるを得ず、さらに、判断の過程において、考慮すべき事情を考慮しなかったため、長年にわたって解消できなかった無管理浄化槽を伊仙町による一般的な啓蒙活動と新規業者の参入によって、2年間で解消するという著しく妥当性を欠く内容の計画となったことが認められるから、伊仙町は裁量権の範囲を逸脱し、また、これを乱用したものと認めざるを得ない」ということで、その基本計画を指摘されております。

そして、この基本計画を31年3月20日に許可を出しているわけですが、この基本計画をどう是正して許可を出したのか。また、先ほどから答弁にある検討委員会を設置したという話がありますが、その検討委員会の委員のメンバー、名前は出せないかも知れませんが、何人いて、大体どういう方々なのか、説明を求めます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

名前のほうは、個人情報でありますので、控えさせていただきます。

委員は4名でございます。鹿児島大学が2名、そして、鹿児島県弁護士が1人、そして、伊仙町の住民代表1名でございます。この4名で今検証して、今、今後の無管理槽の減少を調査してまいりたいということでございます。

○13番（樺山 一君）

4名の検討委員会を設置したと、そして、それは、いつに設置したのですか。その検討委員会は。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

平成31年3月19日に公示してあります。

○13番（樺山 一君）

伊仙町の一般廃棄物処理実施計画書、毎年つくっておりますけれども、30年の4月の処理計画書の中には、「検討委員会を設置する」、そういう文言はないのですけれども、平成31年度、令和元年度、31年4月の伊仙町一般廃棄物処理計画実施計画書には、最後に、1番最後のページに、「無管理浄化槽の解消に向けた取り組み、伊仙町浄化槽政策検討委員会に対して、無管理浄化槽に対する方策、その浄化槽の衛生状態を向上させるために必要な方策に関する諮問を行い、同委員会の答申を踏まえて、無管理浄化槽の解消に向けた取り組みを行う」と書いてありますけれども、31年2月というのは、私は、30年度だと思っておりますけれども、この計画に、30年度の計画にはなくて、31年度の計画にしかないんですけど、そこら点の相違はどうですか。

○町長（大久保明君）

今、福岡高裁の内容について、いろいろお聞きしましたが、結局、福岡高裁も間違いなく認めているのは、今までの管理が不十分であったということも、全部認めているけれども、しかし、計画が不十分だったということです。ですから、それを十分な計画書にやっていくために、やはり、伊仙町としても、いろいろ指導を仰ぎながらやっている中で、完璧でないことがあることは、それは

最初から無理だと思います。しかし、大事なことは、やはり、これから伊仙町民がより豊かな環境問題でしっかりした普通の自治体のような形での浄化槽管理を全ての家が合併浄化槽をこれからどんどんつくっていく中で、そうすることを目的とした2業者であることは、2業者必要だということとは間違いないと、今、認めているわけですから、鹿児島地方裁判所の第一審で。ですから、例えば、この一審、二審とかいうのは、現実離れしているわけです。現実を状態がいかによくしていくかということが最も大事であって、裁判官たちの、これは語弊を生むかもしれませんが、机上の空論で、机上の理屈のせめぎ合いで、それを言ったら、ほとんどの自治体が、そこまで、しっかりした計画を立てて、年次ごとに更新して、そして、それを修正していくということは、なかなかできない中で、我々も裁判所の判断下されたら、それに従って、検討委員会というのを、諮問委員会というのをつくっていくのは、つくって、戦っていかざるを得ない状況ですので、まだまだ最高裁の結論、これから出るわけですから、その結果がどうであろうとも、私は、こういうことを説明していけば、最高裁であっても、今までなかったような判断ということは下す可能性は十分にあると考えておりますので、今、福岡高裁の地検の判断が100%ないということを私は確信しております。ですから、もう1回上告して、戦っていくということでもありますので、議論が裁判官と弁護士たちの言葉のスキルはそういう戦いになっていってしまったら、島民が実際に現実にいい浄化槽を受けることが難しいのではないかと思います、それは最高裁では結論がまず出ますので、例えば、最高裁で、町が敗訴しても、それは、また、毎年毎年、そういうような裁判を続けていかざるを得ないわけですから、その辺のところは長期的、大局的に見ながら、我々は、鹿児島地方裁判所勝った、福岡高裁は負けた、次は、また勝ったとか、そういうことに振り回されてはいけなないと考えておりますので、やはり、町民がいかに何を望んでいるかということが最も重要であると思うし、それはアンケート結果に出ていると私は思いますので、そのことを町民の気持ちを十分に我々はするのが、理解してもらって、納得して、いい浄化槽体制になったというのが、するのが、我々の最大の使命でありますので、その気持ちが緩むことはありませんので、もう、とことん、これは戦っていくか、それ以外に方法はないと思っております。

○13番（樺山 一君）

町長のその意気込みはわかります。しかし、最高裁に今上告しているわけです。それで、裁判は勝つか負けるか、どれか一つです。どこに転ぶかわかりません。しかし、そこまでして、町民の税金を使って、訴訟費用、弁護士費用を払って、この間も私は一般質問もしましたけども、それで負けたら、やはり、退路を断つぐらいの覚悟もないし、そして、また、裁量権の逸脱、もちろんありますよ、負けたら。そしたら、監査委員に住民監査請求が出て、個人的な問題なので、町長が弁償しなさいとか、そういう形になる可能性も出てきますよ。しかし、これは、一審ではもちろん町が勝った。そして、二審では、今、業者が勝った。しかし、最高裁でわからない。しかし、その勝った高等裁判所の判決の伊仙町の不備な点を出しておりますので、論法と言え、私にはわからないのですが、それぞれの考え方。例えば、高等裁判所、町は町内の浄化槽については、平成27年、29

年に調査を行ったが、その内容を全面的に信用することはできないと断じる一方で、また、少なくとも、伊仙町には1,700基の浄化槽があることを認め、そして、また、1,000基を既存業者が管理し、700基が無管理だと判断したり、町長が言うように、明らかに矛盾のあるところもあります。信用はできないと言いながら、あると言ったり、そういうものもあります。しかし、この矛盾ある高裁判決に疑念を持って、今、浄化槽の専門の方々は今調査しているという話も聞きます。なぜ、専門の方々が疑念を持つに至ったか。それはマスコミ報道でもありましたように、町が出した許可を裁判で再三取り消されても、町が許可をし続けようとする理由の一つに、伊仙町内には、浄化槽はつくっただけ、消毒もしない、機器の点検もしない、場合によっては、電源も入れずに、いわゆるほったらかしになった浄化槽、これが果たして、無管理と言えるかどうか、また、疑念が持たれます。約700基もあるという町は言うけれども、町は地域環境保全の観点から、ほったらかし浄化槽をなくさなければならない。そのために新たな業者が必要だと、そして、そのために許可を出さなくてはならないという理由で許可をしているわけですが、本当に、そして、町が、例えば、ほったらかし浄化槽、それが、もちろん届け出をしなくて、無届けでつくった浄化槽、それを浄化槽管理者、その浄化槽をつくった方、点検するような、点検しなさいということで、指導なんか、何件ぐらいしていますか、町は。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

前回、浄化槽答えたと思うのですが、なかったかな、今のところ、数字は今持っておりませんが、環境衛生のほうから、無管理の分に来た分に対しては、毎回指導いたして、指導また勧告までしております。

○13番（樺山 一君）

それを、指導、勧告して、浄化槽管理業者と契約まで持っていくのが町の仕事だと思いますよ。指導だけして、金を払って契約するわけだから、誰もしたくないですよ。そこを契約まで持っていかなければ、やはり、無管理浄化槽がなくなることは、私はないと思います。そして、また、先ほど、鹿児島大学の教授2人、そして、弁護士の方々、検討委員会ですね、その検討委員会は、いつ、どこで、開かれているのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

鹿児島大学のほうで、大学内のほうで開催しております。

○13番（樺山 一君）

そしたら、その中に、もちろん地元の方もいる。その方は出張で、そこに行かれて、そして、議事録なんかとって、残って、そういうのが会合を開かれているということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今の質問にお答えいたします。

まず、鹿児島大学の教育研究棟第3階セミナー室で開催してまして、今、3回開催してござい

す。この伊仙町のほうからの住民代表として、ここにありました、この出張は役場から出ておりません。

○議長（美島盛秀君）

樺山議員と執行部にお願いします。同じ議論がかみ合わない点がありますので、資料等を請求して、出させて、また、次回にでもお願いしたいと思います。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、その検討委員会ですか、その議事録等があれば、資料を請求して、また、いきたいと思っております。

最後になりますが、浄化槽が伊仙町内にほったらかした浄化槽700基があると、信じられないと、その浄化槽の専門の方々です。町は新規許可業者をつくり出すための口実、ほったらかし浄化槽約700基の存在をでっち上げているのではないかという疑念も生じられます。新規許可業者、既存の許可業者及び鹿児島県が唯一指定している法定検査機関、そして、伊仙町から提出された証拠等をもとに、浄化槽にかかわる専門の方々が顧客名簿や法定検査の台帳を1件1件突き合わせて、現地調査を進めていると聞いておりますので、また、その報告書等ももらいながら、また、次回質問してまいります。

ぜひ、許可を出すのであれば、そういう裁判所からされた指摘事項、それを出す。許可出すのを1カ月でも、2カ月でも置いて、実際に検証しながら、専門委員会の方々、その専門委員会の方々に伊仙町に来てもらい、検討委員会の方々にも伊仙町に来てもらったり、そして、もちろん鹿児島大学の構内だけじゃなくて、そういう形でしながら、ぜひ、これからは伊仙町の一般廃棄物処理計画書を綿密に検討して、つくり上げられて、裁判して、指摘を受けられないような形にさせていただくことを希望して、一般質問を終わります。

○町長（大久保明君）

私からも、いろんな、今、樺山議員が述べたことに対するいろんな反論は、私はやっていきたいと思えます。あたかも、700基を町がわかっていながら既存業者に連絡しなかったというふうにも聞こえるわけです。それは、我々が、町が委託しているわけですから、委託された業者が責任を持って、みんな管理すべきなのです。それがあたかも、町がしっかりした仕事をしないで、町が無視したということじゃ、絶対ないわけです。それは既存業者が全部やって、しかも、町の条例に従った形で調査ほとんどやってないわけですよ。年1回、2回、やったか、ないかというのがほとんどですから、そのところは、徹底して、これからも議論していくことになるわけですから、今言ったことは、そのように基本的なところが完全に抜けた議論になっているわけです。今聞いたら、何か町に責任があるように聞こえたので、それは既存業者がそこまで管理するように町は委託しているということをしつかりと理解して発言していただきたいかと思えます。これまでで、答弁は終わります。（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

終わりだから。

これで、樺山一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次に、牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

町民の皆さん、こんにちは。2番、牧本和英です。ただいま議長のほうから許可がおりましたので、令和元年第2回伊仙町議会定例会において、一般質問を行いたいと思います。

まず、施政方針についてですが、平成31年度施政方針の中で、重要な社会基盤である町内の町道を順次整備していくと述べられていますが、崎原、上晴集落の町道が整備されていない状況、そして、崎原、上晴地区は畑総事業が整備され、基幹作物であるサトウキビが今年是不作にもかかわらず、約4,000tつくられているため、運搬車両が1日約7から8回通行している。高齢者も多いが、今は若者もふえて、子供たちも多くなっている。社会基盤である町道の整備を早急にする必要があると思いますが、町長のお考えを伺います。

次に、農業政策についてですが、①糖業振興では、基幹作物であるサトウキビが2年連続台風被害など気象被害等により生産量が伸び悩んでおり、生産意欲の低迷となっている。県は国のさとうきび増産プロジェクト基本方針に基づき、さとうきび増産計画を平成18年に策定し、優良品種の普及やハーベスター導入等による機械化一貫体系の確立等、そして、単収工場や省力化対策等に取り組み、サトウキビの生産振興と農家の経営の安定、所得の向上を図っているところで、大変うれしく思うところではありますが、このような事業は、一部の農家の経営安定と所得向上であり、本当に必要とされている人たちまでは届いてないのが現状である。大島郡の議員大会で和泊町、知名町、与論町から提案された国費によるハーベスター利用助成金の創設の要望もありましたが、2年連続の台風被害により農家は経営安定とはとても言えない状態になっている上、今年の春植え、株出し、夏植えへの生産量が望めるのでしょうか。このような状況が3年、4年と続けば農家の生産意欲もなくなり、後継者不足や農業受給者減少はもとより地域経済、雇用確保まで関係し、伊仙町の人口減少につながる。そのことを踏まえ早急な対応を取るべきで一般財源を置いてでも町内全農家へハーベスター費用の一部助成はできないものか伺う。

②園芸振興。島では台風など気象災害が多くて、夏野菜の栽培が厳しく、農家の所得は大きく左右されていると言える。今、コンビニへ行けばカット野菜などが売られ、共働きやひとり暮らしの

人にありがたい食品として喜ばれている時代ともいえる。豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みをするためにも、農産物加工場が必要ではないかと思われる。町でも取り組んでいるふるさとレストランプロジェクト事業などにも活用されるのではないか。これは、畜産加工のほうになります。今、町にも市牛肉の注文が来ていると聞いていますが、販路はあっても処理する施設がないという理由で企業に断っていると聞きました。例えば、全国的で有名な松坂牛は4等級以上が松坂牛ブランドとして販売され、それ以外は加工され、松坂牛使用商品として販売し、付加価値をつけ、ブランドを守っている。我が町ではバレイショも多く栽培されているが、2年連続価格低迷で農家は厳しい生活を余儀なくされている。バレイショのB品、そして規格外の商品を加工し、価格の安定、流通の安定、利益を最大限にするためにも我が町には農産物加工場が必要と考えられるが、町長の考えを伺う。

鳥獣被害対策について。以前、山裾全部に防護柵を設置したとの報告がありましたが、その後、里に下りているイノシシの移動範囲など調査、そして対策、対応について伺う。

これで、1回目の質問を終わります。2回目からは自席で行います。

○町長（大久保明君）

牧本和英議員の質問にお答えいたします。

伊仙町は今日、具体的な数字を持って来てないのですが後で報告したいと思います。

町道の距離においては、県内随一の距離を持っている自治体であります。これ、どういうことかと言いますと、豊かな大地があって、そこに縦横に町道、県道もありますけれども農道も含めてあるということの証拠でありますので、つくられて50年以上経つ町道もたくさんあります。それを社会資本整備事業などでずっと改修を進めております。今年も9地区ぐらい予定をしておりますので、それでも1年の間に他の道がどんどん、どんどん老朽化していく、社会資本整備交付金事業の対象になってくる自治体が出てまいりますので、町道の整備というのは、これはある意味で永遠に続くのではないかと考えておりますので、今出た地区などについても恐らく今年の計画の中に入っているのではないかと考えておりますので、担当のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（松田博樹君）

牧本議員の質問にお答えします。崎原、上晴集落内の町道整備を早急にできないかということですが、今年度の計画の中に上晴小島線の整備を計画しております。また、他の路線については、また路面正常調査のデータや地元の要望等をもとに順次整備していく予定にしております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。今年に上晴小島線をするということで、まず特に崎原地区は県道に出るまでも町民の方々が大変不便を感じていると言うこと、そしてまた通学路にしてもとにかく危ない箇所が、危険箇所が多いということも含めて一日も早い道路整備ができるよう期待しております。今年も9地区ですか、する予定、やっぱり順次もう早急にして次に、次にとならないようによろしくお願いいたします。

それでは、農業政策についてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

ハーベスターの費用の一部助成については、先ほど牧議員の質問の中でもございました。先ほどは3町で同じような形で推進していくことが大事だという話をしました。また質問出ましたので、やはりこれは優先順位というものをいろいろ考えてみた場合に、いろんな農家がみな同じような条件になってからというふうな考え方もありますけど、今回のような形で来年も、再来年も同じような台風が来る可能性は十分ありますので、そのためのセーフティーネットという形での町単独でやっていたらどうかはしっかりと、これは検討に値すると思いますので、その場合に各種団体、JAも南西糖業も含めた農家の代表なども含めていろんな要望、考え方、そして中間管理機構をいかに有効に活用していくかと、かなりの反収低下の要因になっているのはやはり管理が高齢でできないという方々もいらっしゃるわけですから、その土地の有効活用なども農業委員会などと協議しながら多くの方々の意見を聞いて、そしてそれをまとめていくような仕組みが今年度中にはやっていきたいと考えております。

○経済課長（仲島正敏君）

牧本議員のハーベスターの費用の一部助成ができないかというご質問でございますけれども、町長が答弁いたしましたとおり、各団体と協議しないと、これはということではないかと思っておりますので、今後、検討をして重ねてまいりたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

各種団体等ちゅうことになりますが、後はまた国のセーフティーネットですか、そういうのも利用すると。私が言っているのは、町でまずやってみてはどうかということを考えていたのですが、伊仙町で今年でもいいですが、出荷数は何tぐらいあったのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度のサトウキビの生産量は4万5,350tです。

○2番（牧本和英君）

4万5,000t。私の考えでは伊仙町で4万5,000tしかないという言い方もちょっと誤解を受けるかもしれないのですが。ただ今、こんだけしかつられてない、またこれを増やそうと、今年は台風被害とかいろいろ不作でこのぐらいだったのかもわからないのですが、とにかくこのキビの量を、反収をアップするために、今、国・県が行っている基金事業、対策事業なんかをやっておりますが、BB堆肥とかそういうのも含めてですが、これが本当に必要としている方々まで町は下りていると思っているのかどうか、その点、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、セーフティーネットということで広報もいたしておりますし、役場のほうに申し込みも来ておりますので、ある程度の効果はあるのかなと思っております。

○2番（牧本和英君）

効果あるのかと思っていますという事ですが、助成を受けた畑と調査とか4,500tの中でその堆肥、肥料が入っている畑もあるはずですが、その出荷伝票とか、そういう助成を受けた畑のデータとか、そういうのも取られているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、ただいま手元にそういうような資料はございませんので、担当のほうに確認をいたしまして後もって報告をさせていただきたいと思えます。

○2番（牧本和英君）

ぜひ後からそういう調査等はされているのであれば、いただきたいと思えます。

本当に、このBB肥料なんか、本当に農家は助かっております、使っているのが、3分の1という事で本当に助かっていると、自分も使ってもう助かっています。ですが、実際、今、農家の方々に聞いてみたら、やっぱり赤字だと。お金がないから3分の1も払えない、そういった状態になっていることも踏まえて、まずは町が、伊仙町が先頭を取ってこのハーベスターの一部助成を、呼びかけるなり、とにかくやっていくのが農業生産50億ですか、に向けて取り組めると思えます。ですので、とにかくもうそういう助成、国・県がやっているのだけをあてにするのではなく、やはり町がまず置いて自分たちはこのぐらいやっていますよと、そしてまた今後、交付金などの陳情にも行かれると思えますが、やはり農家の本当の思いと言うか、ちゃんと伝えられるようにデータを取っていただきたいと思えます。交付金は絶対上げないといけないと、自分は思えます。その中にはやっぱり運搬代の輸送組合ですか、の方々もやっぱり厳しい状態、そして商店街も厳しい状態です。島ではやっぱりサトウキビというのは、牧議員も言いましたが、なくてはならない基幹作物であるということを再認識して、今後の助成のあり方をしていってもらいたいと思えます。

それでは、2番、お願いします。

○町長（大久保明君）

過去にもこの農産物加工センターの、これ先ほどはバレイショだったのですが、伊仙町には犬田布のほうに加工施設があります。また加工ではありませんけれども、百菜のほうでいろんな加工したものを販売しているような状況もございます。これからあらゆる野菜とかいろんな加工したものをどんどん、どんどん観光客の方々にも提示していかなければならない時代になってまいりますので、この例えばバレイショに特化すれば、例えばこれはいろんな、この前も沖縄でサツマイモを加工しているメーカーの人が来て、それはバレイショにも応用できるという話などありましたし、また、島では以前、農水省の補助金があるといっても実際にはそれは難しい話で、鹿児島でいろいろ加工している施設で、例えば小麦をやっている施設で、バレイショの加工もできるので、島から大量にB品を送っていただけないかというお話なども今、来ております。これを具体的にバレイショの加工施設でサツマイモを含めてですけれども、7、8億という最低それくらいの価格がかかるのが現状ですので、これを今すぐにやるということではできませんけれども、いずれにしてもそういう

加工というのが重要な時代にはなってくると思いますので、いろんな方々の意見を聞きながら、これは前向きに考えていかなければならないと思っております。

○2番（牧本和英君）

今、町長のほうからあったように、確かに加工施設というのは莫大なお金がかかると思います。莫大というのは、7億から8億ですか。かかるということでしたが、今、こういう低迷している中で、農家はどっだけB品で補ったり、そういう加工もできるのを捨てているかということと考えたら、7、8億というのは私は安いのではないかなと思います。そして今、犬田布にある加工センターという話がありましたのでお聞きしますが、あの加工センターで加工して商品にして販売できるのですか、今の段階で。

○経済課長（仲島正敏君）

今、加工センターのほうでやっているのは、焼き肉のたれであったりとかそういうような、あと乾燥をしたりとかそういうので、バレイショとかの加工は特に聞いてはおりません。

○2番（牧本和英君）

そういう販売しているということですが、あるもの建てて結構なると思います。そして中の機械ももう年数が結構なっていると思われるのですが、それを利用してそういうのをつくって販売、大丈夫、許可が下りているということですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

今は確か島内の保健所の許可を得てございますけれども、その加工組合の方たちがそういうような感じで焼き肉のたれとか、そういうのは後ピーナツドレッシング等そういう物を加工していると思っております。

○2番（牧本和英君）

本当にもう、これは本当にもう早急にすることじゃないかなと私は本当に思います、農家のために。もう6次産業とかまずもう全然考えることはないと思います。2次産業、食品の加工、そして3次産業、流通販売、それを本当にもう町で真剣になって考えて、そして町経済も豊かにすること、そしてまたバレイショちゅうブランドを生かすためにも、やはりそういったA品のみを、さっき例えて言った松坂牛の話ですが、いいものだけを出荷し、そしてまたそれ以下のものはちゃんとした付加価値をつけてブランドを守っていく、そういうことが大事だと思いますが、町としてこのブランドを守るということに関してはどうですかね、町長。

○町長（大久保明君）

ブランドを守ること、ブランドは大変重要であります。

話は変わりますけれども、今、徳之島コーヒーをブランド化にするという話の中で、何と県が鹿児島コーヒーにしたいというふうな話が出てきたり、奄美コーヒーにしたい……。

○2番（牧本和英君）

町長、今、ジャガイモのブランド化を言っているんですよ。

○町長（大久保明君）

だから、まずブランドの意味を説明しますと、それだけブランドというのはブランドなのですよね。物すごいやっぱり価値があるということですから、赤土バレイショ、春一番というブランドをまだまだ生かし切れてないという状況ですので、これをブランド化するためには春一番の加工したいろんな製品にも価値があるわけですから、それを何とかできないかという話ですよ。

先ほど七、八億はバレイショが180円くらいになりますと、これは10億近くいくわけですから、その市場価格をどうして維持できるかということ、暴落しないために、暴落したときのための加工場が必要かどうかという、ちょっと矛盾するような話になっているのですよね。ですから、もう値段は上がらないものと見て加工場をつくっていくということをもう進んでいくかどうかという質問にもなるわけですが、その辺はいろいろ議論しながら、農業生産額50億ということ、をどんな状況の中でも達成するためにはB品を今、その申し込みのあった会社は当初B品を80円と言っていましたね。そして島のバレイショがそれ以下になったときには、今度はA品も全部全て80円で購入するという話などになるわけですから、その辺の交渉というのはいろいろ経過みないとわからない状況ありますので、市場の信頼を得るためにも、この地産地消、そして今、中京地区に行っていますけど、全国の地域に営業して春一番のブランドを広げていくためには、我々が以前のようなトップセールスを復活していく必要があると最近思っております。以前は10年ほど前までいきましたけど、最近は予算がないということで担当者だけが今、毎年同じ中京地区に行っていますけれども、それは今、尼崎とか代々木でやっているあれほど、あつという間にキロ350円で売っていましたが、それがあつという間に販売できるぐらい価値があるわけですから、いろんなことを模索してJAだけでなく、JAが代々木にも行っていますけれども、あらゆる英知を集めてやっていくことが必要であると思いますので、牧本議員の今の質問は、松坂牛が例にでましたけれども、島で先ほど牛を徳之島牛という形の話もありましたけど、そういうことは町、先ほど3町でということ、これはまたなかなか話が決まりませんので、3町でも組んでやるというのは、結局はまとまらないという話になるわけですから、町単独であらゆることを挑戦していきたいと今、思いました。そういうことです。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと執行部をお願いします。農業立島と言われている町ですから、政策の中にもそれを述べております。こうして議員から一般質問として園芸振興という農業振興ということ等で通告されているわけでありますので、もう少し簡潔に、そして計画的なことが答弁できるようにしっかりと今後、努力していただきたいと思えます。

○2番（牧本和英君）

もう自分も今、思いましたと言う言葉で首をかしげてしまいましたが、本当にもうこの伊仙町、3町で、町長が言うようにやればなかなかまとまらない、今、問題となっているクリーンセンター問題みたいな形になっていくのではないかなと思うし、そしてやっぱり伊仙町は港もない、空港も

ない、それと言った企業もなしで、今から先の子供たちに残せるものをとにかくつくっていかないといけないと私も思います。それで、やっぱり付加価値を生み出す取り組みを町がとにかく先頭に立って、やって、町民の所得向上、そして雇用の確保など目指す必要性があると思いますので、ぜひ農業加工、農産物加工場を早期に検討していただくことをお願いいたします。

それでは、次に、鳥獣被害対策についてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

担当課長に答弁してもらいます。

○経済課長（仲島正敏君）

鳥獣被害対策についてということの質問に対して答弁をいたします。

質問にありますとおり、イノシシの防護柵につきましては30年度末までに徳之島町、天城町両町の町境と接続することができました。このことにより一応、徳之島町の山裾に関してはぐるっと全土がつながったような状況になっております。

また裾野につながり、さきほどありました質問の中にありました、イノシシの対策ということなのですが、現在、伊仙町内には9名の猟友会の会員がおりまして、この方々に対しまして有害鳥獣の駆除許可を出し駆除に当たっているところでございます。こちらで年間30頭ほどイノシシの駆除を行っているところでございます。またあわせて3町合同で年に1回の一斉捕獲活動も行われている状況でございます。

○2番（牧本和英君）

すみません、私が質問しているのは、里に下りているイノシシの移動範囲、そういう調査等また対策、対策は猟友会9名おるということで、これ、伊仙町に9名でよろしいですね。いることを聞きましたが、猟友会の人に聞いてみたら、もうちょっと高齢化が進んでいるということで若いものを育てたいという意見もありますが、そのことに関してですが、罾などの資格を習得するための窓口というのですか、そういうのはどこにあるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

役場の経済課のほうで取りまとめをいたしております。年に2回ほどその狩猟免許の試験がございます。今年は7月の28日と8月の25日ということで、この8月のほうに関しましては今月の広報紙等にも案内を出す予定にして広報活動をする予定でございます。

○2番（牧本和英君）

7月と8月であるということで、もうこの広報等で知らせて受付で間に合うのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

広報に載せる予定なのは後半の8月25日の試験のほうですけれども、この申し込みが7月12日までに大島支庁のほうに申し込み、申請資料が届くということでございますので、こちらのほうは町のホームページ等でも広報いたしますけれども、7月12日ということは6月中までに伊仙町役場のほうに申し込みがされれば、不備等の整理をした後に大島市長のほうに申し込みができるかなと思

っております。

○2番（牧本和英君）

その資格を習得するための経費等はいくらぐらいかかるのですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません、今、手元に資料が、すみません、ないのですけれども、以前聞いた話では旅費とかそういうのを別にして、試験関係で大体1万5,000円ぐらいはかかるということを聞いた記憶がございます。

○2番（牧本和英君）

なかなか自分なんかそういう資格の募集等を見てなくて、経費が1万5,000円くらいかかるということで、ぜひ若者の猟友会を育てるためにこういった経費など、何とか町のほうで負担できるような体制で、1名でも多くそういう猟友会の会員になれるように努力していただきたいと思います。里に下りている移動範囲などは調査されているのですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

移動範囲ということで調査をしたことはないのですけれども、その猟友会の人たちによりますと、やっぱりある程度群れになって、群れで行動しているというような感じでは聞いております。

○2番（牧本和英君）

何で聞いたかと言いますと、実際、私のいる犬田布、そして家の近くまでイノシシが来ている状態、もうそうっております。伊仙町中になるのはこのままであれば一時じゃないかと思えます。猟友会の方たちに聞くと、イノシシは年2回お産をし、1回のお産で3頭から6頭生まれると聞きました。これを考えますと、日々そこで増頭している状況と考えられるが、その対策法などはどう考えているのかお答え願います。

○経済課長（仲島正敏君）

今、牧本議員の質問にありますとおり、本当に数でふえるというような報告を受けております。以前にこれは解決策ではないですけど、この間、まずもちろん猟友会のほうに駆除してもらうこととか、また猟友会の集まりの中で今まで箱罠に関してなかなか管理ができてなかったところを今後、各分担をして、そちらのほうを管理していただけないかというような要請をしておりますし、また令和元年度の当初予算のほうにイノシシ対策の資材補助ということで50万円を計上しております。できればこちらのほうを活用していただきながら、まずこちらのほうは畑を守るというようなことでございますので、根本的な駆除というところには至らないですけれども、まずは各自の畑をそれで守っていただきながら、駆除のほうも考えていかなければいけないなと思っております。

これは3町とも本当に同じような悩みを抱えておりまして、3町の担当のほうと情報の共有ということを今、しているところでございます。

○2番（牧本和英君）

追いやる装置ですが、私も購入して大体5反で予算が1万円ぐらいかかってしまう。そしてまた

イノシシは学習、判断能力が優れているためすぐ慣れてしまうというあれも書かれておりました。まず町内では、落花生とかトウモロコシは終わったのかな、多くの農産物が栽培されている農家がやっぱり安心して農作業ができる、そして今年になって私のところに2件ほど被害情報というのですか、来ておまして、2件とも車両、被害ですが、1件は走行中前方からの体当たり、そしてもう1件は子供を迎えに行くときに走行中、横からの体当たりでタイヤがパンクしたということでした。幸い、運転手や子供にけがはなく、車両のみの被害であったが、もしそのような場所で走行中、または登下校中遭遇した場合、とても安心して暮らせられるのかなという問題があります。だから、とにかく住民の所得も守ることも命、けが等がないことも町でやっていけないと思いません。この問題、里に下りているイノシシ問題は去年も私がして、前回、第1回定例会で協議も質問しているが、一向に前に進んでないと思われますので、ぜひ若い会員をふやすためにも費用の助成をし、住民が安心して農作物をつくり、安心して暮らせるまちづくりをつくるために、もう1、2年ぐらいの予算を多く組んで猟友会、行政、地域で一斉駆除を真剣に取り組むべきではないかと思いますが、最後に町長の考えを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

鉄砲となるとなかなか厳しいかと、いろんな条件もあるかと思いますが、罨に関しましては前向きに検討をしてみたいと思います。

○2番（牧本和英君）

駆除はそうでいいですが、本当1、2年多く予算を組んでもらいたいということ、また町長にもお願いしたいということですが、本当にもう一斉駆除できるように罨の補助とかそういうのをしてもらえるのかどうか、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

今、先ほどのハーバスターの反切り1,000円補助したりすると2,000万ぐらいになるわけです、2,000万ちょっとですかね。それもいろいろ計算してしまして、それからわなをいくら出すかということ、また計算していますので、その費用対効果を考えてみたら我々がいろんな補助事業をしても2分の1の補助を取ることを考えると、ハーバスター料金の助成というのは考えてみたらそんなに難しい話ではないような気がいたしますので、これまた伊仙町議会の全議員の理解と協力を得てやっていけたらと思います。わなに関しても高齢化しているわけでありますので、そのことも費用対効果を考えてみたらどのぐらいの補助が必要であるかということも計算できると思いますので、考えていけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（美島盛秀君）

これで、牧本和英君の一般質問を終了します。

次に、杉山 肇君の一般質問を許します。

○1番（杉山 肇君）

町民の皆様、こんにちは。議席番号1番、杉山肇です。ただいま議長より許可が下りましたので、

令和元年第2回定例会におきまして通告どおり一般質問をさせていただきたいと思っております。

防災対策についてですが、昨年は台風24号、25号による被災状況などを今現在見てみますと100%復旧がされていないというような状況に陥っているような感じも見受けられますが、その点を考えながら質問に入ります。

1 番目に、昨年の台風24号、25号による被災者、生活再建支援法の適用状況について伺います。

2 番目に、当該支援法以外に適用基準を満たす支援法はなかったのか、伺います。

3 番目に、防災行動計画の策定はされているのか、伺います。

1 回目の質問はこれで終わり、2 回目からは自席にて行います。

○町長（大久保明君）

昨年の台風24号のときになど、町もいち早く全町民がまず命の補償から、そして災害などをやっけてがれき、トタンの処理をやったという過去になかったような大変な台風で、非常に迅速に対応してきたと思います。その中で、杉山議員は冷静にもその被害報告などをしっかりしていくことを指摘しておりましたし、そのことは議員の冷静さ、そして果敢な行動力には感服いたしました。

そういった中で町の対応が一部遅れたことは否めないと思っておりますので、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

杉山議員の1 番目の昨年の台風24、25号による被災者生活再建支援法の適用状況について問うについてお答えいたします。

台風24号、25号とありますが、被災者生活再建支援法に該当する台風は24号のみであります。台風24号による被災者生活再建支援法の適用状況についてご説明いたします。この制度は、自然災害によりその基盤に著しく被害を受けた者に対し都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって生活の住民の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に制定されております。

この支援法にのっとり対象に該当した件数につきましては、全壊世帯が22件、大規模半壊世帯が11件で、これまでに支給された金額は全壊世帯分で合計2,975万円、大規模半壊世帯分で合計1,425万円、この支援法により、4月17日現在、伊仙町の対象世帯の支給額の合計は4,400万円となっております。

○1 番（杉山 肇君）

全壊世帯が22世帯、大規模半壊世帯が11世帯ということになり、そして、合計金額が4,400万円、これは段階的にあるはずなのですが、まず1 回目の査定で全壊世帯と認められた場合は全壊に対しての基礎支援金で、それに対しての加算支援金という形で出てくるはずですけど、この件数とこの金額というのは、全て加算支援金まで含まれている金額ということではよろしいのでしょうか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

現在の先ほど申しました数字が、4月17日現在でありますけれども、この中で、全壊世帯の22件、

大規模半壊が11件のうち、基礎資金とあと加算の分が入っている方もおりますし、まだ継続中の方もいらっしゃいます。

この期間としましては37カ月まで申請できますので、まだ途中の方もいらっしゃいます。ただ、大半の方が済んでいると思われれます。

○1番（杉山 肇君）

まだ、引き続きの期間が残っているということなので、引き続き一生懸命努力していただきたいと思います。

続きまして、2番目お願いします。

○町長（大久保明君）

先ほどここで答弁するのを忘れましたので。（笑声）

2番目に関しましては、また課長のほうから答弁させていただきます。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

2番目の当該支援法以外で適用基準を満たす支援法はなかったかという質問についてお答えいたします。

台風24号による災害が、被災者生活再建支援法の適用災害となったのは、平成30年12月14日でした。

内閣府から出される被災者支援に関する各種制度の中から、今回の台風24号に該当する支援制度としては、この当該支援法、被災者生活再建支援法となっています。

この他にも、被災者支援として世帯主が死亡して、生活基盤を失った場合の災害弔慰金、障害が出た場合の災害障害見舞金などの給付に関わる制度や、災害援護資金として、災害弔慰金の支給等に関する法律により、生活再建に必要な貸付制度他、さまざまな支援制度がありますが、今回の台風では、人身に関わる被害は特になかったこともあり、住家災害として、この支援制度の適用を受け、申請を行い、該当者への支援に当たりました。

また、人口規模からして40世帯、半壊世帯の場合は2世帯で1世帯とみなします。住家が滅失した場合、災害救助法の適用に該当しますが、被災者支援を進める中、住家被害認定調査を終え、県に報告を行って、被災者生活再建支援法の適用を受けた12月14日現在では、被災者支援については、被災後2週間、ほーらい館やゲストハウスを要しての避難所支援を行っていましたが、町営住宅などへの入居などで、避難所も既に閉鎖しており、その後は復興支援に入っており、日常生活はある程度、落ち着きも取り戻していることから、災害救助法には該当せず、県の見解としましても同様で、この被災者生活再建支援法の適用を受け、支援に当たりました。

今回の支援適用につきましては、災害直後から県に足を運び、再三助言をいただきました杉山議員には大変感謝しております。ありがとうございました。

○1番（杉山 肇君）

それじゃあ、この被災者生活再建支援法以外には、その適用基準を満たす、そういう支援がなか

ったということでもよろしいですね。

続きまして、3番目よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

防災行動計画についてでございますけれども、伊仙町は各集落で防災組織を編成しております。その中に民生委員、消防団、町の集落担当職員等で構成されております。

今回の台風では、避難場所に関しまして、計画の中では東部、中部、西部のほーらい館を含めて、西部公民館、東部公民館で発電機を準備した関係で避難するという計画をしましたけれども、その点も踏まえまして、これでは特に台風の非常に暴風雨のときにいろいろ移動するのは大変だということで、26集落での公民館の改修、発電機の購入等をもう一つの方法として今後やっていきたいと思っております。

詳細については担当のほうから、また説明をさせていただきます。

○総務課長（池田俊博君）

杉山議員の一般質問にお答えします。

国の防災基本計画がこのほど改定されまして、この中で市町村として取り組んでいただきたい事項として、1つ目に、自らの命は自らが守る。その意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進について。2つ目に、地域における防災力の強化について。3番目に、高齢者等の避難の実効性の確保について。4番目に、防災気象情報等と地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報の連携についてであります。

今、テレビや新聞の報道が、この4番目のほうの防災気象情報等と地方公共団体の発令する避難勧告ということで、防災情報等がレベル1からレベル5のほうに振り分けられております。

そこで、レベル1については早期の注意の情報、そして、レベル1と2については住民が自主的に避難行動をとるための参考とする資料ということでございます。そして、レベル3におきましては、高齢者等の避難開始。レベル4において、避難勧告、避難指示で全員避難するということでございます。そして、警戒レベル5におきましては、もう既に災害が起こっている状況でありますので、とにかく自分の命を守るための最善の行動をとりましょうということが、今回大きく改定されたところでございます。

以上のことを踏まえ、伊仙町におきましては、これから伊仙町の地域防災計画の改定を、この国の基本計画を盛り込み、さらに充実した計画にこれからしていきたいと思っているところであり、さらに、あわせまして、伊仙町には各集落において自主防災組織の組織が、今、形成されています。そこで、あわせまして防災訓練等を行い、職員の防災時のスキルアップ、また災害調査等の資質の向上等を図っていき、防災対策について十分に機能しうるようにやってまいりたいと思っております。

○1番（杉山 肇君）

策定されているということでもよろしいでしょうか。わかりました。ありがとうございます。

これで私の質問は終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、杉山 肇君の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

次の議会は6月5日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

なお、明日の現地調査は愛ランドクリーンセンターへ午前9時集合ですので、各自で移動をお願いいたします。時間厳守でお願いいたします。

散会します。

散 会 午後 3時48分

令和元年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和元年6月5日

令和元年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月5日（水曜日） 午前10時15分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（清平二議員、西彦二議員、佐田元議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
健康増進課長	重村 浩次 君	選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時15分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、清 平二君の一般質問を許します。

○5番（清 平二君）

こんにちは。5番の清 平二です。令和元年第1回定例議会において、議長の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

また、本日は、たくさんの方の傍聴も来ていただき、ありがとうございます。町民の代表として一般質問いたしますので、明朗簡潔なご答弁をお願いいたします。

1番目に、環境、観光分野の施政方針についてお伺いします。

平成31年度の施政方針のページ、25ページに、「世界自然遺産登録を目指す地域として、持続可能な既存の観光施設や観光地になり得そうな箇所としての現状や課題の整理が必要であります」とありますが、どの程度把握しているのか、また、現状や課題の整理が済んでいるのかを問います。

2番目、学校教育について。

各学校で実施する標準学力検査について、県内、郡内の学力指数の開示を求めます。また、今後、具体的な学力向上対策があれば、それについてお伺いします。

2番目に、今年度から開始されるプログラミング教育についてお伺いします。

3番目に、徳之島愛ランドクリーンセンターの設置について。

徳之島愛ランドクリーンセンターの設置場所について、約17年前の協議があるそうですが、3町の持ち回りを遵守するかを問います。

以下、2回目以降は自席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。清 平二議員の環境、観光分野の施政方針についての質問にお答えいたします。

遺産登録を目指す地域として、持続可能な既存の観光施設や、観光地になりそうな箇所についての現状の報告でございます。

ご存じのとおり、世界自然遺産登録が一度、ユネスコのほうで却下されました。そして、その反省を踏まえて、沖縄県、鹿児島県が環境省と協議して、2回目の要望書を出しております。前回の指摘された点を改善して、次の自然遺産登録は非常に可能性が高いということになっております。その中で、自然遺産の中心地域は奄美大島の山岳部、そして徳之島の山岳部でありまして、この天

城岳、井之川岳の周辺から、この申請している途中で、犬田布岳周辺にも希少動植物であるクロウサギがいるということが映像で撮られまして、犬田布岳周辺もそのエリアになりました。

その中で環境省がやったことは、この中心地域だけではなくて、国定公園であった奄美群島全域の海岸部を国立公園に指定いたしました。それは、今回、奄美群島が世界自然遺産に登録された最大の理由は、生物多様性希少動植物が、ここにしかない品種が、何と日本の40%以上がこの地域にあるということも。これはちょっと40%だと思いますけど、そういうふうな非常に価値があるということであります。それは、中心地域は特に、希少動植物は世界的に評価の高いクロウサギがいるということ、これは人類がこれからも守っていかなければならないというのが世界自然遺産であります。

その取り組み状況は、環境省、そして地元が、特に野猫の対策などを推進した結果、今、クロウサギの頭数は、かなりふえてきているという状況でありますので、これはまずクリアしたということになりますので、そういった状況の中で、伊仙町においては、この海岸部、国定公園であった西部の海岸部、そして中心部、それから、中心部というか、阿権川流域と、それから鹿浦川の流域が国立公園に今回なりました。そして、喜念浜も含めて国立公園になったということで、伊仙町としては、希少動植物が特にそのまま残っているというのは、阿権川、そして鹿浦川の流域は、これは今後、観光客が島に来た場合に、全ての方々が、夜中に、夜間に、クロウサギの生息地域に行くというのは、大変煩雑であり危険であるということでもありますので、伊仙町としては、今後、その国立公園になったエリアを中心に、観光政策をやっていくことが妥当であると考えております。詳しくは担当課長のほうから答弁をしていただきますけれども、多くの方々が島に来た場合に、例えば屋久島においては、縄文杉を見に行くだけではなくて、地元集落の散策、地元の方々とその地域の伝統文化、踊り、そういうものに触れ合うという、そういうことに多くの方々が感銘を受けて、リピーターとなっている状況などもわかってまいりましたので、伊仙町としては、そういうことを生かしていた魅力ある観光地づくりを進めてまいりたいと思います。

具体的には、阿権集落に今、県の魅力ある観光地づくりでトイレと駐車場を要望しております。また、阿権の平家の屋敷を中心に、民間の建築家を中心に改修を進めているところでありますし、犬田布岬のほうも2度目の周辺整備を行いました。

そして、今、全国的にニュースで話題になっておりますウンブキというのは、あれは、昔、海面が低かったときに、恐らく鍾乳洞であったところが、海面が上昇してきたということで、あそこに淡水とそして海水がまざったエリアがあるということで、世界的にも大変評価を受けているということが、最近報道されておりますので、そういう意味において、伊仙町は鍾乳洞の宝庫であります。

例えば、西部地区の暗川から、そしてその水が犬田布岬からの断崖から流出していると。そこにまた、世界的な価値のあるいろんな地形が形成されていると。鍾乳洞の中にある大きな滝も、これは大変評価されておりますので、また、穴八幡とか、この検福のほうにもたくさんこの鍾乳洞があります。それについて、今後、どのような対策とっていくかということは大変重要でありますし、

喜念浜の開発もまだまだ不十分でありますので、今後、時間をかけて計画的に進めていきたいと、今考えている状況でございます。

以上でございます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

きゅらまち観光課より清議員の一般質問にお答えいたしたいと思っております。

増大する観光利用への対応といたしまして、奄美群島国立公園が誕生し、遺産登録を目指す地域として、持続可能な観光地づくりに取り組んでいくことが大切でございます。観光受け入れと観光振興目的に、平成30年度に伊仙町環境支出整備計画を策定いたしました。目的として、既存の観光施設や今後観光になり得そうな箇所について現状や課題を整理し、今後の施設整備や改修について、補助事業を効率的に活用できるように計画を策定する目的でございます。

現況基本計画のうち、既存観光施設整備計画として、犬田布岬、喜念浜海浜公園、そして瀬田海浜公園、なくさみ館、それと歴史民俗資料館、ほーらい館と、また百菜の6件を計画してございます。

そして、今後なり得そうな候補地といたしまして、小島の鍾乳洞、馬根の浄水場、それから八重竿のワイド広場、それから西部ダム、それから義名山の森、鹿浦大橋の並びに溪谷、それからミョウガン森、カムイヤキ陶器窯跡、それから面縄、阿権、西犬田布、この小原の12件を掲載してございます。

この18件を明細に説明すると時間が要するため、きゅらまち観光課に来て閲覧していただければと思います。議員の皆さんには、先般、全員協議会の中で、この計画書を閲覧させておりますので、ある程度中身は知っているだろうと思っておりますので、ぜひまた中身を詳しく見たいという方がおられましたら、きゅらまち観光課でございますので、閲覧に来ていただきたいと思っております。

今後、この委員会を立ち上げて、優先順位を決めて進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、平成30年度に瀬田海公園の休憩所が、老朽化に伴いまして解体いたしました。それで、これ、じっくりと開いて進めるべきだったのが、やっぱり急遽、これは進めていかなければならないということで、平成32年度奄美群島成長戦略推進交付金事業を今、要望しているところでございます。

以上です。

○5番（清 平二君）

今、18件の地域があるということですが、やはり観光地を誘致するとなれば、それだけのインフラ整備が必要と思っておりますけれども、その整備ができるのかどうか、候補地を選んだだけでは、観光客が来たらインフラ整備ができてなければ、大変私たち伊仙町としては、恥ずかしい目に遭いますので、インフラ整備の計画などあるのかどうか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今、この整備計画をご説明いたしました。今回、実行委員会を立ち上げて、それを進める中で、

今、私たちも一番心配しているのがインフラ整備でございまして、これもその委員会で計画を立てて、全て建設課並びに水道課関係に打診していければと思っております。

○5番（清 平二君）

何か委員会を立ち上げて、委員会にその決定を任すようにやっていますけども、町の財源としては、そういうインフラ整備するだけの財源があるのかどうか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

この、今、伊仙町内において、区長会においても、今後、各集落でのいろんな看板の設置とか、それからいろんな清掃作業とかそういうことを進めております。もちろん、これは観光客、いろんな方々がこの町に来たときのもてなしというものは、インフラ整備だけではできないわけでありまして、それは各集落の方々が、伝統文化を今、各集落が復活するようになってまいりました。

そして、何よりも、もてなす気持ち、そういうものを醸成していくことが、同時に重要であるわけでありまして、これは、各地のいろんな入り込み客たちがもう一回、町の景色を見てみたいとか、あの宿屋に泊まってみたいとか思うことが、一番のリピーターで、口コミで広がっていくということになります。

逆に、来てみて、自然は豊かだけでも、地元の方々が、あんまりもてなしがなかったとすると来ないという方々も出てまいりますので、今、世界自然遺産というのは、これは文化遺産と違って、世界でまだ170地しかユネスコが認めてないということ、人類が今後、ずっと残していかなければならないということで、世界的に大きな価値がありますので、そういうことも含めていった場合に、この奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表というのは、これだけ人口の密集した場所が自然遺産となるというのは、初めてのことでありますので、屋久島で行っているいろいろ学んできたなら、その伝統文化が復活してきたことが、より多くの方々が来たということでありまして、それは伊仙町においても今、各集落が、町の事業もありまして、今度また防災も含めて、集落が活性化していくということを進んでいくということが、まさにリピーターにつながると、そして、町としても今、奄振交付金事業がどんどんふえてきておりますので、それで、この各観光地整備を、おこなっている分に関しましては、強力に進めていくということと、それからいろんな民間の方々の力をかりて、いろんな景観に関する方々がこの町に協力していきたいというふうなことを醸成していくことが、もう1つの大きな方法だと考えております。

先ほど、課長が話したように、年次ごとに、どこどこを整備していくということは、具体的に決めていきますので、そのためにも町民の方々の深い理解と協力が必ず必要になると思っております。今日たまたま女性の、民生委員の方々ですね、今日来ていただきまして本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

○5番（清 平二君）

私がインフラ整備と言いますけども、やはり観光客が来て、最初に、休憩をしたら、トイレに行きたいという人が出てくると思います。伊仙町に、この公共的なトイレが何カ所あるのか、先ほど

阿権のほうは民間の力をかりてと言いましたけども、やはり町が主導権を持ってしないと、民間を頼ってはできないと思います。現在、この観光客が来て、すぐトイレに行けるといのは何カ所あるのでしょうか。

○町長（大久保明君）

例えば、畑総事業であった小島も含めて、これは犬田布岬から、そしてこの県道から離れた地域にととしては瀬田海にもあります、それから喜念浜にもあると、それから町道の周辺にも役場でも前にもあるし、あと、急に思い出せませんが、まだまだ全体的な数字は足りないと思います。なくさみ館にもあるわけですね。そういった場所を、例えば、今要望が上がっているのは、鹿浦橋の温泉の近くに、町の土地にも進めてまいりたいと思います。

それから、奄美大島などを見ますと、漁業集落の活性化という形で漁港の周辺整備の中に、この駐車場とかトイレをつくっている場所もありますので。ただ、あれは、国道周辺は非常に有利にできますけれども、県道に関しましても、そのようなことを進めていきますので、先ほど申し上げたとおり、年次的にその計画を今つくっている状況でありますので。清さんは全部わかっていますか。（発言する者あり）いやいや、トイレ……。

○議長（美島盛秀君）

町長、反問権ないですよ。

○町長（大久保明君）

反問ではなくて、私は具体的に今、覚えていないので、質問に答えられなくて。まあ8件ぐらいはあると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（美島盛秀君）

町長、ちょっと注意します。伊仙町に反問権はありませんので、その答弁と質問がかみ合うような、具体的な答弁、質問をしていただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

議長、今の議長の間違っております。町長は、反問権というのは、どれを調べても「ある」と書いてありますので、ご理解……、勉強していただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

何カ所あるかということをおっしゃいましたが、私は非常に少ないと思います。だから、非常に少ないので、観光地として誘致するならば、そういうのを整備し、インフラ整備をしてやるべきじゃないかなと思って質問いたしました。

現在、本当に少ないのではないかなと思います。これは、私の質問とは違いますけども、町民体育祭のときの運動会したとき、非常にトイレがなくて行列になっています。こういうところも限ってみて、やはりインフラ整備をする必要があるのではないかなと思います。これは私の質問からちょっと外れましたけれども、そういうのをきちっと整えて、世界に「伊仙町はすばらしいよ」と言えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

確かに、この義名山は今、計画の中に新しい計画でトイレを（発言する者あり）あつ、2カ所で
すか。（発言する者あり）ちょっと答弁していただきますので。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

今年度中に義名山運動公園の管理棟の改修工事を行いまして、トイレをオープンにして、町民の
皆様方、また、来町した方々に利用していただけるように整備を計画しているところでございます。

○議長（美島盛秀君）

清君をお願いします。3回以内という決まり事がありますので、なるべくまとめてお願いをし
ます。

○5番（清 平二君）

そのインフラ整備をきちっとして、観光客が来たら、やはりどうしても行きたくなくなったら個人の
家を行くとか、そういうことがないように、町としての整備をしていただきたいと思います。

また、今現在、観光客が来ていますけども、犬田布岬のほうには雨宿りや日陰とって入る場所
があります。ありますけども、高齢者の方々が階段を上って、そこに行って使用できない状況です。
ここにやはり、すぐ、高齢者の方であっても雨宿りができて、その場で昼食あるいはそういう休憩
ができる場所がつかれないのかどうか、お尋ねします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、ちょっとちなみに観光客の入り込みが30年度で13万7,297人くらい入り込んでおります。それ
で、その中で今、清議員が言われましたように、犬田布岬だけに限らず、この中に高齢者も来てお
りますので、計画を立てている中で、これはたたき上げでありますので、だからいろんな方々と意
見を交わしながら、協議しながらそういうものを進めて、年次的に国の予算をとりながら進めてい
きたいという計画であります。

○5番（清 平二君）

何か、進めていきたいとかいうあれですけども、ぜひ、必要ですよ、観光客来たら。今、非常
に、観光客が伊仙町に来て困っているのです。そういうのを西犬の集落から、そういう声は上がっ
てないのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度ですか、西犬田布のほうから魅力ある観光地づくりの提案が届きました。しかし、その前
にやはり順次的な、その前の段階の申請がおりますので、そこを一旦計画にのせて、そこが終わっ
てから次に、方向に持っていけないと、何件も県に補助事業要請したら、2件とも落ちた場合大変
ですので、やはり1件1件ずつ片づけていくことが大切でないかなと思います。

○5番（清 平二君）

計画はあるということですが、その計画は何年度にする計画でしょうか、1件1件片づけるのには。（「議長、3回超えている、もう。」「答えられるなら答えればいいじゃないか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問に答えます。

この中にありますように、年次に計画していく計画はもうなされております。

○議長（美島盛秀君）

質問者と答弁者をお願いします。議会の申し合わせで3回ということでもありますけれども、こういう必要な……（発言する者あり）まとめてなるべく、お互いに理解ができるような方向で今後お願いしたいと思います。（発言する者あり）（笑声）だから、もう質問はやめてください。（発言する者あり）ちょっと注意します。横からの意見は出さないようにお願いします。

○5番（清 平二君）

やはり住民の方、町民の方は、いつ、そういうのを聞きたいという、計画だけじゃなくて実施できるかだと思いますので、そのところはっきり説明してほしいと思います。この問題は幾ら話しても切りがありませんので、次のほうに移ります。

次は、2番、学校教育についてお願いします。

○教育長（直章一郎君）

最初に、質問の中で標準学力検査の開示を求めるということでしたけども、この標準学力テストは各学校でしているところ、していないところ、また、県内でもしているところあるいはしていない——大島地区も同じですけど、県と大島地区と町内の比較はできませんので、ちょっとこのことじゃないですか、全国学力テストと鹿児島学習定着度調査、この2つだったらこの結果等については答弁できますけど、そのことですね。

○5番（清 平二君）

わかっているものがあれば、はい。

○教育長（直章一郎君）

清議員の質問にお答えします。

全国学力学習状況調査やあるいは鹿児島学習定着度調査の結果の公表については、教育委員会あるいは学校が保護者とかあるいは地域住民に対して、説明責任を果たすことが重要であると、このように考えています。ですから、教育委員会といたしましては、調査結果の公表につきましては、学校間の序列化とかあるいは子供と子供との比較、こういった、いわば競争などがないように、平均正答率ですか、その数字の公表ではなく、それぞれの学校で学校だよりとかあるいはPTA総会等で、その学校の子供たちの結果を知らせると、こういうふうを考えていますので、町全体の結果については公表します。しかし、それぞれの学校の結果については公表できません。ですから、そ

の後、今後の具体的な学力向上対策についてですけれども、平成29年度に立ち上げました伊仙町学力向上プランを推進し、大きく次の3点の対策を講じていきたいと思えます。

まず、第1点目、漢字検定、英語検定に際する費用の全額補助を行って、子供たちが目標を持って学習に取り組むことができる、そういった環境を用意して、基礎学力向上につなげていきたいと考えています。

特に、小学校での外国語の必須化とかあるいは高校入試の漢字検定あるいは英語検定の評価導入に伴い、検定の全額補助は、今後児童生徒の学習を進める上で大きな重要な機会であると考えています。

2点目、各学校へのICT機器の整備です。昨年度から進めておりますが、各学校に電子黒板などを順次整備し、事業の充実を図ります。そして、ICT機器を活用した授業改善に向けて、先生方には研修などでその活用方法を学んでいただき、子供たちの学習内容の習得を助けていきたいと思えます。

3点目、各小中学校の図書館司書を3名に増員して、蔵書の管理あるいは図書室の環境整備だけでなく、読書週間の中で読み聞かせ等を通して、子供たちの、いわば読書週間ですか、そういった形成を図っていきたいと思えます。

ですから、全ての教科に寄与する子供たちの読解力、これは学習、学力向上の本当の鍵になります。その読解力は与えられた問題を解くだけでなく、日々多くの書物に触れ、読者習慣を身につけさせることによって、確実な力になってくるだろうと、このように考えています。ですから、図書館機能の充実は学力向上につながる重要な施策の一つと考えています。

以上のような対策を講じて、町内の児童生徒の学力向上を目指していきたいと、このように考えています。

○5番（清 平二君）

全国学力検査ですか、これは、伊仙町、小学校あるいは中学校、これは大体どのぐらいの地位にいるというのか、どのぐらいのレベルにいるのかお答えできますか。今、その点数とか、それは出てこなかったのですけれども。

○教育長（直章一郎君）

その結果については、公表についてはさっきも言ったように比較するものでないということですので、何番とかそういうことに答えることはできません。

○5番（清 平二君）

これ、各学校には、学校の先生には開示をしているわけですね。

○教育長（直章一郎君）

それぞれ学校では、例えば喜念小学校でしたら喜念小学校は、それぞれの学校でちゃんと向こうの資料が来ますので、その対策を立てて自分たちの授業に生かしているわけです。ですから、伊仙町全体のあれはわかりますよ。

○5番（清 平二君）

いや、そうじゃなくて……

○教育長（直章一郎君）

その順位ですか。

○5番（清 平二君）

はい。順位です。

○教育長（直章一郎君）

町内の順位ですか。

○5番（清 平二君）

鹿児島県だけでもいい。どのぐらい順位にいるのか。

○教育長（直章一郎君）

正直言って、いいほうではありません。

○5番（清 平二君）

何番、いいほうではないじゃなくて……。

○議長（美島盛秀君）

ちょっとお願いします。先ほどの、質問の3回と言いましたけれども、予算についてが3回で、一般質問については一問一答ですから（発言する者あり）何回でも許可します。（発言する者あり）今、確認しましたから。（発言する者あり）（「休憩」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、開議を開きます。

○5番（清 平二君）

さっきのその県下の中でという話だったのですが、どういう状況なのか。小学校がどのぐらい、中学校がどのぐらいなのか。簡潔にお願いします。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

さっきの下のほうであると言ったのは、全国学力テストのことです。これから言うのは、県内の鹿児島県定着度調査について、現状を言っていきたいと思います。

これは今年の1月に実施されましたけども、小学校の場合が、国語が県の平均よりも上回っています。社会も県平均を上回っています。算数も県の平均を上回って、理科が県の平均よりもマイナス1.0、これが小学校です。

中学校の場合は、国語が県の平均よりもマイナス4.0、社会がプラス4.8、数学がマイナス1.9、理科がマイナス1.5、英語がマイナス4.4、一応中学校はこのような結果ですけれども、ここ2、3年を比較してみると、中学校も県の平均に近づいています。

そして、一番小学校はもう4教科のうち3教科、1月の段階では子供たちの定着度調査が伸びたということになっています。

以上です。

○5番（清 平二君）

施政方針のページ、27ページに、「標準学力検査の費用を全額補助し、基礎学力の向上につなげます」とあります。これは、1人幾ら補助しているのか。私はこれを一応教育委員会のほうにも伝えてありますけれども、過去3年間の対象者は何人いて、受験者数が何人いて、合格数が何人なのか、お伺いします。

○教育長（直章一郎君）

ただいまの質問は、全国とか鹿児島県の定着度調査とは違いますよね。英語検定とか漢字検定のことでしょう。

○5番（清 平二君）

はい。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまの質問にお答えします。

過去3年間、小学校、中学校、学校ごとではなく、小学校全体での人数でお答えいたします。28年度児童数が445名、それに対しまして受験者数が38名、で、38名に対して合格者数が35名です。29年度は同じく小学校で児童数が446名、これは漢検の受験者数ですが、受験者数が52名、合格者が41名、で、30年度につきましては、児童者数が484名、で、漢検の受験者数が334名、合格者が251名です。

続きまして、中学校の全体の人数でお答えいたします。28年度が、生徒数が167名、漢検受験者数が73名、合格者が17名、英検の受験者数が38名、合格者が20名、29年度、生徒数が183名、漢検受験者数が67名、合格者が31名、30年度につきましては、生徒数が177名、漢検の受験者数が167名、合格者が50名、英検につきましては、受験者数が230名、合格者が115名です。

29年度から30年度につきましては、受験者数がふえたのは30年度からその英検関係の補助を全額補助しているからと思います。その費用につきましては、おおむね、教材資料とかもございしますが、大体千数百円ぐらいということでもあります。

○5番（清 平二君）

児童生徒、小学校で言えば445名で38名とか、484名で34名とか、受験したのが1割にも満たない方々が受験しているのですけれども、やはり、これは、小学校、中学校とも、受験させて学力を上げるのではなくて、底上げをするのが必要じゃないかなと思いますけれども。その辺のところは、どう

考えているのでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

今の清議員が言ったとおり、全てそうだと思います。底上げをするのが学力向上につながると、それは理解できますけども、28年、29、30と28年度たったの、非常に人数が少なかったのはどうしてかという、漢字検定にしても英語検定にしても児童生徒の希望者だけがそれをしておって、非常に人数が少なかったと。

特に、30年度は全額補助するということを打ち出したので、生徒数も非常に多くなったと、そういう状況です。

○5番（清 平二君）

各学校では、電子黒板の入るのも去年からやっと入って、入ってきたのだけでもそれを使うソフト、数学、国語、こういうソフトが足りないということですけども、やはりこういうソフトを入れて、底上げするのが妥当じゃないかなと。

そして、全体的に子供たちを学力向上させないと、その学力のある方だけを受験させていくとどうでしょうか。現状、その小学校で学力もある、あるいは家庭が裕福であるという方は、町内で中学校出しているのかどうか、確認しているのであればお答えをお願いします。

○教育長（直章一郎君）

例えば、成績のいい人だけを漢検、英検をさせていると、そういうことは全くありません。その学校によって、担任の先生によってあれですけども、ほとんどがそういうこと関係なくて実施できています。それでよろしいですか。

○5番（清 平二君）

私が質問したのはそういうことじゃなくて、英検、漢検を受けて成績がよかった、そしたら、親は、中学校に行けば非常にこう、今、学力のこれが出てこないのだけでも、競争させたらまだまだ自分の子供は島外に出したほうが良いと思う親がいるのかどうか、また、いたのかどうか、お伺いします。

○教育長（直章一郎君）

そこのところは、まだ私は確認していません。こっちから島外に行ったりするのは、何人か行っているということは聞いてはいますが、具体的に誰々がということはわかりません。

○5番（清 平二君）

やはり、学力向上させるために町がどれだけお金を使っているか、親も金を使うし市町村も使うわけですので、やはり私たち伊仙の大事な子供たちですので、予算をどのぐらい出して使うのか、要求しているのか。町長は、これに対してどうお考えでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

子供たちの学力向上のための予算については、僕は大島地区の各市町村の実態もわかっています

けども、英語検定とか漢字検定の全額補助というのは、宇検村と伊仙町と与論がそういうことを考えていると、そういう状況を把握しています。

そして、学習定着度調査にしても、全額補助をしていますので、そういうことに対して他の市町村よりは、そういった教育的な環境というのは非常にいいなど、僕は個人的にそう思っています。

(「町長は。予算についての答弁」と呼ぶ者あり)

○町長(大久保明君)

通告外ですけれども、答えろということでもありますので……。

今、教育長が報告したとおり、小学生の学力は平均して高いと、まあ中学校で少し低下しているということは、これは私も承知しておりました。今、学力格差の話が少し出ました。裕福な家庭とか、いろいろ今、子供の貧困の問題が社会問題になっています。その中で、全国的には学力格差が拡大してきている状況の中で、伊仙町は、学力格差はその全国レベルから見ると非常にない状況であるということは認識しております。

また、話ちょっと長くなりましたけども、これだけは伝えたいと思います。

この伊仙町が、学校を統合しなさいと、県、国から指導されたときに、小規模校は学力格差があると、そして中学校行っても成績が伸びないだろうということで、統合しなさい、という一つの文言がありました。これは明らかに間違っておりました。それは、小規模校はみんなで上級生が下級生を教えるとか、先生が、ある意味では、直接マンツーマン式で教えることもできるということなどが、逆にメリットという形で伝えておりますので、今、確かに、中学生が、地元の高校に行かなくなった数が、最近ふえてきているというふうには、校長のほうから聞いておりますので、もっともっと教育環境を、今、教育長が述べたとおり、いろんな政策をやっています。

また、伊仙寺子屋、東大NETアカデミーというのが、かなりの成果を出しておりますので、これも先ほど話したように、多くの方が参加されるようにまた呼びかけていくと、もう3町からは、そのような伊仙町の中に不良の状況などは、伊仙の教育が今後抜けているのは図書館の整備だと言うことを言われておりますので、今、図書館、学習支援センターも強固に進めていくということでもありますので、むしろ伊仙町の取り組み、寺子屋とかああいうものが、かなり評価されているということもありますので、そのことを伊仙町議会で、さらに教育委員会等も含めて学力向上、そして魅力あるまちづくりに向かって環境問題、これは先ほどの自然遺産等も含めて全力で取り組んでまいりたいと、町長自身は思っております。

○5番(清平二君)

さっき電子黒板のほう、話ですけども、これにソフトはどのぐらいそろっているのかを教えてください。

○教委総務課長(水本 齊君)

ただいまの質問にお答えいたします。

ソフトにつきましては、まだちょっと担当のほうに聞いてみないとわかりませんが、各学校に電

子黒板を配置し、数教科の教科書のプログラムが設定されているものと思っております。

○5番（清 平二君）

やはり、現場を見ていただきたいと思うのです。私が聞いた限りでは、算数、国語、中学校はちょっと聞いてないのだけでも、数学のそういうソフトが入っていないということですが、やはり、先ほどのこの学力のこれを見ても、このソフトの入っていない教科が非常に低いような感じがいたしますので、このソフトはいつごろ入れるのか、予算化されているのか、計画はあるのか、お伺いします。

○教委総務課長（水本 斉君）

昨年度に引き続き、今年度も電子黒板、あと校内用パソコンなどの導入を進めていっております。その不足している分の教科のプログラミングについても、今後、教育委員会内で協議し、順次導入できる方向で協議を進めていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

これは私が聞いた限りですが、さっきの英検、漢検、こういう方々は1割ぐらいしか受けていないということ、これをするよりも、やはりこの電子黒板のソフトに入れかえて底上げをしてほしいという学校の先生方がおっしゃっていますので、ぜひ教育委員会の中でこういう議論をして、学校現場がどう思っているのかを、こういう予算をこれに使う、英検、漢検に使うほうがいいのか、それともデジタルのソフトを入れて教育をするのがいいのか、きちんと校長会あたりで議論をして、また、足りなければ町に予算をもらって伊仙町の教育に邁進してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

今後の教育環境については、今年度、課長は具体的に言いませんでしたが、電子黒板は去年が22台、今年度23台追加して入れるような計画をしています。ソフト等についても電子黒板の公務用パソコンですか、これについても53台と計画して、順次そういう、学校でもっと先生方が使えるような、そういった環境をつくっていくという、そういう計画は立っています。

○5番（清 平二君）

プログラミング教育が実施されるということですが、2017年4月11日にWindows Vistaのサポートが終了しています。2020年、来年の1月14日にWindows 7の延長サポートを終了するようですが、ご存じかどうかお尋ねします。

○教委総務課長（水本 斉君）

その情報は、こちらの教育委員会のほうでも確認しております。現在、導入されているパソコン等につきましては、Windows 10に入れかえをしていく予定でございます。

○5番（清 平二君）

今年からそのプログラミング教育が実施されますが、子供たちに、前、資料をいただきましたけ

ども、これは何年生かわからないのですが、これで十分できるのでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

今、②に入ってよいわけですか。

○5番（清 平二君）

はい。

○教育長（直章一郎君）

じゃあ、最初から具体的に説明したいと思います。

このプログラミング教育の充実を図っていくために、本当に大切なことは、大事なことは、その系統に従って、物、人、事、この3つだと捉えています。

まず、「物」とはどういうことかということ、パソコンなどのICT環境の整備ということです。本町におきましても、昨年度から電子黒板の整備とか、あるいは校内LAN、そういった環境の整備を進めてきました。本年度もさらに、さっきも言ったとおり、電子黒板を23台整備して、小中学校の整備を図っていくということになっています。

また、その中の「人」というのは、プログラミング教育をリードする先生方、教師になります。ですから、プログラミング的思考を育成することによって、目的とするそういった教育の意義と具体的な指導方法については、今度、夏休み、町主催の先生方の研修を図っていきしたいと思います。どうしてかということ、来年度から完全実施になりますので、子供たちに指導する前にやっぱり先生方の研修も大事ですので、この夏休み計画しています。

そして、最後に「事」ですけども、これは、プログラミング教育の、いわば授業計画の作成です。今年度末をめどとして、各学校で一単元のそういった教育カリキュラムを作成するようになっています。

また、県としてもどういった内容で、あるいは学年、何年生を対象にするかということ、そういった具体的なことはまだ来ていません。そういうことで、その辺の、教育委員会として、一応5、6年生を対象に今のところ考えているところです。本当は、計画では何年生でもいいということですけども、全ての学年にすると、それこそ年間の授業数との関係がありますので、なかなか無理な計画になります。どうして5、6年生と言ったかということ、そこには総合的な学習の時間という教育課程がありますので、その中ですと、自由に何日間か確保できますので、非常にこれがいいのではないかなと、そういう思いをしています。

○5番（清 平二君）

これは現在、各学校であるかどうかわかりません。予算不足のため、コピー用紙が不足している、あるいは保険関係で保険費あるいは理科実験費、こういうものを保護者から求めている学校があるのか、わかっていたら教えていただきたいと思います。

○教委総務課長（水本 齊君）

恐らく、PTA活動とかによる学級費だと思いますが、教育委員会のほうでは学校管理、学校の内部、学校側での管理をしている予算等でございますが、はっきりした把握はしておりませんが、学校で使う、一部授業とか実験に使う物の購入、その子自宅に持って帰る教材等は、保護者負担になっている学校があるということは聞いております。

○5番（清 平二君）

やはり、予算不足ということで、保護者からこのような負担を求めないで、ちゃんと町の予算として、伊仙町の子供たちであるということを施政方針の中にもあるわけですので、そのようなところ、ちゃんと学校と話し合いをして、やはり保護者から求めないようにしていただきたいと思えます。まだまだ学校予算についてはいろいろとお尋ねしたいのですが、時間がありませんので、子供達を育てるためにはやはり、予算をかけて私たち伊仙町が、伊仙町の子供の学力が大島郡でトップであるようになったら子供もふえるし、若者もふえる、希望のある町になると思えます。この町から出ていくのではなくて、教育力を上げて、伊仙町で教育をさせたいという人をふやしていくような政策をしていただきたいと思えます。教育に多額の予算を、これは、町長にお願いします。多額の予算を出してくださるようお願いしてこの質問を終わります。

次、3番目に行きます。お願いします。

○町長（大久保明君）

徳之島愛ランドクリーンセンター設置の場所について、でございます。17年が経過して協議のしており、3町持ち回りを重視するのかを問う、ということでございます。これは再質問の中で、いろいろ答弁できると思えますけれども、17年が過ぎてこの全国的な形での焼却炉の長寿命化などが進んでおりますし、また一方、大きな流れとして、リサイクルという流れが進んでおります。当時の状況は、私は参加してなかったし、どのように調べても議事録の中には3町持ち回りということは、全く書かれてない状況でありますけれども、ただ、そのときに焼却炉を、次は他の町、次の町というふうなある意味、誘致合戦があったと思えます。ですから、そのときに、まずは伊仙町という形での議論であったと思えます。そして、その設置場所に関しましては、特に伊仙町の中でどこにするかにしても、二転三転したというふうな経緯は承知しております。

その中で目手久地区の方々から、いろんな受け入れるかわりのその要望等もあります。そういうことも、これは正式な要望書ではなくて、ないのですけれども、この17年の間に、少しずついろんな努力してやってもらってきたと思えます。今、広域連合議会で問題になっております次の設置場所をどうするか、ということに関しましては、今、検討委員会も含めて次の施設をどうするかということ、今日、朝、議員の方々と一緒に視察もいたしまして、今後そのことは早急に結論をし出していかなければならないとは考えております。

以上でございます。

○5番（清 平二君）

この前の3月26日ですか、3町、町長話し合いをしたということですが、どういふ、その中で、話し合いをと言うのはどういふ内容だったのかを教えてくださいたいと思います。

○町長（大久保明君）

2月ごろに、検討委員会が今まで3回行われております。これは3町であらゆる分野から、そして地元の方を含めた検討委員会の中で、委員長の名で3町長でこれ、期日が決まっておりました、6月、ちょっと詳しいことはわかりませんが、6月末までに3町長で決定してほしいということでありましたので、これは3町長で意見を、話し合いをしまして、検討委員会に報告しなければならないということですが、また広域連合議会もありますし、3町の議会もある中で合意をしたのは、現在のあらゆる角度で考えてみた場合、財政的な問題、そして新しい場所を決定するのに相当時間がかかるだろうということなどを含めて、また、長寿命化という国の方針があります。これは現在のところ、同時にダイオキシン問題が出て、全国的に焼却炉プラス熔融炉という話が出てきたときに、かなりの自治体が新築した。それももう、耐用年数が来た中で長寿命化ということが今、推進されておりますので、そのことを進めていくことが重要ではないかということで、財政的な面も含めてリサイクルも含めて考えた結果、これは現在地にリサイクルを中心とした形でやっというふうな結論でございました。しかし、これが最終決定ではありませんので、今、ご存じのとおり、報道などで熔融炉の劣化のためにダイオキシンがこの数年間出て、空気中には出ていないけれども焼却炉内で発生しているということなどが報道されておりますので、まずはこれをいかにもう1、2年でゼロにしなければなりません、ということなどを含めたことを検討会などで進めていけたらと今、考えておる状況でございます。

○5番（清 平二君）

現在、徳之島愛ランドからダイオキシンが排出されているということが新聞報道などでされております。これはどうしたら基準値以下にもっていけるのか、行政のトップとして、設置者である伊仙町として、その解決策があれば教えてくださいたいと思います。

○町長（大久保明君）

まず、1つはその設置自治体である伊仙町の中で、協議会をつくってほしいということで、本議会が6月初めにあったのも、その予算の、伊仙町協議会の予算のための臨時会を開かなくてやるために、今回議会が開く、また、状況でもあります。

そういった中で、ダイオキシンにつきましては、我々も広域連合議会の中で、過去何回かダイオキシンの数値が出てまいりましたが基準以内でありましたけれども、平成27年ごろから、このダイオキシンが発生しております。その原因を明確に追及していくということと、そしてその対応をしていくかということで、現場の方々、そして有識者の意見を聞きながらわかってきたことは、皆さんも見たとおりですね、熔融炉いや、熔融炉じゃなくて焼却炉に、この燃やすことができなくて野積みしている状況などがあります。それはそのごみの量がふえて、焼却炉が一時故障したとき

などに、ずっと水分を含めた生ごみがかなりありました。だからダイオキシンの発生のかかなりの部分はC 1（シーエル）塩素、このいろんな化学物質に塩素がついていたのが、簡単に言えばダイオキシンになるということです、それは特に生ごみに多く含まれているということで、生ごみの分別化をして、そして堆肥化を進めていくということで今、先進地の方をこの検討委員会に来てもらいまして、伊仙町においても講演を行いましたし、先日は徳之島町でも講演を行いました再度、天城町でも行いますので、議員の方々も講演を聞いていない方は、また、民生委員の方々もぜひ今度天城町でありますので、これを今日ビデオでもあったとおり、いかに生ごみを減らしていくかということが、ダイオキシンの発生をゼロにもっていく最大の方法でありますので、そのことを進めていかなければ非常に次の目手久地区がそういうことで反対運動が出た場合は次の場所を決めると、そしたら次の場所を受け入れる地区が島内にあるかどうかも含めた、大変厳しい状況になってきたことも想定されますので、この一年の間にダイオキシンをいかに抑えるかという意味で、今日説明があったとおり、時間延長して野積みも減量して、生ごみの堆肥化を進めていくことが、これはそういう方法で人員をふやして延長していけば、ダイオキシンを減らすことは十分可能でありますので、そのことに今は全力を尽くしていなければならぬと思っております。

○5番（清 平二君）

さっき町長は分別をしたりしてやったら、現地に長寿命化、という考えのようですけども、現地の方々はこれを知っているのかどうか、そういう説明をしたのかどうか答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

現地の集落代表の方も、この検討委員会には入っておりますので、この具体的に生ごみを減らしていくことがダイオキシンを抑えることである、ということはこの前の徳之島町の説明会でもかなり説明は十分なされていたのではないかと思います。

○5番（清 平二君）

私が尋ねているのは、長寿命化しているのを現地の目手久の方々にもそういうのを伝えたのかどうか、ということですけどもどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

3町長の合意につきましては、これは目手久集落で多くの方々を集めては、まだやっていないと思いますけれども、ただ、検討委員会の質問に対しましては答えたつもりであるし、この前の広域連合議会でもそのことは説明いたしております。

○5番（清 平二君）

目手久の方々が、現状の段階でダイオキシンが出ていると、このダイオキシンがこのまま続けられるとひょっとしたら今年いっぱい持つか持たないか、まあ、目手久の方々は9月頃にはもうこの対策はとらなければ閉鎖の方向に、という西目手久の方々の意見でありますけどもどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

今日、清議員から質問があったことも含めて、伊仙町協議会が今回の議決で議決していただいた

ら、伊仙町協議会、これは伊仙町西目手久の方々中心であり、代表の方々中心でありますのでそのことをすぐに報告しなければなりません。

○5番（清 平二君）

何かちょっと私の言っていることと、委員会を設置して委員会の中で協議会の中で問うということでもありますけれども、非常に私の質問とこれがかみ合っていないので、これ以上質問をしても同じことだろうと思います。ごみの一般廃棄物の処理責任は廃棄物処理法によって、市町村にあるとされています。

これについてはどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

町内で起こるあらゆる最終責任者は町長にあるわけでありまして。それは今回のこのダイオキシンのに関しましても、これはその今伊仙町協議会をなぜつくらなければならなかったという最大の理由は、この広域連合というものの責任が3町持ち回りという形であったということのデメリット、そういうものが出てきたことが、このような状況の一因にも考えられますので、伊仙町協議会をつくって私はその協議会を含めて、広域議会も含めて、そして今回の協議会であったことはもちろんその西目手久集落の代表もいますけれども堂々と集落の方々に説明をしていきます。

○5番（清 平二君）

先ほど、私はごみ処理の条例等ありますかということ聞いたのですが、この条例、これだけで本当によろしいのですかね。きゅらまち観光課長にお尋ねします。条例をこれだけでいいのかどうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、条例の前に現在広域連合においては徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想検討委員会を立ち上げまして、施設の整備や協議など、飛灰ダイオキシンなどについての方向性について協議を行っております。それと同時に、並行して西目手久地区において当時大きな混乱があり合意もなかったということで反省しておるということで、今後自治体である伊仙町自治体と話し合い、西目手久との受け皿として合意形成を結んでほしいという要望がございまして、現在、このごみ処理施設合意形成推進協議会を立ち上げて6月10日に協議会を開催する計画であります。

その中でいろんな面々を、議題を審議いたしまして、各連合長また2町に答申していきたいと思っております。やはりこの中においてこのごみ処理条例をこれから制定していく必要があるのだろうと思って、その委員会の中でやはり協力を得たいと思っておりますのでございます。

○5番（清 平二君）

私は、ちょっと条例を見たら、ちょっと私にはわかりづらいです、それは。

要は、しっかりとした、町民も指導できるような条例、規則をつくって分別、そういうものをしていかないといけないのではないかなと思いますけれども、その辺のところの整理をして、また示し

ていただきたいと思います。

今、施設周辺地区、目手久地区から協定書等が来ていると思いますけども、今後この協定書に対してはどうするのか、お伺いします。（「協定書は出ていますか」「ちょっと時間いただきたいと思います」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

暫時休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行後の答弁をお願いします。（発言する者あり）

○5番（清 平二君）

どうも失礼しました。目手久集落から要求書が出ていたかなと思ったのですが、要求書は広域連合のほうに出ていて、大変失礼しました。広域連合のほうとまた話して答えてほしいと思います。

では、もう最後になりますけども、今日行って現地視察してわかったのは、やはり農業用塩化ビニールや産業廃棄物が搬入されているだけありますけども、今後どのような指導をしていくのかお尋ねします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどからの説明いたしましたように、ごみ処理推進協議会に20名委員がおりまして、区長とか議員、そして公聴会、いろいろな方と交えての委員会でありまして、その中でまたいろいろ協議いたしましたして、そのごみの分別等徹底した方向を持っていくに当たりまして、その審議したものを各2町にも答申して決定をしてみたいと思っております。

○5番（清 平二君）

ごみ処理は町のする行政でありますので、しっかりとした分別の指導や、あるいは産業廃棄物、JAとも話をして農業用塩化ビニール、これは定期的にしっかり農業用、JAは収集してないようですけども、この予算は余り、余りといえばあれだけども、そう多額の費用じゃないと思いますので、やはり町が負担するか、何かいつでも農家の皆さんが農協に持ってきたら塩化ビニールはそこで収集できるような体制に指導していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

今の塩化ビニールっていうのは廃プラでしょうか。これに関し年に3回ですね。伊仙町の場合ですと、3農協の支所というか、東部、中部、西部ありましてその支所で年3回収をいたしております。

また、それがクリーンセンターにというのであればまた、その際も必ず、廃プラは廃プラスチックで集めるようにという指導はしてまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

今日行ってみたとおりです。塩化ビニールが持ち込まれているということ。

やはりこれはしっかり、年3回ですか、まあ収集しているわけですが、こういうものも試算して目手久の徳之島愛ランドにそういう農業用廃プラスチックが持ち込まれないようにするのが、分別に当たり、向こうで出るダイオキシンが防げるのもその一つじゃないかなと思いますので、やはりダイオキシンが出るとその地域の方々、あるいはそこに働いている方々もそういうダイオキシンに侵されるということが考えられますので、十分そういう指導をしていただきますようお願いして、私の一般質問を終了します。

○議長（美島盛秀君）

これで、清 平二君の一般質問を終了します。

次に、西 彦二君の一般質問を許します。

○3番（西 彦二君）

町民の皆様、こんにちは、3番、西 彦二です。ただいま議長より許可を受け、令和元年第2回定例会にて一般質問を行います。

1、泉芳朗没後60周年事業について伺います。

①日本復帰の父と称され、郷土徳之島面縄で著名な先達となった泉芳朗先生が亡くなり60年を迎えるに当たり、没後60周年記念事業実行委員会が発足いたしました。町としてもご賛同並びにご協力いただけないか伺います。

2番目、泉芳朗先生の生誕地で徳之島の自然遺産観光や歴史探訪の一拠点となる町または集落の発展、活性化に寄与していくことができないか伺います。

2回目からは、席に戻って行います。

○町長（大久保明君）

西 彦二議員の質問にお答えいたします。

今あったとおり泉芳朗先生は、奄美群島日本復帰の父と言われております。

この町内のいろんな校歌を聞きましても、泉芳朗先生の詩はたくさんありますし、また奄美大島本島においては毎年のように芳朗先生を偲ぶ会も行われております。

60周年を迎えるに当たり、60周年記念事業実行委員会が発足したということでもありますので、その内容を見て町も泉芳朗先生に学ぶことはまだまだいっぱいあるわけですから、そのことも含めて協力をしていきたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

泉芳朗氏は、日本の詩人、教育者、名瀬市市長、奄美群島の復帰運動のリーダーとして明治38年3月18日に伊仙町は面縄に生まれました。26年8月に日本復帰を祈願し、120時間にわたる断食祈願

を行い、奄美復帰の父また奄美のガンジーと呼ばれていました。

日本の敗戦で奄美群島は米国の占領下に置かれ、46年に正式に日本から分断され、当初から活発だった復帰運動は51年、詩人の泉芳朗先生を議長に奄美大島日本復帰協議会が結成され、群島民の99%を占める署名が集まった。集団断食など非暴力運動の高まりを受け米国は53年12月、群島を日本に返還され、昭和28年12月25日に奄美群島が日本に復帰されました。

町は泉芳朗氏の偉業をたたえるために、平成9年度に義名山運動公園の中心に泉芳朗記念館並びに泉芳朗頌徳記念像が完成し、その除幕式典のときには名誉町民の称号を贈られました。このたび、平成31年4月に泉芳朗先生が亡くなってから60年を迎えるに当たり、芳朗氏の生家跡地を整備し、広く地域の方々とともに活用していくことができる場所となるよう、遺族関係者並びに面縄集落の有志の方々とともに、記念事業実行委員会を発足いたしました。

町としても、この事業委員会にご賛同並びにご協力をいただけないか、伺います。

○総務課長（池田俊博君）

西議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおりきちっと賛同いたしまして、町ができ得る限りの労をまた惜しまずに協力してまいりたいと思います。

○3番（西 彦二君）

事業の趣旨としては上面縄に所在する生家跡地を整備して敷地の整地、石垣の整備、水場の整備、植栽等の整備、碑文プレートの制作、詩碑の設置等を計画しています。この事業計画に対して町としても予算化はできないか伺います。

また、委員会の方々も多方面からのご寄附をとともに行っていきたいとおっしゃっていました。

○総務課長（池田俊博君）

西議員の面縄泉芳朗先生の遺徳に対して本当に心から感謝申し上げます。

また、先ほども答弁したとおり、その実行委員会の趣旨等踏まえて町としてもでき得る限りの労は惜しまず協力してまいりたいと思います。

○3番（西 彦二君）

この事業が成功しますと、将来的には芳朗氏の実績を偲ぶことができる頌徳記念像の移設、著作物の整理、展示施設の整備などに向かって順次環境を整えていく次第と考えていました。

2番目に、この地が泉芳朗氏の郷土への思いや日本復帰と平和への思いが触れることができ、徳之島の自然遺産観光や歴史探訪の一拠点となつて、町及び集落の発展、活性化に寄与していくことができないかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの西議員の質問にお答えいたします。

歌にもありますように「戦争が終わって僕らは生まれた。戦争を知らずに僕らは育った。」戦後70年を経て、戦争を体験したことがない世代が大多数となり、語り継ぐ方もいなくなり、戦争に対

する関心さえなく、無関心の世代がふえております。

また、多くの国で戦争が起こっていても意識がない時代でございまして、泉芳朗先生は、奄美群島が日本から切り離され、アメリカ軍の占領下に置かれた中、日本復帰運動を率先し、さっき言われましたように断食念願をしてアメリカ、日本政府に訴え、沖縄よりも早く日本に返還されております。泉芳朗先生の生誕地を自然遺産観光ルートに保持できないかということではありますが、平和の大切さが語り継いでいくことが大切だと私も思います。

今、毎年泉芳朗杯グランド大会が毎年11月に行われておりまして、去年は大阪からも参加する方がおりました。その中でも私も挨拶の中で泉芳朗先生の偉大さを語り継いで忘れないようにということで挨拶をしたことがあります。

この集落は世界自然遺産トレイルルートにもつないでおり、28年度にそのルートの開通式をしておりまして、そのルートの中に、30mぐらいの距離でありますので、これを観光地にまた結びつけていければと思っております。

観光連盟並びに3町での今年は観光振興計画を、立ち上げを計画しております、その中でもこのことを検討、議題として持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

第2人目の伊仙町名誉町民でもあります。

先ほど、自然遺産トレイルの話がありました。面縄集落は、今町内におって最も古い道が残っている集落であります。いろんな散策に関しましては、泉 信喬先生の家から横に細い道が、30mほどだと思えますけども、そこに泉 芳朗先生の生まれた土地があります。

今後、こういった歴史的な建物、建物というか、周囲をある意味復帰の父の生地でありますので、多くの方々が来る可能性がありますし、奄美のガンジーと呼ばれたと、そして、その町内のいろんな校歌にも格調高い歌詞が多数ありますので本当に郷土の偉大な父でありそしてまた改革者でもありますので泉芳朗先生をしっかりと町の誇りとして今後とも60周年だけでなく、今、奄美市においては毎年復帰記念の12月25日には泉芳朗先生の遺徳を忍んでの集まりもありますので、地元でもそのような形で復活させてやっていくことが重要であると考えております。

○3番（西 彦二君）

先ほど伺いました地域には面縄貝塚や坂本、御前、旧役場跡地もあります。世界自然遺産奄美トレイルの1区間としてもこの跡地を取り組んでできないかを聞き、また県道または町道の入り口に案内板の設置ができないか伺います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えします。先ほどお答えいたしましたようにやはりこれから3町観光連盟、観光振興計画を立ち上げて予定しておりますのでその中でまた協議していきます。

○3番（西 彦二君）

最後に奄美群島の復帰運動のリーダーとしてこれからも泉芳朗氏の偉大な功績を若い世代に伝え

奄美群島及び我が伊仙町のこれからの発展を願ひまして一般質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで西彦二君の一般質問を終了します。次に佐田元君の一般質問を許します。

○4番（佐田元君）

町民の皆さんこんにちは。4番の佐田元でございます。ただいま令和元年第2回定例会で質問の許可がおりましたので通告どおり質問いたします。明快ならご答弁をお願いします。今まで何回か町執行部と議論を交わしてきた備品費未納の問題についていまだに腑に落ちない点が多々あります。前回までの質疑応答において町長のほうから意見調整の中で大変重要な問題であり大変な失態であったと述べております。またこの件に関しまして回収には最善の努力をすると答弁いたしております。また、他の執行部の方もこの点に関しましては非常に反省しているようでございますが、しかし1年経った今、現時点においてもこの案件が解決に向けて進展してないよう感じられます。そこで質問ですが違約金は確約書どおりに納入されているか次に賠償金について問いますが、③として納入済み備品は目的どおり利用されているのか問います。次に大きい2番目一般農家の研修や後継者不足の解消に向けて農業人材の支援の取り組んでいる農業支援センターについて問います。①として平成29年度30年度の研修内容と成果について②について今現在研修生は何人か次に予算計上されていた苗作り棚は購入し利用しているのか伺います。2回目からは自席で行いますよろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

佐田元議員の質問にお答えします。平成28年度多世代交流機能拡張備品購入事業についての違約金は契約どおり契約書どおり納入されているかということでもありますけれどもこれはしっかりと納入されたというふうに報告を受けております。

○社会教育課長（稲田良和君）

佐田元議員の質問にお答えいたします。契約確約書どおり納入されているかという問いであります。おくれることはありますが指定口座に入金はあります。

○4番（佐田元君）

今の答弁によりますと滞っていることはあるけど今のところ入っているということですが、私の手元に――先般資料を請求いたしました。この中に4月18日現在20万しか入っていないという資料を受けております。本来であれば今年の5月から3月まで月4万円ずつにすれば20万円では足りないのではないかという思いをしますが、ここの点の説明をお願いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

先ほどもお答えしましたが、おくれがちで入金があるということです。必ずその月にということじゃなくてその1カ月またいで入るときもございます。それで資料の中の20万円ということになっております。

○4番（佐田 元君）

ということはこの4月18日以後支払いが入っているという受け止め方でよろしいでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

最終額が、5月に入金がございました。

○4番（佐田 元君）

4月18日で20万円、平成、それ、30年の3月31日までこの20万円でもよしかったですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

20万円で間違いございません。

○4番（佐田 元君）

これは20万円で間違いがないということですが、そのおこなっている理由は今わかりましたが、そのおこなった理由に対しての当事者に請求とか連絡とかそういうものをとられておったのか3月までに支払いしなければいけない1カ月分この分に関してどのような対応をとったのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（稲田良和君）

質問にお答えします。平成31年2月に契約者勤務先に行きまして未納があることを伝え早急に納入していただくようお願いしましたが、納入が現在もございません。

○4番（佐田 元君）

2月に連絡をとって早急に納入するような連絡をとったということですが、それでは昨年の30年8月1日に出してありますこの確約書これは有効に来ているといえますかね。

○社会教育課長（稲田良和君）

この質問にお答えします。この確約書には2回履行しなければ法的措置をとるというふうに書いてありますが、本人が弁済したいという意思があるということで、今現在納入をお願いしているところでございます。

○4番（佐田 元君）

今本人が弁済する意思があるということですがこれは昨年度も何回かこの件に関しましての質問をいたしました。はっきり申しまして質問また答弁の中に事業者当人は甥や姪この財産を自分の名義にしてそして同居してそれで払うというような話もしています。顛末書にも書いてあります。そういうようなことを知っておりながらいまだにこの事業者、この人の言うことを信用するというこれとは何か信用しなければいけない何か理由があればお願いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

そういうことは全然ございません。そのかわりになるものというふうな答えありましたが、調べたところすぐに登記ができるというふうな物件はなかったということで現在に至っているところでございます。

○4番（佐田 元君）

この確約書を読みますね。「万が一これを2回履行しなかったときは即時一括して支払う」とまた「いかなる処分を受けても異議はありません」とこの確約書には記載されています。いいですか。この本人さん事業さん請求はされて今言うように本人に払う意思があるという話ですが、しかし保証人が立っていますね。保証人を、立てていますね。この保証人にその旨そういうような連絡等とかそういうことはしてありますか。

○社会教育課長（稲田良和君）

連絡しましたが、携帯番号のほうが変わってしまっていて今現在その携帯、主の携帯番号を調べている最中でございます。

○4番（佐田 元君）

連絡して携帯番号が変わって今のところ連絡してないということですが、それはそれで結構でしょう。しかし、この確約書私たちに資料請求のときにはっきり言ってこれは黒塗りされていますので、誰が誰かわかりません。これは昨年度の一般質問のなかで私は質疑しました。恐らくこの業者の身内じゃないかなという思いがします。もし身内以外の方であれば、大変失礼なことかと思われませんが、私はこれを身内ではないかという憶測しています。このような身内の間で支払い能力がない方を連帯保証人に立ててこの確約書は有効であるということ。これ自体が私は間違っているのではないかということも昨年の質問でも追及しましたが、これはこの黒塗りのところこの業者さんとの関係はどういう関係ですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

この確約書についてですが、昨年の質問に答えいたしますが、弁護士の先生と協議いたしまして、契約者で保証人に関してもいろいろと協議しながらこういう方向性のほうがいいではないかということで、確約書で、その保証人を立てました。

○4番（佐田 元君）

何回やってもこの問題は、恐らく町執行部の方の姿勢がなければ前に進展しないのではないかと思います。そこで繰り返しになりますが、このいかなる処分——刑事告訴と書いております。これをやるつもりあるのですか。伺います。

○社会教育課長（稲田良和君）

今後納入がなければこの確約書どおりにしていきたいと思えます。

○4番（佐田 元君）

ぜひ「いきたい」と思いますがじゃなくて「いく」と言うような方向でお願いしたいと思えます。これを「いきたい」という思いですが、これをいつごろまでする予定ですか。いつまでこの未納、代金が払わないのを待つようなことになると思いますが、いつまで待つわけですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

再度契約者のほうに赴いて再度お話をしまして、前回も行ったときも「なければ法的措置を取り

ます」ということで伝えてありますので再度訪問いたしまして事の真相を伝え、解決に向けて努力したいと思います。

○4番（佐田 元君）

先ほど携帯の番号が変わって連絡がとれないという話でありましたが、再度訪問するという今の答弁、これはどういう方向で再度訪問するつもりですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

7月に鹿児島に行く用事がございまして、その折に契約者のほうに勤め先に行ってお話をしたいと思います。

○4番（佐田 元君）

わかりました。7月に出張ついでに訪問するということでありますので、ぜひこの確約書どおりに月々4万円これは絶対に支払うようお願いしていただきたいと思います。それでは、次に……

○議長（美島盛秀君）

佐田議員ちょっと待ってください。これは財政上の関係と思われまますので、ぜひ町長からの答弁もお願いいたします。

○町長（大久保明君）

今、課長が答弁したとおりでございますので、町としても期日等の質問もありましたのでしかと協議して対応していかなければなりません。

○社会教育課長（稲田良和君）

すみません。7月に行くと言ったのですが、私は出張ではなくて個人で鹿児島に行きますのでその折に面会したいと思います。

○4番（佐田 元君）

わかりました。それでは、次に2番目にいきたいと思います。2番目のほうよろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

住民監査請求による損害賠償金については、総務課長のほうから答弁していただきます。

○総務課長（池田俊博君）

佐田議員の質問にお答えいたします。平成30年8月17日平成28年度多世代交流機能拡張備品購入事業について、町に対し町長が57万3,642円、副町長が38万2,428円、教育長が38万2,428円、平成29年3月30日時点の社会教育課長が114万7,284円、当時の社会教育課長補佐が95万6,070円、社会教育課主事補が38万2,428円、総額382万4,280円の損害賠償責任を負うとする勧告が出され平成31年2月26日監査委員の監査結果を受け平成28年度多世代交流機能拡張備品購入事件に係る損害賠償責任を負う勧告を全面的に受け入れることを伊仙町監査委員へ報告いたしました。そこで平成31年3月25日平成28年度多世代交流機能拡張備品購入事業不適正執行に係る損害賠償金納入通知書を各対象人に発送いたし、出納期間中の令和元年5月10日までには、全額382万4,280円の納入を確認しており

ます。

○4番（佐田 元君）

平成31年2月の26日に、監査委員の監査結果、損害賠償責任を負う勧告を全面的に受け入れるということを報告されているようですが、この私が資料請求した資料によりますと、損害賠償金の歳入状況が書かれております。この状況を見てみますと、3月25日、3月28日、4月15日、4月17日、4月19日、5月10日入っております。入っておるのは確かに入っています。しかし、監査請求は31年の3月31日になっていますよね。このおくれた件に対して、お答えいただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

このことに関しましては、平成31年3月31日に調定をとっておりまして、出納閉鎖期間が令和元年5月31日ということで、この2カ月間の出納閉鎖期間内に納入がなされたということで、平成31年度のほうに歳入をしている状況でございます。

○4番（佐田 元君）

今、5月が出納閉鎖ということで問題はないということのようでございますが、しかし、この住民監査、これを3月31日の期限をつけています。

そして、私が一番不信に思うのは、8月の22でしたか、ちょっと今、済みません、8月22日の各新聞、この報道によりますと、これは読まなくても皆さんおわかりかと思しますので読み上げませんが、勧告に従うことが必要なかという答弁をしております、取材をしております。

このことを考えてみますと、なぜこの時期になってこの勧告どおりにするようなことになったのか、ここが今、私が一番思う疑問な点でございます。これはなぜかといいますと、業者さんに入ってもいない、納入されてもいない品物の代金、そこを偽造して決済をし、4月の3日に全額支払う、このようなことをしておきながら、勧告には時間をとらせて、閉鎖がこうだからあだからという、これは私に言わせると理屈ではないかという思いがいたします。

その業者さんの言うことはみんなうのみにしている。うのみにして支払いをし、そしていろいろなことを、あと何日したら商品が入るからとかあとか何とかそれを信用していながら、その後の処置、これが異常に対応が遅いのではないかという思いがします。

そこで、この閉鎖、これは今お話聞いてわかります。このおくれた方々、これは、それまでに支払いしなさいとかそういうあれは、話とかそういうことはしてありますか。

○総務課長（池田俊博君）

この件に関しましては、3月の25日に納入の通知書を出して、町の会計管理の管理者のほうに納入してくださいという通知も出してあります。そしてまた、少しおこなっている関係もありましたので、少しお話をさせて早目の対応ということもしてございます。

○4番（佐田 元君）

通知を出して、そういうようなお話もしてあるということですが、それではここで町長に伺いたいと思います。

町長、5月10日に納入しているようですが、このおくれた件に関して説明をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

私は、非常に自分で言うのもなんですけど、毎日毎日がいろいろ多忙でありまして、そのことが、期限が3月末日であるということなども私は、それは忘却しておりました。そのときに、総務課長のほうから指摘されまして、すぐ納入したということでございます。

○4番（佐田 元君）

それは、確かに町長は業務のほうで多忙ということは、十分存じ上げています。しかし、先ほどのこのコメント、町長覚えていますよね、新聞の記事の。この中で町長は取材に対して、「約2カ月前業者と会って、9月から毎月4万円ずつを返納しこと確約書をとった。勧告に沿って、我々が賠償する必要があるのか疑問」という答弁をされています。ここの勧告に沿って我々がという取材をしてあります。この時点でわかっていたのではないですか。

○総務課長（池田俊博君）

大変今、申しわけないのですが、わかっていたということのちょっと意味的なのがちょっとわかりませんので、今答えることはできませんのでよろしくをお願いします。

○4番（佐田 元君）

そこがわからなければそういうふうな答弁でよろしいかと思えます。

それでは、この資料について、ちょっとお伺いしたいと思えます。この資料は、はっきりいたしまして、この資料は間違っている資料ということではありますが、差しかえしてくれという話もありました。私は、そういうことは絶対もうできませんという返事で、最初もらった資料、これで質問いたしますので、ご理解をよろしくお伺いしたいと思えます。

この中に、職員の懲戒処分、誰々給料掛ける10分の1掛ける2、そして金額、これが記入されております。しかし、この中である課長さん2人、名前は言いません、給料も言いませんけど、10分の1掛ける2ということで、金額は書かれております。これは、なぜここで10分の1掛ける2なのか、そしてその額であれば、この懲戒処分を受けたこの額と違わなければいけないという思いがいたします。これは、4月18日の職員の懲戒処分審査委員会で、この処分は決めてあると思えます。しかし、私が受けとった資料の中では間違っております。これはどのようなあれで間違ったのか、説明お伺いしたいと思えます。

○総務課長（池田俊博君）

これは、大変、私のほうで資料作成いたしました。上の分を複写してしまった関係上、同じように2カ月分の減額という形というふうにもそのままして、気づかなく皆さんに提出いたしました。

この件に関しましては、その後で資料請求の段階におきまして、議長のほうからも、ここの辺のところは変更して提出したいということをおし添えてございましたので、そこら点へのところは、またご了承いただきたいと思っております。大変、申しわけありませんでした。

○4番（佐田 元君）

こういうような突発的な資料を請求されたら、少々こういう間違いもあるのではないかと思います。しかし、この資料、私がもらった関係での話になるかと思いますが、この中に給料も名前も給料の金額も書いてあります。これ、これ以上にならないのか、そここのところをお願いいたしたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

これは、4月18日でしたか、全員協議会の中で、この件に関して説明するというございでしたが、時間の都合上、説明ができなかった。そこで事務局長のほうから、こういうふうな説明の文を流していただければ、それでいいというふうな話がありましたものですから、私が軽率にこういうふうにつくってしてしまいました。これからこういうことが絶対ないように、資料の提出にしましては、十二分に注意をしてやっていきたいと思っておりますので、そこら辺のところはご了承をいただき、これからそういうことがないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○4番（佐田 元君）

今の説明で十分わかりました。しかし、以前もこういう話をしたことがあります。やっぱり公の仕事をしている関係上、やっぱり数字の間違い、そして日付の間違い、こういうことは絶対にあってはいけないことであると思っております。このような数字間違いが、町民の方に書類等の請求があったときに、間違った書類を日常茶飯事上げているのではないのかなという疑問さえ持たざるを得ません。そういうことで、この数字だけは絶対に間違えないようにしていただきたいと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

この件にしましては、少し数字の間違い等ございまして、先ほどから本当に大変町民の皆様に対しても申しわけないと思っております。

また、その他に関しては、またこれは職員の名誉上にありますので、そういうことがないようにチェックして出しておりますので、そこら辺のところはまた、ご了承いただきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

この件に関しては以上で終わりますが、あと1件だけ。

この資料の中で備品未納関連賠償金等の額、これが記入されております。461万2,120円。これは、この金額は損害賠償金また業者からの違約金、そして職員の皆さんの処分の額、これが全部合計されている額のように思えますが、これはこの額、461万2,120円を賠償金等の額としてあることは、私にはちょっと腑に落ちないところはありますが、これは財務会計上、どういうふうな処理をされているのでしょうか、お伺ひいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この損害賠償金の歳入に関しては、そのままの雑入のほうで歳入をとっており、職員の懲戒処分、

また3役の自戒措置に関しましては、支払いをしていないという状況であります。

そして、博文社からの違約金に関しては、これも歳入のほうでとっております。ですから、職員
の懲戒、3役の自戒措置に関しては、給料がその分減って支払ったということでございます。

○4番（佐田 元君）

ということは、この賠償金の額この数字は、賠償金の総額には値しないというとり方でよろしい
ですね。

○総務課長（池田俊博君）

一応、賠償金自体の額には値はしないのですが、その関連によって、町のほうが受けた、こう
むったというか余剰が出た金額が関連金額として計上してありますので、そこら辺をまたご了承
いただきたいと思います。

○4番（佐田 元君）

このような資料を見てもみますと、以前の答弁の中で、もろもろ、今こういうようにして賠償金を
払うとか、業者だったら月々もらうとかすると、財政上二重払いになるのではないかなという答弁
もいただいております。そういうことを考えてみますと、ここにこの金額載せるのは、ちょっと今、
説明の中にもありましたが、収入として載せるのはいかなるものかという思いがいたしますので、
また再度精査していただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。よろしく願いいたします。ごめん、質問します。

○議長（美島盛秀君）

納入済み。

○4番（佐田 元君）

③の納入済み備品について、納入目的等に利用されているのか尋ねます。

○社会教育課長（稲田良和君）

佐田議員の質問にお答えします。

総合体育館、第2体育館両方に分け、スポーツ少年団、学校の遠足、学級のレクリエーション、
集落の行事等に利用されております。

○4番（佐田 元君）

今、使用しているということですが、この備品だけで十二分に利用価値がありますか。

○社会教育課長（稲田良和君）

平成31年3月に行った、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果の中で、遊具が少ない、
雨天時でも遊べる施設をつくってほしいという意見等の結果が出ていますので、これを踏まえると、
子育て世代の方たちには大変申しわけないのかなというふうに思っております。

○4番（佐田 元君）

今、納入されている備品、これはこの28年多世代交流施設事業においては違約されていると思
いますが、この備品の備品台帳登録は、どのような方向で備品台帳をつけてあるのか、備品台帳に載

せてあるのか載せていないのか伺いたいと思います。

○社会教育課長（稲田良和君）

平成29年の監査の中で、備品台帳に載せていないということで、その後、備品台帳のほうには掲載しております。

○4番（佐田 元君）

これは、ということは、この拡張事業、この内容で載せてあるということですか、登録されているということによろしいでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

社会教育課全体で教育委員会の中、体育館等々分けて備品台帳のほうに載せてあります。

○4番（佐田 元君）

納入されているものそのものだけ載せてあるということのようですが、これはこの備品セットになっているような、今、入っていない備品がなければ利用価値がないというそういう備品はないですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

セットでというのは全て入っておりまして、単品で入っていないのが4品でございます。

○4番（佐田 元君）

わかりました。このような備品をぜひ町民のために有効に使っていき、そして町民の健康増進のほうにしていだければと思っております。これで、備品関係、28年度の多世代交流事業の関係についての質問は終わりにいたしたいと思えます。

次に、農業支援センターについてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

農業支援センターに関しましては、2番の質問にもありますけれども、現在1人の研修生という形であります。また、今後内容に関しましても、県ともいろいろ相談しながら、この支援センターのあり方等の県との連携等もやっていきたいとも考えております。あと、成果等については、また担当のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

佐田議員の農業支援センターの平成29年度、30年度の研修内容と成果について等という質問にお答えをいたします。

まず、平成29年12月に伊仙町農業支援センター青緑の里が発足をいたしました。この時点では、新規の研修生はまだおらず、29年度におきましては、受け入れのための教材研究とか教材製作のほうに時間を割いておりました。そこで、その準備が整い、平成30年6月に、まず区長会におきまして、研修生の募集を行いたいという説明、その後、募集チラシを町内全戸に配布し、また町のホームページのほうにも研修生募集という案内をいたしましたところ、1名の応募がございまして、こちらの面接の上、研修生1名を受け入れて研修を開始したところでございます。

研修内容といたしましては、農業の基礎講座研修ということで、平たく言いますと、徳之島の土壌についてや、農薬の利用方法、また農業と気象の関連についてなどという、他にもございますけど、このような座学、また栽培基礎講座研究といたしまして、種まきから始めまして育苗、定植、栽培等の実施を行いました。この研修を通して、農業の基礎知識や栽培技術を実習生は学習できたものが成果ではないかなと思っております。

○4番（佐田 元君）

今、土壌とかいろいろなもので研修をしたという説明がありましたが、私がこの支援センター青緑の里のちょっといろいろな昨年から見て回って見てみますと、この農業支援センターの畑、これは他にはありますか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまAコープの隣に圃場がございまして、そちらのほうで実習はしているような状況でございます。

○4番（佐田 元君）

私も恐らく、そこ1カ所じゃないかなという思いで質問いたしました。私がそこを通るたびに確認しておりますが、今、課長が話されたもろもろの研修、これができているようには見受けられません。昨年度は、1人の研修生がおったということをして、その研修生と一緒にそこで作業しているのも、はっきり言って見たこともありません。

そして、そこに植えられておったのは、うちが見たときにはレタスが栽培されておりました。それも、研修するほどの面積ではなかったような気がいたします。そして、今年に入って2月だったんですか、ちょっと時期は忘れましたが、そこにスイートコーンが植えられてありました。それもばらばらまばらな数本のスイートコーン。そして、つい最近見てみますと、畑の真ん中に何かはっきり言ってわかりませんが、見た感じではスイカかキュウリじゃないかなという思いがしますが、あれも見てみますと、それこそ畳1枚ぐらいの大きさにビニールテープで囲いをして植えつけてある。そしてその隣には恐らく肥料のなる草だろうと思いますが、そういうのを植えられて、その周りは耕されてはおりました。

しかし、やっぱり町長が施政方針の中でも述べております、この青緑の里農業支援センターを拠点にして、農業人材育成とかそういうのを支援していくというようなことを、町長の施政方針のほうで述べられております。やっぱりこういうことをせつかくするのであれば、今1人の研修生、その1人の研修生に十分にこの農業の知識、こういうのを植えつけていけるような支援センターであってほしいと思います。

今、見てみますと、はっきり申しまして、伊仙町内のこういうことを言うと、またいろいろ問題があるかと思いますが、高齢者の方、島内でいえばアタリバッテリー、これもこの今植えてある面積よりも、島のおじいちゃん、おばあちゃんなんか植えているアタリバッテリーのほうがよっぽど大きいのではないかと、たくさんの作物がつくられているのではないかなという思いがいたします。

こういうことで、せっかくのこういうような施設をつくり、そして町民の皆さんに支援、農業に関して支援していくという話をされておりますので、もう少し本腰といいますか、先ほど県のほうと相談という町長の話もありましたが、相談だけじゃなくて、やっぱりもう少し真剣に、こういう物事に対して、我々町民の汗水流した税金、これでやっているわけですので、運営しているわけですので、こういうことを十分念頭においてやってもらいたいなという思いがいたしますが、いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

佐田議員のおっしゃるとおりです。今後、つくった施設は、これは絶対効果を出していかなければなりません。これをつくったということに、まず大きな意味があります。それを生かしていくために、まだ実績が不十分でありますけれども、これは施設というものは、長期的な形でも視野に入れて、今後、先ほど県とおっしゃったのは話したのは、農業試験場とかあらゆるところと、今後積極的な取り組みをやっていくと。

今、あそこが研修センターそのものは、いろいろと調査、土壌分析などは進んでおりますし、またあらゆる農業関係の会議などで、あの場所は、今、想定以上の活用をしているなど徐々に出てきておりますので、指導する指導員の目的とその目的達成のための情熱というものを、今後促していくことも重要でありますし、さらに、農業をやりたいという1人の成功者がそこで育っていけば、それは次から次へと多くの方が島に帰って農業に携わっていきこうということになるわけでありまして、つくってまだまだそういう体制にはなりませんけれども、私は、そういうふうな伊仙町の農業のシンボルとなるべく、今後ともいろんな、例えば畜産関係の方々があの場所を使って会合をするとか、そういうソフト的な面においては十分活用できますので、そこでまた新しい政策論とか、そして情報交換することによって、いろんな若者が農業やっていけば収入を得て、豊かな生活ができるというふうなモデルをつくっていくためにも必要な施設でありますので、そのようなことができるよう、今後はしっかりした担当課ともまた農業青年たちともいろいろ考えながら、しっかりと作り出していかなければなりませんし、それは必ずそのような方向になると思っております。

○4番（佐田 元君）

今、町長のほうからお話がありました、土壌分析とかこういうことをやり、その場で農業青年の会合をしているというような、そういう実績があるというお話がありました。私が聞いたところによりますと、昨年度の話なのですけど、さっきも言いました、そこにレタスを植えてありまして、そのレタスの色が変わったと、したらその原因は何ですかという研修生のほうから問いかけがあったと、しかし、指導員の先生は答えきれなかったと。そういうことで、先ほど町長が言われた県の目手久の試験場のほうに持って行って、分析といいますか調べてもらったら、これは単なる肥料不足であったというような、こういうことを町民のほうからお話を聞いております。

こういうような施設は、若者にモデルになるとかそういうあれも結構でしょう。しかし、これぐらいの知識もないそういう方が、これからこの伊仙町の農業に従事していく者に指導ができるかと

いう思いがいたしますので、ぜひこの施設を町民が多く、農家の町民がこの施設を望んでいる者が大きいのではないかと、この思いがいたしますので、今話したようなもろもろの指導等もやって、この施設が伊仙町の農業の大きな施設になるようお願いいたします。

それでは、これで終わりたいと思いますが、先ほど研修生、何人いるかという質問しようかと思ったのですが、先ほど町長のほうから、町長、課長の担当のほうから1人ということですが、この研修生は、期限というかいつまで研修を受けられるのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

1名の研修生は、今の予定では8月まで、7月、野菜の暦が8月から7月ということなので、一応7月まで予定をいたしております。

○4番（佐田 元君）

ということは、今いる研修生が7月まで、その後は、研修生は募集してはいると思いますが、その後の研修生は入っていないですか。今年度というか7月以降の研修生は。

○経済課長（仲島正敏君）

今、申しましたように、8月から7月という、役場の年度は4月3月ですけど、野菜の年度が8月7月ということなので、昨年度1名のときも追加の募集はかけましたが、なかなかいなかったのですけれど、今度改めて令和元年度の募集生ということで、8月の研修実施に向けて募集をかける予定にしております。

○4番（佐田 元君）

何で、研修生が募集しても来ないか、そういうような分析等はされていますか。ただ募集して、来ないからというような、それだけでよろしいのでしょうか。

先ほども言いましたが、大きな報酬を払っているわけですので、やっぱり研修生が入らない、募集しても来ない、その理由をやっぱり分析し、そして何が不足しているのか、何がいけないのか、そういうこともしないと、はっきり言ってこの農業に関しての研修生、本当に難しいものはあると思います。

だから、もう少し、先ほども何回も話しておりますが、もう少しやっぱり真剣になって取り組んでほしいなという思いがします。なぜ来ないのか、そここのところ原因がもしあればお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまのご質問に答弁をいたします。

なぜ来ないかということに関しましては、まだ検証はしていないのですが、1名しか応募がなかったということ、また追加がないということ、やはり今議員がおっしゃいますように、そこら辺の原因等は真摯に受けとめて分析をして、次年度につなげていくように努力してまいりたいと思います。

○4番（佐田 元君）

これから先、さっき言いましたように、なぜ研修生が募集しても来ないのか、こういうことを検証して、この事業に沿ったような形で運営していただきたいと思います。

次、3番目に移りたいと思います。当初予算に計上されていた苗づくり棚購入し、利用されているのかということです。お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えをいたします。

確かに3月議会の当初予算の審査におきまして、議員より指摘を受けまして、このことにつきまして、再度支援センターと打ち合わせを行いましたところ、育苗用の棚ということで考えていたのですけれども、置く予定の場所がそれほど大きな面積がないということで、もちろん苗を置く棚なのですけれども、それももちろんですけれども、一緒にパイプハウスを材料代だけで自分たちで施工できるということがございますので、そういう意向も受けましたので、今現在、合うような大きさのものを、再度棚も見積もりをとり直して準備をしようかなということで、今進めているところでございます。

○4番（佐田 元君）

今、3月の予算で組まれたものは、置く場所がないということで、自分でもつくれるような棚をつくるというような話であります。ぜひそういうようにしていただきたいと思います。先ほども何回も話しておりますが、無駄な予算、無駄なお金を使わなくて、経費を使わなくて、小さな経費で大きな収穫が生み出されますように希望いたします。

最後になりましたが、恐らくこの備品未納問題、この問題については、町民の中には、またその問題を掘り起こして質問をしているという思いの方が多々いるかと思っております。しかし、私はこの問題だけは、絶対にうやむやにはしてはならないという思いがし、そして我がこの伊仙町の町政が発展することを願っての質問でございますので、そのような思いをされている方には、ひとつご理解をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（美島盛秀君）

これで、佐田元君の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

次の議会は、明日6月6日10時より開会、9時30分より全員協議会を行います。この後、陳情審査を行いますので、総務文教厚生常任委員会は委員会室へお入りください。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時19分

令和元年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和元年6月6日

令和元年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年6月6日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

- 追加日程第1 同意第2号 教育長の選任（提案理由～採決）
- 日程第1 議案第24号 平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約（補足説明～採決）
- 日程第2 議案第25号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（補足説明～採決）
- 日程第3 議案第26号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）
- 日程第4 議案第27号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）
- 日程第5 議案第28号 伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定（補足説明～採決）
- 日程第6 議案第29号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）
- 日程第7 議案第30号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第8 議案第31号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第9 議案第32号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第10 議案第33号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第11 議案第34号 令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第12 議案第35号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第13 議案第36号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第14 陳情審査委員長報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第15 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（委員長：提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第17 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
健康増進課長	重村 浩次 君	選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま、伊仙町長から同意第2号、教育長の選任が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。同意第2号、教育長の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 同意第2号 教育長の選任

○議長（美島盛秀君）

追加日程第1 同意第2号、教育長の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。ただいま、議長から説明があったとおり、直教育長が本当にこう5年近くの間、学校の統合をせずに存続するという決断、そして、学力向上に関しましてもきのう報告をしたとおりでございます。

多大な貢献をしていただきました直章一郎教育長が辞任をすることになりました。その後任といまして同意2号を提案してあります。

令和元年第2回伊仙町議会定例会に追加提案しました同意第2号につきまして、提案理由の説明をいたします。

同意第2号は、伊仙町教育長を新たに任命する必要があるため本議会において選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

同意第2号について補足説明をいたします。

伊仙町の教育長に、住所、伊仙町大字伊仙3518番地、氏名、大山惣二郎、生年月日、昭和22年11月16日を選任いたしたく提案してございます。また、大山惣二郎氏の履歴等は添付してございますので、確認いただきたいと思います。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

同意第2号について、質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

同意第2号について、質疑をいたします。

この方の任期は何年になるのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

現、直教育長の残任期間ということになります。

○6番（岡林剛也君）

具体的に何年の何月ぐらいまでになるのですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

質問にお答えいたします。

残任期間でありますので、令和3年の2月7日まででございます。

○6番（岡林剛也君）

この方は教育委員だったと思うのですが、今、1減の状態であると思いますが、教育委員の定数は何名で、今、何人なのかお答えください。

○教委総務課長（水本 齊君）

教育長が辞任する前までは、教育長が1名で委員が4名でございました。（「今、何名か」と呼ぶ者あり）今現在、教育長は7日まで教育長ですので、教育長が1名にあと委員の方が3名いらっしゃいます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号教育長の選任を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、同意第2号、教育長の選任は同意することに決定しました。

今、大山惣二郎教育長が同意されましたので、本人が来られておりますので、挨拶をいただきました。

いと思います。

○教育長（大山惣二郎君）

おはようございます。実は、5月の20日過ぎに大久保町長より、このたび直教育長が勇退するというので、その後考えてもらえないかという話がありました。正直びっくりしましたが、最終的にはいろいろ考えまして快諾しました。これまで38年、教育現場で仕事をして、その後約10年ブランクありまして、70にして教育行政の仕事をしなければならないという戸惑いもあります。

これからは議員の皆さん方にもご指導いただければありがたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き開議を開きます。

△ 日程第1 議案第24号 平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約

○議長（美島盛秀君）

日程第1 議案第24号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（松田博樹君）

それでは、補足説明をいたします。

本工事は、27年度から継続している橋梁かけかえの上部工となります。工事名、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事、工事場所、大島郡伊仙町阿三地内、請負契約金額6,762万2,762円、契約相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、洸上建設工業株式会社代表取締役、洸上平八郎。

以上です。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第24号について、質疑を行います。

○5番（清平二君）

今現在、この工事ができる業者名は何業者あるのか、お尋ねします。

○建設課長（松田博樹君）

この工事ができる業者さんというのは、一応落札された湧上建設工業さんだけだと思っております。

○5番（清 平二君）

町内にランクづけを、指名業者としてランクづけをしてあるのであれば、開示してほしいと思います。

○副町長（稲 隆仁君）

具体的なランクづけ、町内独自にということは特にやっておりませんが、県に準じてという形での指名を行っているところでございます。本工事におきまして4業者を指名したところでございます。

○5番（清 平二君）

町では、AランクとかBランクとかは指名つけてないということですね。

○副町長（稲 隆仁君）

これまでの実績によってランクづけというか、指名委員会の中で協議するところであって、個々にAランク、Bランク、Cランクの組み分けは、今のところまだ行われておりません。

○議長（美島盛秀君）

清君にお願いします。質疑は3回となっておりますので3回でまとめて3回目をお願いします。

○5番（清 平二君）

執行調書を見ますと4業者で入札をしております。町内業者をやはり育成するために、まだ他に町内業者とかいたと思いますけども、なぜ他の業者を指名しなかったのか、また、町外業者1社のみ対象としたのかをお伺いします。

○副町長（稲 隆仁君）

指名委員会の議事録は公開しないことになっておりますので、ここでお話することはできません。

○5番（清 平二君）

入札執行調書、資料としていただきましたけれども、これに最低制限価格とか、黒塗りをしてありますけども、これは公表できないのでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

公表しないようになっております。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。（「はい」呼ぶ者あり）

○4番（佐田 元君）

清議員の質問と関連いたしますが、先ほど清議員のほうからこの工事は、特殊な工事、この業者、また指名された4業者、この業者のみしかできないような工事なのか伺いたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

この4業者しかできないということはないと思います。

○4番（佐田 元君）

であれば、以前も質問等で議会のほうで質問したことがあります。やっぱり自分なんかと思うものは、地元の業者を育成するのがまず先決じゃないかなあという思いがいたします。それはなぜかという、突発的な災害、土砂崩れとか道路の破損とか、そういうときに一番頼りになるのが、はっきり言って地元の業者じゃないかという思いがいたします。そのところはいかがでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

私たち指名委員の委員会のメンバーにおきましても、地元業者の育成を図っているところでございます。なお、検討委員会の協議の結果については、先ほど申しましたけども非公表となっており、指名委員会の委員の検討の結果、4業者を指名したところでございます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第24号について、質疑をいたします。

請負金額が6,762万2,762円となっておりますが、当初予算で第2鹿浦橋の上部工3,000万円工事請負額を組んであったと思いますが、それもこの金額の中に含まれているのでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

含まれております。

○6番（岡林剛也君）

ということは、第2鹿浦橋の工事はこれで終了ということですか。

○建設課長（松田博樹君）

そのとおりです。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第24号について討論を行います。

○5番（清 平二君）

先ほど佐田議員のほうからもありましたけども、やはり町内業者育成のため私は今回の契約には反対いたします。

○議長（美島盛秀君）

ただいま反対討論がありましたので、次に原案に賛成者の発言を許します。

○10番（福留達也君）

今、いろんな質疑が出てきておりますが、指名委員会のほうで4業者を指名した後適切な入札を執行した結果、この企業になったと、それで十分納得できましたので特に問題ない、契約していいと考えております。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって議案第24号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約は、可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第25号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○議長（美島盛秀君）

日程第2 議案第25号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（久保 等君）

議案第25号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について補足説明をいたします。

1ページから2ページにかけて変更計画、平成28年度から平成32年度までの5年間のうちの変更の表を示してあります。上段に括弧書きがあるものが今回変更となっております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第25号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第25号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第26号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第3 議案第26号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○選挙管理委員会書記長（喜 昭也君）

それでは、議案第26号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、13選挙長の日額「8,000円」を「9,000円」に。14投票管理者の日額「9,000円」を「1万1,000円」に。15開票管理者の日額「8,000円」を「9,000円」に。16選挙立会人の日額「7,000円」を「8,000円」に。17投票立会人の日額「8,300円」を「9,000円」に。18開票立会人の日額「7,000円」を「8,000円」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第26号について、質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

伊仙町の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する議案に対して、質疑を行います。

なぜ、今の時期に条例改正が行わなければならないのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会書記長（喜 昭也君）

お答えします。

今回の参議院選挙が7月21日に予定されているわけですが、そのことについて国からの通達がありまして、執行経費の基準額が変更されるということで各自治体においても支給の根拠となる条

例・規則等の改正が必要ではないかということで、3町担当者集まって協議をして、本日提出した次第でございます。

国からの通達がありました。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

このように改正されれば、もちろん参議院選挙、国政選挙、県知事選挙、県議会選挙等は、県・国が費用を出してくれるのですが、やはり、町内の選挙、町長、議会議員選挙、これもやはりこれに準じて行われるということで理解してよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（喜 昭也君）

条例に載せる以上は町の町議選、町長選はこの報酬でやります。

○13番（樺山 一君）

例えば、選挙で投票日は、やはり内地本土と違って、伊仙町、こういう僻地部は6時で投票が締め切られます。本土は8時までです。そういう関連もありまして、やっぱり本土並みには必ずしもいかないのではないかなと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（喜 昭也君）

それについては、議員のおっしゃるとおりでございまして、国が示す時間というのは投票時間が7時から午後8時まで、町が7時から午後6時までということで13時間と11時間ということで2時間短いということで、3町集まって国の示す金額じゃなくて、それを基準にして案分を出した数字でございます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○4番（佐田 元君）

先ほどの答弁の中で3町足並みをそろえているというようなお話がありましたが、この金額というのは3町一緒ですか。みんな同じですかね。

○選挙管理委員会書記長（喜 昭也君）

今まではちょっと違っていたものですから、やはり3町は足並みをそろえて一緒の金額にしようということで、今回からしています。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第26号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第27号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第4 議案第27号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第27号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

本条例改正につきましては、平成30年度給与改定に伴い、勤勉手当を0.5カ月分増額改正され、その支給日を12月に一括支給という形で最初改正されました。

しかし、この支給率を6月と12月に振り分けるという形で、今回、0.25ずつ額を振り分けたものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第27号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第27号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第28号 伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定

○議長（美島盛秀君）

日程第5 議案第28号、伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定について議題といたします。
補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

伊仙町森林環境譲与税基金条例について、補足説明をいたします。

平成31年度の税制改革におきまして、森林環境譲与税が創設されました。こちらは、設置の台帳に書いてあります内容ですけれども、こちらを基金条例というのは譲与税が当初、年間、伊仙町の場合、28万8,000円ということでございます。それで積み立てていいという目的を決めて、積み立てをしてよろしいということでございますので、この基金条例を制定いたしまして、ある一定額の間まで積み立てをし、そちらの基金をもとに森林の関係する人に使うための条例でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第28号、伊仙町森林環境譲与税基金条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第29号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第6 議案第29号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。
補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第29号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、平成31年4月からこれまで1段階だけ行っていた介護保険料軽減を「3段階」まで軽減措置を広げるものであり、伊仙町介護保険条例の一部を次のように改正するものであります。

第2条第2項中、「平成30」を「平成31」に改め、から平成32年度まで各年度を削り、「3万3,480」を「2万7,900」に改め、同項に次の各号を加え、2号、「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課にかかる第1項第2号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず4万6,500円とする」を追加し、3号、「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課にかかる第1項第3号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同項の規定にかかわらず5万3,940円とする」を追加するものであります。国の準則であります。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第29号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（佐田 元君）

この条例、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するとなっておりますが、この第1条、附則の分ですね、これの説明をお願いします。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

今年度、消費税率が上がるのは10月からでございますが、保険料の徴収賦課にかかりましては、4月1日から始まっておりますので、令和2年度からは完全に実施されますが、令和元年度に関しましては、来年度、2年度分の2分の1、10月からなっておりますので、それを4月から適用して行っているものであります。

完全に実施、1年間通してされるのは令和2年からになります。今年度は10月以降の半年分になりますので、その分を載せております。ですので、今回、条例改正させていただきますが、来年の3月に令和2年度に向けてまた改正をさせていただく予定にしております。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○10番（福留達也君）

今の説明で、国の準則なり消費増税の結果、こういった条例改正をしなきゃいけないという話だったのですけれども、余りよくわからないのですけれども、この条例改することによって介護保険の被保険者、そういった方にどういった影響があるわけですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

保険料ですけれども、9段階まで分かれております。今、伊仙町の基準額が6,200円月額なのですけれども、この内の今までは、1段階だけ低所得者に関して月額減額がありましたけれども、消費税率が上がることで高齢者の負担がふえるということで、低所得者への軽減措置としまして、3段階まで軽減を広げるというところでありまして、具体的な数字は・・・よろしいですか。

そういったところであります。

○10番（福留達也君）

一般の被保険者じゃなくて、低所得者に関していろんな細かく段階分けできて、あれが低くなっていくということなのですね。わかりました。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第29号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第30号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第7 議案第30号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第30号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。
予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額58億6,325万6,000円に歳入歳出それぞれ6,890万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を59億3,216万3,000円とするものであります。

予算書、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたします。

11款分担金及び負担金、補正前の額6,612万2,000円に108万1,000円を増額し、6,720万3,000円とするものであります。主なものとして、放課後わくわくクラブの運営を子育て支援事業として、子育て支援課が主管することに伴う増等によるものであります。

13款国庫支出金、補正前の額8億4,268万1,000円に6,767万6,000円を増額し、9億1,035万7,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金で子どものための教育・保育給付費、私立保育所整備分の保育所等整備交付金への振替、国庫補助金でプレミアム付商品券事業費、無線システム普及支援事業費等の新規計上による影響であります。

14款県支出金、補正前の額5億4,360万8,000円から89万5,000円を減額し、5億4,271万3,000円とするものであります。主なものとして、県補助金で機構集積支援事業費補助金の減、県委託金で県道管理委託金等の増による影響であります。

17款繰入金、補正前の額9,263万2,000円にきばらでえ伊仙応援基金より435万1,000円を増額し、9,698万3,000円とするものであります。

18款繰越金、補正前の額1,000円に3,281万4,000円を増額し、3,281万5,000円とするものであります。

19款諸収入、補正前の額2,990万2,000円に298万円を増額し、3,288万2,000円とするものであります。主なものとして、佐弁集落公民館備品整備にかかる一般コミュニティ助成金等がございます。

20款町債、補正前の額5億2,317万2,000円から3,910万円を減額し、4億8,407万2,000円とするものであります。無線システム普及支援公衆無線LAN環境整備事業の増、東部保育所建設整備事業の減による影響であります。

歳入合計58億6,325万6,000円に6,890万7,000円を増額し、59億3,216万3,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は6ページでございます。

1款議会費、補正前の額9,026万4,000円に31万5,000円を増額し、9,057万9,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額9億55万9,000円に721万6,000円を増額し、9億777万5,000円とするもの

であります。主なものとして、企画費公衆無線LAN環境整備事業、一般コミュニティ助成事業及び人件費等によるものであります。

3款民生費、補正前の額15億8,049万7,000円に4,396万9,000円を増額し、16億2,446万6,000円とするものであります。主なものとして、私立保育所整備負担金の減、子育て支援事業放課後わくわくクラブ運営、プレミアム付商品券発行事業費の増及び人件費等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億2,854万5,000円に195万6,000円を増額し、5億3,050万1,000円とするものであります。主なものとして、環境衛生費浄化槽政策検討委員会関連経費、清掃費徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定に伴う伊仙町合意形成推進協議会経費及び人件費等による影響であります。

5款農林水産業費、補正前の額7億2,162万4,000円に48万4,000円を増額し、7億2,210万8,000円とするものであります。主なものとして、人件費、農地総務費の地権者説明及び用地交渉の県外旅費等によるものであります。

6款商工費、補正前の額3,592万4,000円に149万1,000円を増額し、3,741万5,000円とするものであります。主なものとして、地域振興事業採択に伴う徳之島地域文化情報発信施設整備事業設計委託費の計上によるものであります。

7款土木費、補正前の額4億7,947万円に691万円を増額し、4億8,638万円とするものであります。主なものとして、人件費、社会資本整備総合交付金事業用地購入費から測量設計委託費への組み替え及び登記手数料などによるものであります。

9款教育費、補正前の額5億2,725万4,000円に656万6,000円を増額し、5億3,382万円とするものであります。主なものとして、人件費、保健体育総務費、学校嘱託医・学校嘱託歯科医報酬を報酬条例どおり運用することによる経費の増額によるものであります。

歳出合計、58億6,325万6,000円に6,890万7,000円を増額し、59億3,216万3,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億5,140万円を伊仙町公衆無線LAN環境整備事業、東部保育所建設整備事業経費の増減により、3億1,230万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第30号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○5番（清平二君）

令和元年度伊仙町一般会計補正予算案（第1号）について、ページの16ページ総務費の企画費の

中の委託料が2,178万円とありますけれども、これの詳しい説明をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えします。

公衆無線LAN環境整備事業委託料の2,178万2,000円でございますが、災害時の避難所開設等のことを考えまして、今回、ほーらい館、それからコミュニティセンター、西部公民館、伊仙町立総合体育館、中央公民館、伊仙町庁舎の6カ所にこの無線LANを整備するものであります。この事業に関しては、総務省から3分の2、あとは過疎債になります。

○5番（清 平二君）

これは災害時の無線LANということですが、災害時に町民が安心して避難されるためのものだと思いますので、よろしくお願いします。

次に、14ページ、款3民生費、項2児童福祉費の目4子育て支援事業の13の委託料でありますけれども、これはどこに委託するのか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

これは賀寿丸の家というNPO法人に委託をする予定であります。

○5番（清 平二君）

わくわく広場、わくわくクラブを賀寿丸のほうに委託するということですが、これは町内全学校でしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

はい、全地区8校の小学校1年生から3年生までを対象としております。

○総務課長（池田俊博君）

今の答弁に少し補足をいたします。

現状、これまでも「ほーらい館」のほうで行われた事業を「ほーらい館」じゃなくて、わくわくクラブそのもの自体を「ほーらい館」自体ではするのですが、それを賀寿丸の家のほうに委託して、またこれが順調にいくのでしたら、県補助金のほうの採択基準のほうにも満たしていけるような形で、これはこれからの事業を行っていけるように委託のほうで組んでありますので、よろしくお願いいたします。

○5番（清 平二君）

各校で1年生から3年生までということですが、今までの児童生徒数の実績がわかれば教えていただきたい。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

昨年、1 昨年のあれはまだ手元に資料がないですが、今、現在は22名利用しております。

○5番（清 平二君）

22名ということですが、西部地区は何名ぐらいいらっしゃるのか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

今、手元に資料がございませんので、後ほど資料を用意してお知らせいたします。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

平成28年度が18名、平成29年度14名、平成30年度が29名という人数で推移しております。それから今年については、今現在、東部が3人、西部が9人、中部が10人で合計22名となっております。

補足ですが、この放課後わくわくクラブというのは、ご両親が共働きですとか、ひとり親のために小学校の低学年生、1年生から3年生まで預け先がないといったようなご家庭の支援のために放課後、現在は、ほーらい館において宿題ですとか、その後の預かりを行っております。

○5番（清 平二君）

次に15ページ、環境衛生費の費用弁償が74万6,000円、弁護士費用が218万5000円となっておりますが、これはどういう目的でされるのかお尋ねします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

一般質問でもお答えしましたように、伊仙町浄化槽政策検討委員会を設置いたしまして、その委員の4名分の徳之島に來られたりして調査をする費用でございます。

そして、弁護士委託料については、これは弁護士をお願いしている、委託しているわけですが、この最高裁のほうの弁護士料と平成31年度に出した分の鹿児島地裁に対しての弁護士の費用でございます。

○5番（清 平二君）

今、裁判中の弁護士費用とか、鹿児島から來島しての費用弁償ということですが、仮の話をしたらあれですが、最高裁でもしこれが却下されるとかなった場合、これは町で賄うのか、今後の方針をお聞かせください。

○議長（美島盛秀君）

町長、総務課長。（発言する者あり）

○5番（清 平二君）

じゃあ、その仮にというか、もしと言え責任があるとかないとかも、今のところは言えないということですね。

○総務課長（池田俊博君）

一般の昨日、その前でしたかね。この件に関して町長が答弁したとおり、責任は町長のほうに最終的には町長が持つということを答弁してございますので、その一般質問の答弁のとおりでございます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○13番（樺山 一君）

令和元年度一般会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

10ページお願いします。企画費の負担金及び交付金、コミュニティ助成事業費、先ほど佐弁集落という話が少し出ましたけども、今、伊仙町ではこのコミュニティ助成事業は何集落終わって、あと何集落残っているのか、お願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えします。

平成20年からこの事業にとりかかりまして、今年度、佐弁集落で全集落を網羅した形になります。

○13番（樺山 一君）

もう、このコミュニティ助成事業は、来年からはなくなるということですか、またこれを使って何かこの予算を獲得して他の事業をするということですか、わかれば説明をお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

各公民館とか、そういうところの各自治体のほうからいろんな希望もありますので今回、主に備品とか、そういうものを整備したわけですが、また次年度から違う方向でこのコミュニティ助成事業は続けていく予定であります。

○13番（樺山 一君）

これはもう、来年はどこ集落をするとか、そういう形で順位を決めて具体的に進めている状況ですか、それとも今でなくてそれぞれ希望したら部落が使えるのかどうか、お願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

先ほども言ったように、1回、各自治区で申請をして終わっております。今回、次どういった計画でいくのかというのを今、策定中でありまして、その希望する集落からまた募集しまして、決定していくという段取りに入っています。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

それでは11ページ、目9の企業誘致対策事業費の修繕費について説明をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えします。

この修繕費は、日本マルコの貸工場の修繕ですが、そこで給水管の漏水が今ありまして、それが大体40万程度、あと電気室の家具が、ちょっと水はけが悪くて水がたまる、こもるということで修繕、あと前回、去年の台風時に電気室やいろいろ修繕が発生しまして、台風が来て修繕費がないと動かないということになりますと、相手先の業務にも関連しますので、予備として250万程度上げております。これは台風等の被害がなければ、3月で落とすという形になります。

○13番（樺山 一君）

今、企業誘致対策という形で月々30万ずつ家賃をいただいているわけですが、修繕費が300万もかかれば、もう一度で家賃は飛んでしまいます。それで、台風あたりだったら建物は保険等で対処できるのではないかと思います。

それでまた、予備費として修繕費が40万しかかからないのに、予備費として250万組むとか、そういう予算の無駄をしなくて、やはりかかったときでその保険対策をそれは十分にすべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

おっしゃるとおり、その保険で対応するのですが、その保険の申請が、申請をしてからおりののが、また1年後とかいうことになりますので、予備で対応していてその後、保険に申請をするという段取りであります。

○13番（樺山 一君）

説明は理解できます。しかし、一般会計の予備費500万円組んでありますので、そういうのもやはり利用できると思いますけどね。そういうのも利用しながら、やはり、遊ばせるような250万円、ここにわざわざ組むべきではないのではないかと思います。

これは以上で終わります。

それと14ページ、民生費、私立保育所負担金2,747万2,000円減になっております。これは建物の規模が縮小で減になったのか、その件の詳細な説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

この保育所整備負担金の減額については、当初予算上げた分から、その後こちらで子育て育成プランというのを策定して、それを提出しておりました。それが採択された場合には、今度は国の補助率、町の負担率、これが変わってまいります。その関係で、国と町の支出分が1億5,701万4,000円から1億2,954万2,000円に変わったところであります。

あと、規模については、現在、もう事業主のほうで本設計に入っておりますが、建物の規模そういったものは全然変わっておりません。

○13番（樺山 一君）

申請していた予算が採択されたということで、国庫補助金が国県の支出金がふえて事業債が減になったと理解してよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

そのとおりであります。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、その負担割合が、今、課長が説明したように急に言われても私ども筆記できるわけでもなし、わかれば後また資料として出していただければありがたいと思います。

次に、その下の4番、子育て支援事業、負担金及び交付金プレミアム付商品券発行事業補助金、2,500万円について説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

このプレミアム付商品券の発行事業というのは、10月の消費増税に向けて低所得者に対する支援、それから地域の商店街などに対する買い控えの対策として国の予算であります。

この中の2,500万円、これはプレミアム付商品券、これは2万円で購入して2万5,000円分という25%、このプレミアムがついているもので5,000円の対象が5,000件ぐらいではなかろうかということで、この2,500万を組んであります。

○13番（樺山 一君）

10月1日の消費税増税に向けての軽減措置ということを知っておりますが、プレミアムが25%ついているわけですが、このプレミアム付商品券は、もちろん伊仙町内で使わなければいけないとか、そういう制限がついているわけですか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

この要綱の中で、先日、皆様のお手元にお届けしてあるところですが、「商品券を利用できる店舗を募集するに当たっては、市区町村内の店舗を広く対象とすること」というふうになっておりまして、町内の商店を中心にと考えているところですが、今、他町の店舗などでも指定できないかというような、そういった話が出てきております。そこで、実際に利用可能な店舗の募集については、もう少し検討しながらやっていきたいと思っております。

○13番（樺山 一君）

もちろん、この商品券を買う方々、買える立場の方々、やはり、亀津あたりの商店で買いたいという希望はありますが、ぜひ、例えば、伊仙町内の店舗にある商品が重複してないところとか、伊仙町内に全ての商品が売られているとは思っておりませんので、それが伊仙町内で使われるような形で、例えば重複していない町外のその店舗をなるべく指定するような形で検討していただきたい

と思います。

次に移ります。

15ページ。清議員の説明した環境衛生費、報償費の専門委員謝金、そして、その費用弁償について、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

専門委員の謝金といたしまして、4名おりました、1回、出会するに当たって1万5,000円の出会手当を支給する予定であります。そして、これを今年度、8回を予定しております。

費用弁償につきましては、これから委員の方々が本当に無管理があるのか、それを立証していくために徳之島にいられて検証する費用でございます。

○13番（樺山 一君）

この間、私が一般質問した浄化槽検討委員会の委員のメンバーということによろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

正式名が伊仙町浄化槽政策検討委員会と称します。

○13番（樺山 一君）

わかりました。しかし、一般質問で、その委員会を鹿児島市で3月に開催したという答えがありましたけど、それは3月いつ開催されて、この報償費は出しているのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

日程がいつとかわかりませんが、4月と5月に2回行って手当を支給しております。

○13番（樺山 一君）

その金はどこから出ているのですか。今から予算が、今、ここに予算を上程してその予算が通ってないのに、どこからその金が出たのですかね。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

この検討委員会を立ち上げるときに、やはり6月まで待てないのかなということで執行部をお願いしたところ、執行部のほうから予算を工面していただきました。

○13番（樺山 一君）

後でその件については詳細にお聞きしたいと思いますが、やはり、この予算を使ったとすれば、事前執行ですよ。もちろん他の予算を使っているとは私は思いますけども。それはまた許されないことだと私は思いますが、後でそれはまた一般質問でもしていきたいと思います。

それから、この委託料、弁護士費用、これはどの裁判に使う弁護士費用でしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

先ほど清議員の質問にお答えしましたように、最高裁の分と31年度分の鹿児島地裁の分の弁護士料でございます。

○13番（樺山 一君）

今、裁判をされていると思いますが、こうして補正予算等が出てくるときもあるし、出てこないときもありますけども、その弁護士の。それはどういう形で、議会に諮らなければいけないとか、そういうのは詳細に、総務課長でもいいですが、説明していただけませんか。

今までに出した裁判の弁護士料は全て議会に諮られていたのか、そういうのも詳細に説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えします。

今回、この弁護士費用がこの環境衛生に出ましたけども、去年は総務の予算から出ておりまして、総務のほうの予算に計上されております。

○総務課長（池田俊博君）

委託料ですけど、これはその都度都度という形ではないのですが、弁護士のほうが一応立てかえた形でその裁判費用をしとって、後それで精算という形で、弁護士のほうからまた請求して、1年に1回ぐらいこのような形で、予算で計上して支払いしているところでございます。

○13番（樺山 一君）

もちろんそのときは議会で諮っているということですね。わかりました。

それから、16ページ、款4衛生費、清掃総務費の報償費とありますが、また説明を求めます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

これも先般の一般質問でお答えしましたように、ごみ処理施設合意形成推進協議会が設置いたしまして、その協議会議員が広域議員ほうと区長、青年団長、婦人会長、それから観光協会会長、校長会会長、商工会会長、それから教育委員と西目手久集落検討委員会の20名で構成されておまして、その分の1回の出會手当が2,000円となっております。この計上でございます。

○13番（樺山 一君）

わかりました。この専門委員謝金とどれなのか、私ちょっとわからなかったものですから、その件についてはわかりました。

それと、その下の農林水産業費款5、その機構集積支援事業費、国県支出金から財源組み替えがされていますけど、なぜ補助が受けられなかったのかの説明をお願いします。

○農委事務局長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当初、298万1,000円で申請を出していたところ、先般、内示がありまして、その分で差額分が出たという形になります。

○13番（樺山 一君）

交付金の決定の差額と理解すればよろしいですか。わかりました。

最後に18ページ、款7土木費、社会資本整備総合交付金事業測量委託、用地購入費の2,000万が減

で、測量委託費に2,000万となっていますが、説明をお願いいたします。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

測量設計委託費のほうで、国有林保安解除申請等の業務委託費を優先的にしないと用地交渉とかができなくなってきたものですから、業務委託を先にする必要性があったので、そちらにもっていききました。

○13番（樺山 一君）

この工事は阿権馬根線ですか、それとも水源地から阿三から馬根までのその区間ですかね。どれですかね。

○建設課長（松田博樹君）

阿権から馬根に向けての国有林です。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○12番（明石秀雄君）

18ページです、登記手数料の100万ですが、我々の先輩では、総務課のほうで登記事務をやっていたのですが、今はそういうあれはないのですか。

○総務課長（池田俊博君）

今のうちの総務のほうにも財産管理の係がいて、登記自体売買とか総務のほうの売買登記とかそういうのは総務課のほうでやってはいるのですが、なかなか事業課の部分に関しましては、登記関係とか、そういうのが何といたしますか、事務が総務のほうだけでなかなかしづらいものがあって、鑑定をしていただいて登記をしてもらっているところであります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○7番（牧 徳久君）

令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）についての質疑をいたします。

17ページをお願いします。

17ページの款商工費、項商工費の4番、徳之島地域文化情報発信施設運営費の中の13委託料ですが、これ設計委託料が240万組まれています、工事のほうは組まれてないわけですが、どのような工事をするのか、詳細な説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

なくさみ館の雨の場合、横風があるということで、これで横風を防ぐために、今、テント型とそ

れから固定式を今、地域振興計画に載せて問うておりますけども、この設計書が上がって、その後、9月の補正予算で上げようとしているところであります。

○7番（牧 徳久君）

大体わかりました。これは地域振興事業で半額補助の事業をとる予定と思いますが、大体幾らぐらい予算はついていらっしゃるでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、現在、振興計画に載せておるのは、700万ぐらいでございますけど、この設計が上がった場合、これより上がるのか、また下がるのか、これからちょっと設計料を見てもいいとわからない状態でございます。今、振興計画が700万余りの2分の1が採択されております。

○7番（牧 徳久君）

文化情報発信なくさみ館においては、8月の闘牛が2回ぐらいあると思いますし、また、10月全島大会と定期的に闘牛大会もあるわけですが、これに影響差し支えない程度で工事は終われるのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

質問にお答えいたします。

8月はちょっと間に合いませんので、9月で補正に上げますので、10月の大会では大丈夫だと思います。

○7番（牧 徳久君）

そうした場合、このテントを設置した場合は、これ固定式ですか移動式ですか。

○議長（美島盛秀君）

ちょっとお願いします。まだ予算が決定していませんので、そこまで答弁ができないと思います。（「大体わかる」と呼ぶ者あり）それ大体とかそういうので質問するのは控えていただきたいと思っております。（「申請してあるから」と呼ぶ者あり）そういう大体とか予算を組まれてないのに答弁する必要はないです。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、これは長年の闘牛ファン含めて、観光客含めて要望でありましたので、雨が打ち込まないよう観客が濡れて闘牛を見られないことのないような施設に、立派な施設に完成していただきたいと思っております。終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○10番（福留達也君）

今のところの下です。17ページの今の牧議員の下のほうの世界自然遺産推進事業費9万1,000円の普通旅費が組まれていますけども、この内容と関連して世界自然遺産登録が決まると、大島本島と

この徳之島に1カ所ずつ世界自然遺産センターというのを設立していくという国の決定がありますけれども、大島本島においては、それがまとまって候補地も決まって着々と進んでいるという話も聞くのですけれども、事、徳之島3町に関しては、それぞれが誘致合戦をして、きのうのおとといかな、徳之島町の一般質問にも出ていましたけど、高岡町長もどんどんこれ取り組むと、また、議長も環境省に要請活動していると、これの伊仙町の取り組みを聞きたいということと、いろんな何と言うのかな、奄振予算の獲得に関しても、徳之島3町がばらばらで、なかなかいろんな今回の港の件にしても、徳之島町の沖防波堤の延長にしても、以前も鹿浦を面縄港の延長を要望するとか、天城もするとか、徳之島町も出しているとか、出すこと自体いいのですけれども、国の予算も限られている、県の予算も限られている、そういった中で徳之島が一つにまとまらないと、どれ一つなかなか成就できないのかなというのをずっと見てきていますけれども、事、今度の世界自然遺産センターに関しても、3町長とか3町の議長、そこらあたりがまとまって、お互い何ていうのかな、今回は、どこの番ですよ、次はじゃあお願いしますよとか、そういった取り組みというものはなされていますか。また、なされるのは厳しい状況ですか。

○町長（大久保明君）

奄美大島1市2町2村、協議会をつくりまして当初からこの件に関しましては、内部で相当の議論、自然遺産センターをどこにするかということで、これは郡の協議会の中でも相当混乱していましたけれども、奄美大島の場合は、奄美市という絶対的に大きい自治体があります。そこは大体決めたとおりになるような状況が一つあります。

徳之島3町においても、天城町がまずクロサギの夜間カメラ等でやる施設を設置いたしました。まず、クロサギがメインであるということ考えた場合に、徳之島町はクロサギの生息地域は圧倒的に徳之島町のほうが多い状況でありますので、そのことを主張はしていると思います。

国の書いた図では、徳之島で1カ所、主な自然保護センターということで、残った2町には交流センターのようなものをつくっていくような、予想図みたいなものは今できておりますので、当初、世界自然遺産の中心地域にいる犬田布岳周辺が外れていたわけですが、それはその中で自然保護官が、前の自然保護官が犬田布岬に設置したカメラでクロサギが確認されたフンは前から確認されたということで、犬田布岬周辺もフォアードになりましたので、この伊仙町の場合は、ずっと主張しているのは、阿権川から鹿浦川の溪谷は大変な貴重動植物の宝庫であり、また国立公園にも昇格しましたので、そのことも含めて、国立公園という価値を含めて、伊仙町には周辺地域にこれ義名山の森、ミョウガンの森など、かなり価値があるものがあります。

そして、散策ということを考えたら、最も多くの方々が散策しやすいような地域であり、またいろんな施設等も設置しやすい場所にあるということで、これは3町長レベルでは、そういうふうにとくっていったほうがいいのではないかという話は個々にしていますけれども、それがまずまとまりません。

ですから、長期的に見て、やはり協議会を造って、例えばこの施設はA町、そして次の施設はB

町とか、そういうローテーションをお互いの了解のもとに今後していかなければ、過去にこのことで、自治体だけではなくてJA含めた形での失敗、失敗です、明らかに失敗例でもありますので、そこはやっぱり国もこのことをどうしていいかわかりません。わからないということで3町に投げている状況ですので、そこはローテーションですか、例えば、私は、競り市場の統合のとき、これ10年間決定しない中で、伊仙町は譲りますよということで明言いたしまして、その後しばらくして決定したという議案もあります。

ですから、今後重要なことは、徳之島全体のバランスということをいつも主張しております。例えば、いつも言っているのは、藩政時代からいろんな扱いという枠組みがあった中で、港はいろいろ調べてみても、面縄港が最も黒糖の搬出量が多かったという歴史もあります。

それも島津藩が亀津を中心にして行ったという歴史で、その後、明治、大正、昭和とあらゆる県の機関は亀津に集中にしていたわけでありますけれども、それは今の時代、3町は対等の立場にあるということは、これは絶対的な事実だと思いますので、港に関しましても、今回は面縄港ということが将来的な島の状況を見ても、安全性、アクセスの問題、そして避難、風雨の問題などを考えて、そのことは主張してまいりましたので、どのようにしていくかは、協議会をつくって解決するものかどうかも含めて、あとは中央での要請活動、そういうこと、政治的な活動というのが影響する可能性もありますので、そういう活動を続けていくということでもありますので、協議会をつくって、今度はこうだ、次はこの町だということは簡単にできない状況でありますので、それは町民とそして議会、首長、議長などを含めた強力な誘致戦略というものをつくっていくことが必要だと思います。

それが徳之島全体の発展につながらないということにならないような形でやっていきたいと考えております。

○10番（福留達也君）

確かにそれぞれライバル意識もあって、厳しい難しい部分も相当あると思うのですがけれども、今回のように、ほぼ確実に世界自然遺産センターというのが徳之島にも1カ所設置される、そういった中で争ってもどこか一つが落とすのですけれども、今後いろんな議員大会等でいつも提出する、そういった議題に関しては、なるかならないかわからない、そういった部分が多い中で、お互い3町がまとまって、今回、徳之島町が提出する、何と言いますか、沖防波堤の延長に関しても、他の2町が全面的に応援していく、そういった体制をとれば、いつも奄振予算の多くの部分が本島にだけ取られている、そういった弊害というものも、徳之島3町がまとまっていけば改善できていくのかなと、そういった思いで聞いております。

また、町長がきのうも言っていた生涯学習センター、図書館だけが不足していると。今度の世界自然遺産センターが仮に伊仙に誘致することができたら、そういったのも兼ねた施設になるのかなと、そういった思いで、経費削減の意味合いからも聞いておりました。

19ページお願いします。

目5の学習向上プログラムですね。きのう、教育長のいろんな説明で、これまでの直教育長の在任期間で、教育委員会の努力であって学力の底上げがなされていると、大変うれしい話もありました。きのうも出てきた電子黒板に関して、うまく利用して底上げがなされているという話を聞く反面、他の市町村でこういった電子黒板を入れても使い方がわからない先生がいて、どうにもうまく活用されていないという話があるのですけれども、事、伊仙町においてはそのソフトがちょっと足りないぐらいで、それは予算との関係上、年次的に導入していけばいいと思うのですけれども、伊仙町においては、電子黒板の使い方がきちんとできない先生とか、そういったのではないでしょうね。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

各学校の特に小規模校、小規模校では最低1台は、各学校入っていますけれども、その使用方法については、なかなか苦手な先生も中にはいるわけですが、今のところ非常に各学校で使われているということは、もう報告が来ています。

○10番（福留達也君）

きちんとそういった材料、有効活用して頑張っていたいただきたいと思います。関連質問ばかりでしたけど、終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

しばらく休憩します。1時から再開します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第30号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

8ページ、款19諸収入、ここに目8ですか、教育費雑入で多世代交流機能拡張事業違約金48万円とありますが、当初予算で諸収入、違約金及び返納利息、漁業集落支援事業違約金7万5,000円とありますが、これは、この諸収入には今回入っていないのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

当初予算で上げてあるとおっしゃった。当初にあるこの7万5,000円というやつですか。（発言する者あり）当初予算では、19節諸収入雑入の中に、5、水産業費雑費、漁業集落支援事業違約金ということで18万を計上いたしております。（「何ページですか」と呼ぶ者あり）当初予算の24ページの一番上です。（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

申しわけありませんでした。勘違いをしておりました。

次は、14ページです。

放課後わくわくクラブ推進事業委託125万6,000円ですけれども、これは「ほーらい館」の事業を今度はNPO法人に委託するという話でしたけれども、これは来年度からもまた委託する予定ですか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

そのような予定にしております。

○6番（岡林剛也君）

そうすると、その下の「ほーらい館」使用料130万円ですけれども、これは毎回払う、これはわくわくクラブで使うことになると思いますけれども、毎回、この130万円使用料を払うよりは、町有施設のどこかあいているところがあれば、そちらを改修して使えるようにしたほうがいいのではないかも思いますけれども。どうでしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

現在、農高のあとの1室、これが借りられないかということで協議をして、もし、これがうまく借りられるようであれば、改修をしてそちらを使う予定にしております。

○6番（岡林剛也君）

毎回、130万円も払うよりはそちらのほうが何年も使えて予算的にも楽になると思いますので、ぜひ、そうしてほしいと思います。

次、16ページ、農林水産業費の4農業総務費、11需用費、修繕費とありますが、これの説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの農業総務費の需用費の修繕費について説明をいたします。

経済課のほうで営農研修センターを所管しているのですが、その中で今回は、東伊仙西集落の営農研修センターが、今、町内で全て地域さわやかサロンということで高齢者の方のサロンを使用しているということでございますけれども、特に、トイレとの段差が結構あるということで高齢者が不便を感じているということと、また、老朽化及び和式トイレということでございますので、

そちらを洋式トイレに改修する修繕費等でございます。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○9番（永田 誠君）

令和元年度一般会計補正予算に対し質疑をいたします。

14ページ款3民生費項2の児童福祉費の目3の私立保育所費ですけれども、先ほど樺山議員からもありましたけれども、年内で完成をして4月から入園をさせるということでしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

これは来年の2月完成して、4月1日から新しく始めるという予定にしております。

○9番（永田 誠君）

4月からの開園ということですが、現在、保育士等などの不足とかないでしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

今、保育士については、僻地保育所の保育士さんですとか、そういった方々もいらっしゃいますので、事業主さんにお話をしております。

○9番（永田 誠君）

現在、待機児童、何名ぐらいでしょうかね。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

すいません、今手元に資料がないので。（「後でいい」と呼ぶ者あり）

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第30号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第 8 議案第31号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第 8 議案第31号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第31号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額10億5,078万6,000円に歳入歳出それぞれ366万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億5,445万4,000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきましては、3 款分担金及び負担金につきまして、2 項負担金を補正前の額34万円に、3 目 1 節に社会保険料個人負担金として臨時職員 3 名分の保険料個人負担金として67万3,000円を増額し、101万3,000円とするものであります。

6 款県支出金につきましては、補正前の額 8 億5,114万6,000円に 1 目保険給付費等交付金として、2 節特別交付金県繰入分 2 号分266万円を増額し、補正後の額 8 億5,380万6,000円とするものであり、10款繰入金につきましては、補正前の額9,215万2,000円に、1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 3 節職員給与費等繰入金33万5,000円を増額し、補正後の額9,248万7,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額10億5,078万6,000円に366万8,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を10億5,445万4,000円とするものであります。

次に、歳出につきましては、予算書 6 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 節共済費として、臨時職員 3 名分の社会保険料134万3,000円を増額するものであり、6 款保険事業費 1 項 3 目医療費適正化対策経費につきましては、7 節賃金におきまして、保健師賃金216万9,000円を増額し、事業に係る11節消耗品12万円を増額し、12節求償事務共同処理手数料 3 万6,000円を増額補正するものであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第31号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第31号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第32号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第9 議案第32号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第32号令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

歳入歳出予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算総額9億6,147万4,000円に歳入歳出それぞれ254万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億6,401万9,000円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算書事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、2款国庫支出金、補正前の額2億9,497万3,000円に132万3,000円を増額し、補正後の額を2億9,629万6,000円とするものでございます。

主なものとしまして、2目1節調整交付金、現年度分として62万1,000円を増額、2目介護保険事業費補助金1節現年度分は、介護システム改修に14万2,000円を増額、3目地域支援事業費交付金日常生活支援総合事業1節現年度分を33万2,000円増額し、4目地域支援事業交付金日常生活支援総合事業以外現年度分23万8,000円を増額するものであります。

3款支払基金交付金、補正前の額2億5032万7,000円に44万8,000円を増額し、補正後の額を2億5,077万5,000円とするものであります。主なものとしまして、2目地域支援事業支援交付金1節現年度分33万2,000円の増額であります。

同様に、4款県支出金補正前の額1億3,700万円に32万6,000円を増額し、補正後の額を1億3,732万6,000円とするものであります。主なものとしまして、2目地域支援事業交付金日常生活総合事業

1 節現年度分として、20万2,000円を増額し、3 目地域支援事業交付金日常生活支援総合事業以外
1 節現年度分を11万9,000円増額するものであります。

5 款繰入金、補正前の額 1 億4,806万9,000円に44万8,000円を増額し、1 億4,851万7,000円とする
ものであります。2 目地域支援事業繰入金32万7,000円の増額によるものであります。

歳入合計、補正前の額 9 億6,147万4,000円に254万5,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を 9 億
6,401万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、予算書 7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費19節は、法改正に伴うシステム改修費として26万3,000
円を増額するものであり、3 款地域支援事業費 2 項 1 目一般介護予防事業費 7 節賃金において、看
護師賃金として162万円を増額するものであり、3 項包括的支援事業任意事業費 6 目生活支援体制整
備事業において、これまで包括支援センターで行っていたこの事業を 7 月に開設する「長寿子宝社」
に委託契約するために目内組み替えを行うものであります。また、7 目認知症総合支援事業費にお
いて、7 節賃金として看護師賃金36万円を増額するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第32号について、質疑を行います。

○5 番（清 平二君）

令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について質疑をいたします。

ページ 7 ページ、地域支援事業、項 3 包括支援事業の任意事業でありますけども、この13節委託
料、詳しく説明していただきたいと思えます。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

13節に258万円、生活支援基盤体制整備事業費委託料として組んでございます。この 6 目生活支援
体制整備事業費におきましては、この 3 款 3 項包括的支援事業任意事業として、これまでも実施し
ておりました。4 月以降、4 月から現在も実施しておりますが、4 月に公社として立ち上げました
長寿子宝社のほうに委託事業として、現在 2 名の生活支援コーディネーターがおりまして、その方
の給料及び研修旅費あと消耗品、燃料費を委託費のほうに組み替えをして、委託費として計上させ
ていただいたものでございます。

○5 番（清 平二君）

もうちょっと、どういう活動なのか、当初予算で賃金を組んで組み替えをしてありますけども、
2 カ月もならないうちに組み替えでありますので、これのメリットを教えてくださいと思いま
す。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

公社のほうは立ち上がっておりますが、すぐには、4 月 1 日の現在では開始ができませんでした

ので、今回補正にのせさせていただいて、その同じ2人の賃金を委託費として組み替えを行ってす
るのですけれども、内容としましては、現在、災害対策もありますけれども、各集落のサロンを回
りまして、地域支えあいマップづくりとかを行っております。

各集落回ってのマップづくりを年度またぎになりますけれども、全集落今終わっているところで
あります。そういった活動ですとか、地域の中での困り事、ごみを捨てられないとか買い物ができ
ないとか、例えばサロンまでの送迎とか、そういうのを含めて地域の方々に応援団というか。

高齢者の元気度アップのグループポイントがありまして、その調整とか、そういったのに当たっ
ていただいております。

○5番（清 平二君）

これは、平成30年度も実施していた事業ですか。新たに実施する事業ですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

30年度も行っておりましたが、今回は新たに令和元年度からは、子育て支援もプラスになるとか
いうこともありまして、中身的には充足できてきている内容になります。

去年よりは今年のほうが一層充実されている内容になっているところでございます。

○5番（清 平二君）

この事業を実施した30年度と令和元年度の実績等を比較してわかりやすく説明していただきたい
と思います。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

先ほども申しましたが、支え合いマップはこれまで完成しておりませんでした。昨年の台風の被
害を受けまして、まずは高齢者含め、難対策が大事ということで、地域にどういった困っていらっ
しゃる方がいらっしゃるか、というところをしっかりと把握していくとことで、それを第一に、初め
て今回この事業で今年度できていると思われま。

他にも2名の生活支援コーディネーター置くことによりまして、これまでできなかった地域のい
ろんな課題を包括のほうに届けていただいている状況にあります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。こ

の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第32号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第33号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第10 議案第33号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第33号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算総額1億8,195万3,000円に歳入歳出それぞれ19万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額1億8,214万9,000円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、3款繰入金、補正前の額1億4,353万7,000円に、1項一般会計繰入金4目1節保健事業費繰入金として1万3,000円を増額し、補正後の額を1億4,355万円とするものであります。

5款諸収入、補正前の額220万8,000円に、2項2目保険料還付金として15万6,000円と4項1目健康診査事業収入2万7,000円を増額し、補正後の額を231万1,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額1億8,195万3,000円に19万6,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を1億8,214万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、6ページをお開きください。

3款保険事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査事業費は、長寿健診対象者への通知にかかる通信運搬費として4万円を増額するものであり、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金において、保険料変更に伴う過年度保険料還付金として15万6,000円を増額するものであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第33号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第33号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第34号 令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第11 議案第34号、令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（重村浩次君）

議案第34号 令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額1億3,778万9,000円に歳入歳出それぞれ62万円を減額し、歳入歳出の総額を1億3,716万9,000円とするものです。

5ページをお願いします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の121万円の減は、放課後わくわくクラブが4月から子育て支援課が担当になったため減額をしております。また、2款繰入金金の59万円の増は職員手当です。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費は、食材費を食糧費に組み替えるものです。この食糧費はほーらい館のイベントに使用するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第34号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第34号、令和元年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第35号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第12 議案第35号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第35号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、補足説明いたします。

予算書をお願いします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4億4,644万5,000円に歳入歳出それぞれ2,530万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億7,174万7,000円とするものです。

6ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目国庫補助金、補正前の額9,100万円に1,068万円を増額補正、3款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正前の額9,412万2,000円に2万2,000円を増額し、6款町債1項町債1目辺地対策事業債、補正前の額4,500万円に530万円を増額。2目公営事業債、補正前の額1億5,480万円に930万円を増額補正し、歳入合計額2,530万2,000円を増額とするものであります。

理由といたしましては、概算要望の見直しによる老朽管更新事業の増額分であります。

次に、7ページをお願いします。

歳出のご説明をいたします。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費、補正前の額5,609万4,000円に394万2,000円を増額とするものでございます。理由といたしましては、公営企業法適用推進指導助言委託料に変更が生じたための変更になります。

次に、1 款水道事業費 3 項配水給水費 3 目東部地区基幹改良費、補正前の額 2 億7,004万8,000円に2,136万円を増額、2 億9,140万8,000円とするものであります。理由といたしましては、先ほど歳入で説明した要望額の増によるものであります。

次に、3 ページをお願いします。

第 2 表、地方債の補正です。

起債の目的、辺地対策事業債、補正前の額4,500万円に対し、補正後限度額5,030万とするものであります。公営企業債、補正前の限度額 1 億5,480万円に対し、補正後の限度額 1 億6,410万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法、記載のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思えます。

以上、水道課の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第35号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第35号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第13 議案第36号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第13 議案第36号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について議題いたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第36号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第5条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。

1 職員給与費2,026万3,000円に2万8,000円を増額し、2,029万1,000円とするものでございます。科目別内訳といたしまして、第2条の収益的収入及び支出の補正、歳入第1款第1項営業収益2万8,000円の増。

支出、第1款第1項営業費用から2万8,000円を支出するものであります。

以上、補正予算の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第36号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第36号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 陳情審査委員長報告

○議長（美島盛秀君）

日程第14 陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について議題といたします。

陳情第8号の結果について、総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

総務文教厚生常任委員会委員長報告、陳情第8号の審査結果について報告いたします。

去る6月5日本会議後、議会委員会室において、委員6名事務局1名出席のもと、陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請について慎重に審査いたしました。

本町においては、小規模校が多く教職員が少ない中、複式学級も多く、また教育現場での課題が複雑化、困難化する中で、授業準備等の時間を十分に確保することが難しく、多くの教職員が時間外労働を余儀なくされている現状とのことでした。

解決策として長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善が必要であること、またさきに触れましたが、本町では多くの小学校が複式学級であり、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとはいいがたいものがあります。

また、義務教育費国庫負担率が3分の1に引き下げられた現状では、地方の厳しい財政状況の中、財源豊かな都市との教育水準の開きは大きくなるばかりであります。

これらのことから、子供たちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度2分の1復元は不可欠との結論に達しました。

よって、陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送付することとなりました。

令和元年6月6日、総務文教厚生常任委員長。

○議長（美島盛秀君）

これから、陳情第8号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解

消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択するものと決定しました。

△ 日程第15 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（美島盛秀君）

日程第15 発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

議員発議、採択されました陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消を図るための2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、皆さんにお配りしてあります意見書を、地方自治法第99条の規定により関係する省庁へ送付することとしました。

令和元年6月6日、総務文教厚生常任委員長、岡林剛也。

○議長（美島盛秀君）

これから、発議第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係各省庁へ送付しますので、報告申し上げます。

△ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（美島盛秀君）

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第17 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（美島盛秀君）

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 佐 田 元

伊仙町議会議員 清 平 二

